



第 4 期認証評価様式

2025 年度 自己点検・評価報告書 (2026 年度自己点検・評価)

武蔵大学

武蔵大学 2025 年度 自己点検・評価報告書

目 次

はじめに	1
I. 全学自己点検・評価委員会による評価結果	2
II. 2025 年度自己点検・評価報告	31
大学概況	31
基準1 理念・目的	32
基準2 内部質保証	39
基準3 教育研究組織	54
基準4 教育・学習	57
基準5 学生の受け入れ	82
基準6 教員・教員組織	88
基準7 学生支援	101
基準8 教育研究等環境	119
基準9 社会連携・社会貢献	131
基準10 大学運営・財務	137
(1) 大学運営	
(2) 財務	

はじめに

本報告書は、公益財団法人大学基準協会（以下「大学基準協会」という。）が定める第4期認証評価の「大学基準」に基づき、各部局がおこなった自己点検の内容をまとめたものである。

本学の自己点検・評価活動の流れは、以下の通りである。

まず、内部質保証委員会が定める方針に基づき、各部局等が自らの諸活動について現状の把握及び検証をおこなう。次いで、全学自己点検・評価委員会が、大学基準協会が定める大学基準に基づき、全学的観点から各部局等の自己点検・評価の内容を評価する。さらに、内部質保証委員会にて改善に向けた方策を策定し、各部局に改善を促している。

各年度、6月までに各部局より提出された自己点検・評価シートをもとに、複数回全学自己点検・評価委員会を開催し、議論を重ね、最終的な評価結果を全学自己点検・評価委員長がとりまとめている。

評価対象の「大学基準」については、10の「大学基準」のうち、毎年度点検・評価する基準項目と隔年で点検・評価する基準項目に分けて評価をおこなうこととしている。

ただし、今年度は第4期認証評価（2025年度～）の評価項目及び様式にて実施する初年度であるため、10の基準全てを評価対象として、自己点検・評価を実施した。

大学基準（大学基準協会 第4期認証評価）	
基準1（理念・目的）	基準6（教員・教員組織）
基準2（内部質保証）	基準7（学生支援）
基準3（教育研究組織）	基準8（教育研究等環境）
基準4（教育・学習）	基準9（社会連携・社会貢献）
基準5（学生の受け入れ）	基準10（大学運営・財務）

本報告書の構成は大きく二つに分かれている。

「Ⅰ．全学自己点検・評価委員会による評価結果」は、2026年度の武蔵大学全学自己点検・評価委員会による評価結果の概要を示したものである。「提言」の「課題」のうち、2021年度認証評価結果において「改善課題」として指摘された事項については【認証評価：改善課題】と記載している。

「Ⅱ．2025年度自己点検・評価報告」は、各部局から提出された2025年度末時点（一部、2026年6月までの内容を含む）の状況を反映したものである。

本学では、今回の自己点検・評価を通じて明らかとなった課題について、今後も改善に努めるとともに、長期的に検討すべき課題については、必要に応じて次期中期計画（2028年度～）の事業に反映し、取り組んでいく。

以上

I. 全学自己点検・評価委員会による評価結果

【基準 1】 理念・目的

<概評>

- ① 大学の理念・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。

本学は 1922 年の旧制武蔵高等学校創立時からの「建学の三理想」を原点とし、大学学則第 1 条及び大学院学則第 1 条へ目的を適正に規定している。さらに、2022 年の学園創立 100 周年を機に新「理事長ドクトリン」と新「学園長プラン」を制定し、リベラルアーツ&サイエンス教育を通じたグローバルリーダー養成を軸とする新たな「教育の基本目標」を確立した。これらに連動する形で各学部・研究科規則にも教育研究上の目的及び人材養成目的を明記し、3 つのポリシーまで一貫した体系として整合性を保ちながら運用している。

各種理念・目的及びポリシー群は、大学 Web サイトをはじめ『履修要項』や『学生生活ガイド』へ明記し、学生及び教職員へ定着を図っている。また、新任教員研修での学長講話・学部長説明や、新任職員基礎研修などを通じて全学構成員の理解深化を組織的に推進している。さらに、2023 年度自己点検・評価結果の改善指摘を踏まえ、2024 年度には Web サイト内で点在していた各種方針やポリシーへのリンクを「大学の各種方針」ページへ集約・一元化するなど、社会に対する説明責任とアクセシビリティの向上を迅速に実現している。理念・目的の構造的な整理から構成員への浸透、社会への透明性の確保に至るまで適切に運用されており、評価項目の基準を十分に満たした良好な取り組みがなされている。

- ② 大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。

本学は、新「理事長ドクトリン」及び新「学園長プラン」を踏まえ、2022～2027 年度を対象とする「武蔵学園第四次中期計画」を策定し、理念・目的の達成に向けた具体的かつ実現可能な諸施策を推進している。「武蔵学園大学部門中期計画推進会議」の設置や長期財政試算による適切な資源配分を行うとともに、進捗管理や中間見直しを行う定期的な検証体制を整備し、実効性のある運用を実施している。

創立百周年を迎えた 2022 年度からの 6 か年計画として「武蔵学園第四次中期計画」を策定し、「リベラルアーツ&サイエンス教育の一層の深化」をはじめとする 6 つの戦略事項を提示している。各施策には具体的な KPI 指標と最終目標を定め、年度ごとの事業計画・事業報告に展開している。

第四次中期計画においては、国際教養学部の設置、4 学部体制への移行に加え、前回の認証評価で指摘された「大学院の定員充足」を全学的課題として計画に組み込むなど、内外の状況を踏まえた計画設定をおこなっている。

また、法人役員、学長、副学長、大学事務局長から構成される「武蔵学園大学部門中期計画推進会議」を設置し、カリキュラム改定や人事等に関する法人と大学間の意向調整及び合意形成を図っており、財務に関しては、長期試算を策定し、経常収支差額の黒字維持や教育

活動収支の均衡、リソース配分の効率化などを方針として設定することで、計画推進に必要な財務基盤を担保している。

各部局での KPI 達成状況の検証結果を大学企画課が取りまとめ、学長確認、大学協議会審議、理事会承認を経る進捗管理体制を構築している。また、全学自己点検・評価委員会及び内部質保証委員会による隔年の点検・評価を実施している。2024 年度には「第四次中期計画後半に向けた検討ワーキンググループ (WG)」を設置し、計画後半に向けた進捗確認と施策項目の整理・見直しを実施するなど、継続的な改善に取り組んでいる。

<提言>

長所

- 1) 中期計画策定時に各施策ごとに KPI 指標や最終目標を定め、達成状況、進捗管理をおこなう体制が構築され、年度事業計画・事業報告に基づく進捗管理をおこなっている。
- 2) 6 か年の中期計画を「前半 3 年・後半 3 年」に区分し、前半の最終 (2024) 年度には「第四次中期計画後半に向けた検討 WG」を設置して中間見直しを実施し、事業内容と施策名の乖離や項目間の関連性の分かりにくさを整理・改定した。
- 3) 法人役員と大学幹部で構成される「武蔵学園大学部門中期計画推進会議」を設置し、カリキュラム改定や人事等についての調整・合意形成体制と、長期試算に基づく財政的裏付けを整備している。

課題

- 1) 中間見直しで整理された施策について、設定した KPI 指標の妥当性や「課題」「施策」「実施概要」の関連性を継続して検証し、計画の実効性を高める必要がある。

【基準 2】 内部質保証

<概評>

- ① 内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

本学では「武蔵大学内部質保証規程」(2017 年 12 月制定)及び「武蔵大学内部質保証に関する方針」(2018 年 6 月制定)において、内部質保証のための基本的な考え方、体制及び手続きを明らかにしている。同規程に基づき、全学内部質保証推進組織として、内部質保証委員会を設置している。規程及び方針を改正する際には内部質保証委員会にて改正案を策定する。各年度の自己点検・評価の方針及び手続きについては、内部質保証委員会が「自己点検・評価の基本方針」を策定している。内部質保証委員会をはじめとする諸組織の位置づけは「武蔵大学内部質保証システム体系図」に明示している。なお、2021 年度認証評価実地調査での指摘を受けて、同体系図に IR を担当する組織としての大学企画課を位置づけた。内部質保証委員会の下に、全学的な観点から自己点検・評価をおこなう全学自己点検・評価委員会を設置し、その構成員や任務については「武蔵大学自己点検・評価規程」に定めている。内部質保証委員会と全学自己点検・評価委員会の構成員については、一部の例外を

除き、兼務を認めないこと、全学自己点検・評価委員会の構成員にFD委員会選出委員を加えることを通じて、内部質保証の客観性・妥当性の確保に努めている。

本学では2016年度に全学の3ポリシー、2017年度に各学部・研究科の3ポリシーを制定し、公表している。2020年度には、内部質保証委員会にて「武蔵大学における三つのポリシー策定に関する方針」を策定し、3ポリシーの策定の調整・支援に当たっている。2022年度より第四次中期計画が開始し、国際教養学部の開設及び全学部のカリキュラム改定を踏まえ、大学の「教育の基本目標」及び全学の3ポリシーの見直し、各学部・研究科の3ポリシーの見直し及び国際教養学部の3ポリシーの制定を2021年度におこなっている。また、2027年度のカリキュラム改定にあわせた、2027年度以降の全学及び各学部・各研究科のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの改定を2024年度から2025年度にかけておこなっている。

体系的・組織的な教育課程の編成にむけた調整・支援に関しては、各学部・研究科及び附置課程等において、内部質保証委員会が定めた点検・評価項目に基づく教育プログラムの定期的検証を実施している。各学部・研究科等から提出された自己点検・評価結果を内部質保証委員会が全学的観点から点検評価し、フィードバックすることで、PDCAサイクルを機能させている。例えば、2021年度認証評価の際に改善課題として指摘された両研究科の定員充足率の改善に関しては、研究科のみならず大学全体の課題として体制を強化して取り組んでいる。

学習成果の可視化に向けた調整・支援に関しては、2024年度よりアセスメントテストを実施し、その結果を内部質保証委員会に報告するとともに、教育プログラムの定期的検証に利用している。

自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援に関しては、個別の記載はないが、他の箇所の記載から内部質保証委員会がこれをおこなっていることは理解できる。

以上により、教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援をおこなっていると判断できる。

全学的な自己点検・評価に関しては、以前は中期計画に基づく事業計画の点検・評価を全学的な自己点検・評価と位置づけていたが、2023年度より改善を図り、事業計画に基づく自己点検・評価は2年ごとに、大学基準に基づく自己点検・評価は毎年おこなっている。また、これに合わせて、それまで別におこなっていた教育プログラムの定期的検証を、大学基準に基づく自己点検・評価と一体的におこなっている。各部局等から自己・点検評価結果は、全学自己点検・評価委員会にて全学的観点から評価されたのちに、内部質保証委員会から各部局等に改善方針が示される。2024年度におこなわれた全学的な自己点検・評価の結果は、第四次中期計画の後半にむけた中間見直しのために活用されている。教職課程の自己点検・評価は2022年度に試行したが、その後自己点検・評価の実施体制の整備がまず必要と判断されたため、2023年度に教職課程を中心に自己点検・評価の体制及び実施方法を再検討のうえ、新たに定めた。そのうえで、2023年度に前年度の教職課程の自己点検・評価報告書を作成した。この自己点検・評価の結果、各学科・研究科、各専攻における「教員養成の理念」が策定されることとなった。2023年度以降は継続的に自己点検・評価がおこなわれている。以上により、大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価は、それぞれ定期的に実施され、その結果を活用して

改善・向上に取り組んでいると判断できる。

「武蔵大学内部質保証規程」では、外部評価や大学評価等の学外からの評価を受けるように定めている。本学では、大学評価に加えて、2016 年度から成城大学との、2023 年度からは甲南大学を加えた三大学における相互評価を実施している。2018 年度には「武蔵大学外部評価委員会規程」を制定し、2018 年度と 2022 年度に外部評価委員会による外部評価をおこなっている。大学評価、相互評価、外部評価の結果に基づき、内部質保証委員会にて改善に向けた方策が策定され、評価結果とともに学内に周知される。このように学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、外部の視点を取り入れる仕組みは整備されている。一方、学生の意見を取り入れる仕組みに関しては、報告書に言及がないため、判断できない。

大学評価における指摘事項に関しては、学長の指示のもと、内部質保証委員会を中心に対応する体制が整備されている。第 3 期認証評価結果で改善課題が付された「大学院の定員管理」、「職員の業績評価に関する規程と実態の乖離」及び「SD 研修の規定化」に関しては、上記の体制の下で改善を図り、2025 年 7 月に改善報告書を大学基準協会に提出した。その結果、「職員の業績評価に関する規程と実態の乖離」に関しては改善が認められたものの、残りの 2 点に関しては、さらなる改善が求められている。したがって、大学院の定員管理と SD 研修の規定化については、内部質保証の観点からも取り組みが不十分であったと判断せざるを得ず、改善課題とする。

設置計画履行状況等調査での指摘事項に関しては、大学企画課を取りまとめとして対応する体制が整備されている。2024 年度の設置計画履行状況等調査にて指摘を受けた事項に関しても、適切に対応できている。

以上により、本学においては、内部質保証のための方針が適切に設定されており、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムが整備され、概ね適切に機能していると判断できるが、さらに改善を図るべき点もある。

② 大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

本学では、大学 Web サイトに「教育情報の公表」というカテゴリーを設け、省令に基づき大学等が公表すべき情報を公表している。また、同カテゴリーの中に「大学評価」という項目を設け、大学評価結果、他大学との相互評価及び外部評価の結果、毎年度の自己点検・評価報告書、設置認可申請に関する申請書類や設置計画履行状況報告書も公表している。さらに、研究活動に関する情報、FD 活動への取組、学生調査結果等も大学 Web サイトに公表している。

財務については、予算・決算に係る計算書類や監査報告書を学校法人の Web サイトに公表するとともに、予算・決算概要や学校会計基準の説明を「学校会計解説」として掲載することで、分かりやすさに配慮している。

また、グローバル化推進の一環として、2025 年度より大学 Web サイトに英語表示機能を導入している。

さらに、教育活動の一環として、各学部等のゼミナール活動を紹介する「ゼミブログ」も大学 Web サイトに掲載している。

これらの情報は、しかるべき方法に則って定期的に更新されている。

また、2022 年度より、大学 Web サイトの「教育情報の公表」の中の「データで見る武蔵大学」という項目において、本学の基本データ(志願者数、在籍学生数、都道府県別入学者数、就職状況、退学者数、留年者数、派遣留学生数、協定校数、教員数、教員研究費、蔵書数等)を、BI ツールを用いて可視化し、分かりやすく提示している。

以上により、大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていると判断できる。

③ 内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。

内部質保証委員会は、全学自己点検・評価委員会が全学的観点から作成する自己点検・評価報告書を通じて、内部質保証システムの有効性及び適切性を点検・評価している。また、必要に応じて、大学全体の内部質保証システムの改善を図っている。全学自己点検・評価委員会は、自己点検・評価報告書の作成を通じて、全学及び各部局等の内部質保証システムの適切性・有効性を検証している。さらに、大学評価の受審に加えて、他大学との相互評価や外部評価も実施し、その結果を内部質保証システムの改善・向上のために活用している。2024 年度には他大学との相互評価を通じて、内部質保証システムの改善・向上が必要と判断されたため、各部局が提出を義務づけられている「大学基準に基づく自己点検・評価シート」の様式を、2025 年度に一部変更している。

以上により、内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価をおこない、改善・向上に向けた取り組みをおこなっていると判断できる。

<提言>

長所

- 1) 定期的に他大学との相互評価や外部評価をおこない、その結果を改善・向上に向けた取り組みに活用している点は、長所といえる。
- 2) 大学基礎データを BI ツールを用いて可視化するなど、分かりやすい情報の公表に努めている点は長所である。

課題

- 1) 第 3 期認証評価結果で改善課題が付された「大学院の定員管理」と「SD 研修の規定化」に関して、大学基準協会から更なる改善を求められていることは、内部質保証の取り組みが十分ではないことを示しており、改善課題とする。

その他

- 1) 学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、外部の視点を取り入れる仕組みは整備されているが、学生の意見を取り入れる仕組みについては言及がない。教育課程レベルでの自己点検・評価に対する学生参画については、大学 4 年次生対象の学生調査の自由記述をまとめて、各学部、部局へフィードバックすることで、教育活動・制度の改善を実施しており、授業科目レベルでの自己点検・評価に対する学生参画としては、授業評価アンケートや FD フォーラムを通じて把握し

た学生からの意見を授業改善に活用している。このように学生の意見はさまざまな方法で集めているため、全学レベルでの自己点検・評価に対する学生参画の仕組みも検討すべきではなかろうか。

【基準 3】 教育研究組織

＜概評＞

① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。

本学は、「建学の三理想」及びこれに基づく大学・大学院の目的並びに「教育の基本目標」を踏まえ、学問の動向、社会的要請及び国際的環境の変化に配慮して、2026 年 4 月 1 日現在、4 学部 2 研究科を設置している。各学部規則・研究科規則に教育研究上の目的を定め、ゼミナールを基礎とする少人数教育に対応して収容定員 4,000 人未満の小規模な教育環境を維持しており、理念・目的と組織の規模・構成との関係が一貫して説明されている。学部・研究科以外の組織についても、「武蔵大学学則」第 50 条に基づく総合研究機構及び各センター、教職課程・学芸員課程を設置し、設置根拠と目的を規程上明確にしている。2022 年 4 月には、経済学部のロンドン大学と武蔵大学とのパラレル・ディグリー・プログラム（PDP）及び人文学部のグローバル・スタディーズコース（GSC）英語プログラムを母体として国際教養学部を開設し、4 学部体制へ移行した。また、第三次中期計画後半の施策として掲げたりべラルアーツアンドサイエンス教育センター及びアドミッションセンターを計画どおり開設したこと、総合研究所を総合研究機構に改称して事業内容を見直し産学官連携等を加えたうえで第四次中期計画のもとで研究会活動を開始していることは、中・長期の計画と教育研究組織の整備が連動していることを示すものであり、設置状況は概ね適切である。

ただし、2022 年度の PDP の国際教養学部への移行に伴い主な業務を同学部へ移管した PDP 教育センターについては、独立の組織として存置する必要性と現在の役割が説明されていない。

② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。

教育研究組織の構成の適切性については、内部質保証委員会を主体として、事業計画・事業報告及び「大学基準」に則った点検・評価項目に基づく「自己点検・評価シート」により毎年度点検・評価を実施し、必要に応じ随時の点検・評価もおこなっている。組織の改編・新設は大学協議会及び常任理事会を経て理事会が決定することとされ、点検・評価及び意思決定の体制は明確であり、内部質保証システムのなかで全学的に統括されている。国際教養学部等の開設及び総合研究機構への改称・事業内容の見直しは、改善・向上の実績として認められる。

一方、毎年度の点検・評価において何を成果・課題として把握し、それがどのような判断を経て組織の改編等に反映され、改編後の効果をどのように検証したのかについては第 3 章に具体的な記述がなく、評価項目②に挙げられた改善・向上の例も 2022 年 4 月の国際教養

学部開設にとどまる。とりわけ、業務移管から4年を経た2026年5月1日現在もPDP教育センターが「大学基礎データ」表1の「別科・専攻科・附置研究所等」欄に掲載されている一方でその存廃を含む見直しの検討状況が示されていないことは、設置目的と実態との乖離が生じているおそれのある組織について、点検・評価を経た整理がなされていないことを示している。点検・評価の結果を組織の改編・整理に結びつける取り組みについて、さらなる努力が求められる。

<提言>

長所

- 1) グローバル化に対応した教育研究組織の整備が進んでいる。経済学部のPDP及び人文学部のGSC英語プログラムを母体として2022年4月に国際教養学部を開設してこれらを学部として体系化したこと、グローバル教育センターがMusashi Communication Village (MCV) の運営を担い、2022年度に導入した学生インターン制度を2024年度秋学期より本格稼働させて学生自らがイベントを企画立案・実施する運営体制へと発展させていることは、収容定員4,000人未満という小規模な資源を集約して理念の実現につなげる組織編成として評価できる。

課題

- 1) 教育研究組織の適切性に関する点検・評価は毎年度実施されているものの、点検・評価の結果と組織の改編・整理との連続性が具体的に示されていない。とりわけ、PDPの国際教養学部への移行に伴い主な業務を同学部に移管したPDP教育センターについて、移行から4年を経た現在も存廃を含む見直しの検討状況が示されていない。センター等を含む教育研究組織の点検・評価にあたっては、設置目的と実態との乖離の有無を検証し、その結果を組織の改編・整理に結びつけるよう、改善が求められる。

その他

- 1) 直近3年程度における教育研究組織に関する点検・評価で把握した具体的な成果・課題、それが組織改編等に反映された過程及び改編後の効果検証の記録を確認したい。

【基準4】 教育・学習

<概評>

- ① 達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。

【学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。】

本学では、全学及び学部・研究科の授与する学位ごとにディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーが策定され（ただし、授与する学位ごとにカリキュラム・ポリシーが策定されていることは「自己点検・評価報告書」では明示されていないと思われる）、大学Webサイト及び履修要項において公表されている。各ポリシーでは、分かりやすい表現を用いる

ことが留意されている。また、ポリシー間の一貫性についても留意されており、とくに、2027年度以降の新カリキュラムにあわせて改定されたディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーについては、全学のディプロマ・ポリシーと全学のカリキュラム・ポリシーとの対応表、及び全学のディプロマ・ポリシーと各学部のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーとの対応表が用意され大学 Web サイトで公表されている。

こうした点から、本学では、ディプロマ・ポリシーにおいて学生が修得すべき学習成果が明らかにされ、カリキュラム・ポリシーにおいて必要な教育課程及び教育・学習の方法が明らかにされているといえる。

【上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。】

また、上記の 2027 年度以降の新カリキュラムにあわせて改定された全学及び学部のディプロマ・ポリシーは、「専門知」「総合知」「思考力」「異文化への理解」「他者と協働する力」「実践力」「リーダーシップ」をキーワードとして編成されている。なお、2026 年度までのディプロマ・ポリシーの内容についての記述は「自己点検・評価報告書」にはみられないように思われる。

各研究科のディプロマ・ポリシーにおいては、高度な専門性、自律的な研究能力、表現力、主体性等を身につけることが求められている。

こうした本学の設定する学生が修得すべき学習成果は、少なくとも 2027 年度以降については、各学部・各研究科の授与する学位に十分に値するものと思われる。

② 学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。

【学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。】

「自己点検・評価報告書」には、2027 年度カリキュラム改定に際して、学長からディプロマ・ポリシーにもとづいたカリキュラムを策定するように指示があったと記述されている。このため、おそらく、少なくとも 2027 年度カリキュラムについては、以下のことが言えると思われる。

第一に、本学の総合科目・外国語科目のカリキュラム（開講科目）は、全学のディプロマ・ポリシーに依拠したうえで設置され、各学部のディプロマ・ポリシーにもとづいて、各学部のカリキュラムに組み込まれていると思われる。

第二に、各学部の専門科目のカリキュラム（開講科目）は、全学のディプロマ・ポリシーに依拠したうえで、各学部の専門性を反映した、各学部のディプロマ・ポリシーにもとづいて設定されている。

ただし、全学及び各学部のカリキュラム・ポリシーとカリキュラムとの関係についての直接的な言及は「自己点検・評価報告書」にはみられないように思われる。また、2026 年度までのカリキュラムとディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーとの関係についての直接的な言及も「自己点検・評価報告書」にはみられないように思われる。

本学の各研究科のカリキュラム（開講科目）については、全学のディプロマ・ポリシーに依拠したうえで、各研究科の専門性を反映した、各研究科のディプロマ・ポリシーにもとづ

いて設定されている。ただし、各研究科のカリキュラム・ポリシーとカリキュラムとの関係についての直接的な言及は「自己点検・評価報告書」にはみられないように思われる。

こうしたことから、本学の各学部・研究科のカリキュラム（開講科目）は、おおむね、授与される学位及び学問分野の専門性に整合して設定されていると思われる。

本学の学部のカリキュラムにおいては、「武蔵大学学則」にもとづいて、授業科目は、総合科目、外国語科目、専門科目の3区分に大別され、履修形態として、必修科目、選択科目、自由科目の区分が、また、授業種別として、講義、ゼミ、実習等の区分が設定され、「履修要項」に詳細が記載されている。

また、本学の研究科のカリキュラムは、「武蔵大学大学院学則」にもとづいて設置され、必修科目、選択科目の区分等の詳細については「履修要項」に明示されている。

こうしたことから、本学のカリキュラムにおいては、各授業科目の位置づけは明確にされていると言える。

本学の学部のカリキュラムにおいては、主として、科目ナンバリング及びカリキュラム・マトリックスによって、科目の体系性と順次性が明確化されている。科目ナンバリングについては「履修要項」及び各授業のシラバスに明示されている。またカリキュラム・マトリックスで定められた「授業を通じて身につく能力」は、各授業のシラバスで明示されている。

また、各学部・学科ではコースを設置し、学生の興味関心にもとづいて体系的に学習できる仕組みを整えている。また、各学部の「履修要項」では、コース等ごとに履修モデルが提示されており、学習の体系性や順次性がイメージしやすい工夫がなされている。

本大学の研究科のカリキュラムにおいては、主として、科目ナンバリングによって、科目の体系性と順次性が明確化されている。また、2027年度カリキュラムを機に、カリキュラム・マトリックスの作成・公表も予定されている。

また、各研究科の博士前期課程においては、コースが設置され、とくに専門的な職業にかかわる能力の修得を念頭に置いたコースには、具体的な職業との接続を想定したプログラムが用意されている。人文科学研究科については、2027年度カリキュラムより、博士後期課程においても、コースの設定を導入する予定である。

このように、本学の各学部・研究科においては、学習の体系性・順次性に配慮して授業科目が設定され、それが可視化されていると言えることができる。

本学では、「武蔵大学学則」によって、学部の卒業に必要な単位を124単位と定め、学科ごとに各区分に必要な単位を指定している。なお、「武蔵大学大学院学則」等によって、博士前期課程の修了に必要な単位は30単位、経済学研究科博士後期課程は20単位、人文科学研究科博士後期課程は12単位と定められているはずだが、この点についての直接的な記述は「自己点検・評価報告書」にはみられないように思われる。

本学の1単位あたりの授業時間は、大学設置基準にもとづき「武蔵大学学則」において、授業種別ごとに規定され、「履修要項」によって学生に周知されている。なお、各授業における授業外学修に必要な時間は、シラバスに記載されている（ただし、「履修要項」（共通編10ページ）では、授業のコマは実時間ではなく「1時間=45分」という「単位時間(academic hour)」で計算するのが大学の慣習であることが明示されていないので、学生に誤解を与えている可能性が高いと思われる）。

上記にもとづいて、授業時間は1コマ105分に設定され、授業期間は13週（セメスター）

もしくは8週（クォーター）として運用されている。

このように、本学の授業期間と単位は適切に設定され、学生の学習時間もこれをふまえて授業ごとに設定されていると言える。

以上から、本学では、設定された学習成果の達成につながるように、各学位課程にふさわしい体系的なカリキュラムが設置されていると、おおむね言えると思われる。

③ 課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。

【授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。】

本学の各学部・研究科の授業形態・授業方法は、各々の学部・研究科のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーにもとづいて設定されていると思われるが、この点についての直接的な記述は「自己点検・評価報告書」にはみられないように思われる。また、さらにこうした授業形態・授業方法の「期待された効果」についても「自己点検・評価報告書」では言及されていないように思われる。

【ICTを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか】

本学では、教育効果が高いと判断される場合は、授業回の全てまたは一部を多様なメディアを活用したオンライン授業として実施することが認められている。

2027年度カリキュラムからは、「メディア授業」（授業時間の半分以上をオンラインで実施する授業科目）については、提供学部・センターが対面授業と同等またはそれ以上の教育効果を得られると判断する授業に限定して申請を認め、認定の可否を学長が大学の方針に基づき決定することとし、より効果的な運用ができるように制度があらためられる。

こうした点から、本学では、ICTを利用した遠隔授業が、適した授業科目に効果的に用いられる工夫がなされているとおおむね言えると思われる。

【授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等をおこない、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか】

本学では、全ての学部において1年次から4年間、演習が必修科目となっている。また総合科目においても、実践セクションに演習科目が設置されている。こうした演習では、アクティブラーニングを含め、多様な学生が主体的に参加することで成り立つ授業が展開されている。

また各研究科においては、演習科目が多く設置されているうえに、講義科目においても少人数であることから、多様な学生が主体的に参加することを前提として授業科目の運用がなされている。

こうしたことから、本学では、多様な学生の存在を前提に、そうした学生が意欲的に参加できる授業体制をとっていると言える。

なお、評価の観点にある「学生の多様性を踏まえた対応や……指導」からすれば、「自己点検・評価報告書」において、学部での語学の能力別のクラス編成や初年次の IT 教育などへの言及や、研究科での外国語母語の学生へのサポートなどへの言及があらばと思われた。

本学の学部における単位の実質化をはかる措置としては、全ての学部で履修登録単位数の上限が、原則として、年間 48 単位（セメスター制のもとで、1 学期の履修登録単位は 24 単位）に制限されていることがあげられる（一部教職課程科目を除く、また成績による緩和措置あり）。なお、2027 年度入学生からは、1～2 年次の学習時間を確保するため、1～2 年次の年間上限単位を 44 単位となる予定である。

研究科においては、年間の履修単位の上限は設けていないが、履修登録に際して、指導教授による事前指導を義務づけることで、単位の実質化を図っている。

このように、本学では、単位の実質化が適切にはかられていると思われる。

本学では、授業科目のシラバスは、授業の概要、到達目標、授業外学習、授業計画、評価方法などの諸項目を含む統一された書式にもとづいて作成され、教務委員等による点検を経て確定され、公開されている。また、授業評価アンケートでは、「この授業はシラバスに沿って行われていましたか」という設問が設けられている。

こうした点から、本学では、学生が授業内容等を理解し、効果的に学習を進めるために十分なシラバスが作成され活用されていると言えるだろう。

【授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等の措置。】

本学では、学生の状況を把握し、履修指導を含む生活全般に関する指導・助言をおこなう仕組みとして、指導教授制度が設けられている。また、全専任教員がオフィスアワーを設定し、学生に公表している。

学部における履修指導は、個々の指導教員によるもののほか、年度はじめの個別履修相談会、学部・学科ごとのゼミガイダンスなどとしても実施されている。また、学修支援ポータルサイトには、各種ガイダンス情報や履修登録に関する諸情報が集約されるとともに、卒業に必要な科目を学年別でまとめたチェックリストも掲載されている。

なお、学生の授業や課題への負担が重いと思われる各学部のコースやプログラムあるいは教職課程等においては、個別に学生へのサポート体制を整え、履修指導等も実施されている。

成績不振者へは、教務課より各学期末に注意喚起をおこない、次学期の履修登録にた指導をおこなっている。また、成績不振者は、教授会を通じて指導教員にも通知され、必要に応じて指導教員からの履修指導もおこなわれている。

研究科における履修指導は、年度はじめに学生が作成した研究計画をふまえて指導教員が作成した「研究指導計画書」にもとづいておこなわれている。また、学生に対しては、年度はじめに履修ガイダンスが実施されるとともに、入学から学位取得までの概要が分かる資料が大学ウェブサイトに掲載されている。

これらのことから、本学では、授業の履修に関して、十分な指導がおこなわれていると言

うことができる。

本学では、授業によって、学生の学習進捗度や理解度の把握のため、必要な課題を設けている場合がある。教職課程においては、とくにラーニング・ポートフォリオが導入されている。

研究科においては、指導教員が指導学生の学習の進捗度・理解度を確認し、履修指導につなげている。また、とくに博士後期課程においては、学生に対して毎年度「年間研究報告書」の提出が義務づけられており、これをととして学生の学習の進捗度・理解度が把握されている。

こうしたことから、本学では、学部では主として授業をととして、研究科においては指導教員をととして、学生の学習の進捗度・理解度が把握されていると言える。

本学では、授業によって、オンラインツールなどを用いて、授業外の学習課題へのフィードバックがなされている場合がある。

こうしたことから、本学では、学生への履修指導が適切におこなわれ、学習の進捗状況等がある程度把握され、授業外学習のためのフィードバックもある程度実施されているといえることができると思われる。

以上のことから、本学では、学習成果の達成のために適切な授業形態がとられており、学生に対する効果的な指導や支援がおこなわれているとみなすことができる。

④ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。

【成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。】

本学の学部の成績評価に際しては、S 評価が履修者の 10%、A 評価が履修者の 20%程度の配分となるよう、授業担当者に通知することをととして、その厳格性を確保している。

研究科における授業成績の厳格性の確保に関する記述は、「自己点検・評価報告書」の中には見出せなかった。

【成績評価及び単位認定にかかる基準・手続（学生からの不服申立への対応含む）を学生に明示しているか。】

本学では、単位制度の詳細及び授業における成績評価の一般的な基準は、「履修要項」に記載され、学生に周知されている。授業科目ごとの成績評価の基準や方法は、各授業のシラバスに記載されている。

また、成績問い合わせ制度が設けられており、問い合わせがあった場合には担当教員の確認を経て、必要に応じて成績訂正がおこなわれる。なお、成績問い合わせ制度についても、「履修要項」に記載され、学生に周知されている。

【既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。】

本学では、「武蔵大学学則」「武蔵大学大学院則」において、入学前の既修得単位の認定（編転入の場合も含む）について定めている。留学先で修得した単位についても、「武蔵大学学生国外留学規程」「武蔵大学大学院学生国外留学規程」にもとづいて、本学の単位として認定される。

これらの修得単位は、修得先が発行した成績証明書にもとづき、シラバス等によって授業内容等が精査されたうえで、教務委員会、学部教授会・研究科委員会の審議をへて本学の単位として認定される。

また、外国語現地実習、インターンシップ、ボランティア活動等の単位認定については、事前・事後学修、活動内容や時間を単位認定の趣旨に照らし合わせておこなわれている。こうしたことから、本学における既修得単位等の認定は、おおむね適切におこなわれていると言えると思われる。

【学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。】

本学では、学部・研究科の卒業・修了要件は、「武蔵大学学位規則」等に明示され、「履修要項」に記載されて学生に周知されるとともに、大学 Web サイトにも公表されている。こうした要件をもとにした学位授与は、学部教授会・研究科委員会の審議を経て、学長が決定しており、その手続と体制は明確化されている。

【学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。】

本学では、学士課程の学位授与については、「武蔵大学学位規則」等に、各学部のディプロマ・ポリシーにもとづいて、定められた知識・技能、態度等を身につけた学生に学位を授与することが明記されている。また、こうした規定を実質化するため、人文学部・社会学部・国際教養学部においては卒業論文等が必須とされ、口述試験を含む審査手続が明文化されている（経済学部ではゼミナール修了論文の作成が強く推奨されている）。

博士前期課程及び博士後期課程の学位授与については、各研究科のディプロマ・ポリシーにおいて、学位授与の条件が明示されている。またこれにもとづいて、「武蔵大学学位規則」等に定められた審査基準や手続にそって、学位論文の審査がおこなわれている。

こうしたことから、本学では、ディプロマ・ポリシーに応じて、適切に学位授与がおこなわれているとすることができるだろう。

以上をふまえ、本学では、成績評価・単位認定・学位授与は、適切におこなわれているとみなすことができる。

⑤ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。

【学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。】

本学では、学生の学習成果を把握する指標等は、内部質保証委員会が策定する「武蔵大学アセスメント・ポリシー」によって定められている。「武蔵大学アセスメント・ポリシー」は、継続的に見直しが図られており、直近では 2025 年に大幅な改定がおこなわれた。

こうしたことから、本学では、学生の学習成果を把握する指標等は「武蔵大学アセスメント・ポリシー」によって明確化されていると言える。

【学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。】

「武蔵大学アセスメント・ポリシー」では、学生の学習成果の直接評価指標として、入学

試験、外部語学検定試験のスコア、アセスメントテスト、各科目の成績分布、卒業論文等の成績等が設定されている。とくに卒業論文等に関しては、各学部・学科の専門性に即して、ルーブリックも策定されおり、各学部のディプロマ・ポリシーと明確に結びつけられている。

学生の学習成果の間接評価指標としては、学部・研究科の学生の全員を対象とした学生調査が設定されている。この学生調査では、ディプロマ・ポリシーに対応した設問が設定されており、ディプロマ・ポリシーの定める学習成果の測定がおこなわれている。

また、2024 年度からは、成績とアセスメントテストにもとづく学修ポートフォリオが導入されており、ディプロマ・ポリシーの達成度を学生が客観的に把握できるようになっている。

こうした点から、本学における学生の学習成果の把握のための指標等は、ディプロマ・ポリシーに定められた学習成果の把握に対して、整合的であると思われる。

【指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。】

上述のような指標等に基づいて把握された学生の学習成果のデータは、教育プログラムの定期的検証に際して、各学部・研究科に提供されている。

また、これにもとづいて、年度ごとの開講授業数の見直し、メディア授業についての方針等の策定（2021～22 年度）、2027 年度カリキュラム改定に伴う総合科目についての卒業要件の検討（2023 年度）、2027 年度カリキュラム改定にあわせたアセスメント・ポリシーの改定（2024-25 年度）、人文科学研究科における博士後期課程へのコースワークの導入（2027 年度）などの、教育課程等の具体的な改善が図られてきた。

このため、本学では、把握された学習成果のデータは適切に活用されていると言えるだろう。

以上から、本学では、ディプロマ・ポリシーで定めた学制の学習成果の把握を、おおむね適切に把握していると言えることができる。

⑥ 教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

【教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。】

教育課程等を含む自己点検・評価の基準・体制等は、「武蔵大学内部質保証規程」「武蔵大学内部質保証に関する方針」によって定められ、「武蔵大学 内部質保証システム体系図」によって整理され、明確化されている。

【課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。】

こうした教育課程等の自己点検・評価は、各学部・研究科や教務部、そのほかの関連部局によって、事業計画・事業報告と「大学基準」にもとづいて作成された点検・評価項目からなる「自己点検・評価シート」を用いて、毎年度実施されている。これらの点検・評価においては、報告書の提出時に根拠資料の記載が求められており、このために、各部局では、学

生調査結果、成績、学修ポートフォリオ、外部語学検定試験結果等のアセスメント・ポリシーで定めた各種データ等が用いられている。

こうしたことから、本学における教育課程等の自己点検・評価は、ディプロマ・ポリシーが定める学生の学習成果の把握にもとづいて実施されていると言えるだろう。

【外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。】

本学の教育課程等の自己点検・評価に際しては、各種学生調査や授業評価アンケートなどによって、学生の声を反映する工夫がされている。また、とくに、FD委員会が開催する「FDフォーラム『学生と共に考える授業改善』」という学生と教職員の意見交換会で提示された学生からの提案も、反映されている。

こうしたことから、本学の教育課程等の自己点検・評価においては、学生の声を取り入れるかたちで、客観性を高める工夫がなされていると言えるだろう。

【自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。】

本学の教育課程等の自己点検・評価にもとづく、教育課程等の改善・向上の取り組みの具体例として、「自己点検・評価報告書」の中では、以下のものがあげられている。年度ごとの開講授業数の見直し、メディア授業についての方針等の策定（2021～22年度）、2027年度カリキュラム改定に伴う総合科目についての卒業要件の検討（2023年度）、2027年度カリキュラム改定にあわせたアセスメント・ポリシーの改定（2024-25年度）、人文科学研究科における博士後期課程へのコースワークの導入（2027年度）。

このように、本学では、教育課程等の自己点検・評価を活用し、教育課程等の改善・向上の取り組みが具体的におこなわれていると言える。

以上のことから、本学においては、教育課程等の自己点検評価が定期的におこなわれ、教育課程等の改善・向上に結びつけられていると言えるだろう。

<提言>

長所

- 1) 「学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援」（評価項目③）について、本学では「演習（ゼミ）」がまずこれを支えると位置づけられていることについては、やはり高く評価すべきと思われる。

課題

なし

その他

- 1) 上述の「学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援」（評価項目③）について、「自己点検・評価報告書」の中に、「演習（ゼミ）」の運営を支える制度（奨学金、施設・備品の整備、教員支援体制の構築など）などについての言及が（少なくと

も第4章には) みられなかったことは残念である。また、現行のこうした制度が、現状の「演習(ゼミ)」運営について十分に実質的であるかどうかについては、検証が必要であるように思われる。

- 2) 「学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等」(評価項目③)について、「演習(ゼミ)」以外の実践についての言及が「自己点検・評価報告書」の中にみられないのが残念であった。概評でも述べたとおり、能力別のクラス編成や外国語母語の学生へのサポートなど、効果的な実践が実際にはおこなわれているように思われる。

【基準5】 学生の受け入れ

<概評>

- ① 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。

大学全体のアドミッション・ポリシーに「求める人物像」を示し、学位課程ごとに入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像及び入学希望者に求める水準等の判定方法を明示している。運営体制として、学長を議長とした全学アドミッション会議を設置し、入学者選抜が公平、公正に実施されている。特別な配慮を必要としている場合には「受験上の配慮申請」と定め、大学 Web サイトなどで申請方法を周知している。

- ② 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。

学士課程については、2026 年度入試を含む学部・学科における入学定員充足率の5年間の平均は多くの学部学科で大学基準協会が示す入学定員充足率の基準を超過している。2026 年5月1日時点の収容定員充足率のうち、経営学科及び金融学科が1.29、経済学部全体が1.27、英語英米文化学科が1.30、ヨーロッパ文化学科が1.31、日本・東アジア文化学科が1.26、人文学部全体が1.29、社会学科が1.27、社会学部全体が1.25、国際教養学科及び国際教養学部全体が1.21で大学基準協会が示す入学定員充足率の基準を超過している。2026 年5月1日時点の収容定員充足率のうち、改善課題の目安である1.25を超えているのが日本・東アジア文化学科1.29、メディア社会学科1.28、是正勧告の目安である1.30を超えているのが経営学科1.32、金融学科1.35、経済学部全体1.30、英語英米文化学科1.32、ヨーロッパ文化学科1.39、人文学部全体1.34、社会学科1.35、社会学部全体1.32、国際教養学科及び国際教養学部全体1.32であり、学士課程全体の収容定員充足率も1.31で、基準を超過している(資料:大学基礎データ)。定員超過の場合、必修の外国語科目やゼミの開講数を増やす等の対応をおこなっている。

研究科の定員管理については、2026 年5月1日現在の博士前期課程及び博士後期課程における収容定員に対する在籍者数比率は、博士前期課程の研究科別では、経済学研究科で0.50、人文科学研究科で0.56となっている。博士後期課程の研究科別では、経済学研究科で0.13、人文科学研究科で0.17となっている(資料:大学基礎データ)。博士前期課程においては在籍学生数が適切に管理されている一方、博士後期課程においては大学基準協会が示す収容定員充足率の基準を下回っている。各研究科・専攻においては、収容定員充足率

を増加させる対策がおこなわれている。

③ 学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

「自己点検・評価シート」と「教育プログラムの定期的検証」により、学生の受け入れに関する自己点検・評価を毎年度各学部・研究科及びアドミッションセンターで実施している。具体的な学生の受け入れに関する事項の点検・評価については、全学アドミッション会議で定期的に改善・向上への取り組みがなされている。

<提言>

長所

- 1) 入学者選抜の運営体制として、学長を議長とした全学アドミッション会議が設置され、全学単位で入学者選抜が公平、公正に実施されている。

課題

- 1) 学士課程の定員管理について、2026 年度入試を含む学部・学科における入学定員充足率の 5 年間の平均は多くの学部学科で大学基準協会が示す入学定員充足率の基準を超過している。2026 年 5 月 1 日時点の収容定員充足率のうち、経営学科及び金融学科が 1.29、経済学部全体が 1.27、英語英米文化学科が 1.30、ヨーロッパ文化学科が 1.31、日本・東アジア文化学科が 1.26、人文学部全体が 1.29、社会学科が 1.27、社会学部全体が 1.25、国際教養学科及び国際教養学部全体が 1.21 で大学基準協会が示す入学定員充足率の基準を超過している。2026 年 5 月 1 日時点の収容定員充足率のうち、改善課題の目安である 1.25 を超えているのが日本・東アジア文化学科 1.29、メディア社会学科 1.28、是正勧告の目安である 1.30 を超えているのが経営学科 1.32、金融学科 1.35、経済学部全体 1.30、英語英米文化学科 1.32、ヨーロッパ文化学科 1.39、人文学部全体 1.34、社会学科 1.35、社会学部全体 1.32、国際教養学科及び国際教養学部全体 1.32 であり、学士課程全体の収容定員充足率も 1.31 で、基準を超過している。これら学士課程の定員超過は改善すべき課題である。
- 2) 研究科の定員管理については、2026 年 5 月 1 日現在の博士前期課程及び博士後期課程における収容定員に対する在籍者数比率は、博士前期課程の研究科別では、経済学研究科で 0.50、人文科学研究科で 0.56 となっている。博士後期課程の研究科別では、経済学研究科で 0.13、人文科学研究科で 0.17 となっており、大学基準協会が示す収容定員充足率の基準を下回っている。博士後期課程の定員充足は改善すべき課題である。【認証評価：改善課題】

その他

なし

〔基準 6〕 教員・教員組織

<概評>

- ① 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。

本学は、全学の「求める教員像」及び「教員組織の編制方針」を定めて公表し、設置基準の遵守、ST 比への配慮、年齢構成・職位の均衡及び多様性の確保を明示するとともに、各学部・研究科が専門分野を踏まえた教員配置、役割分担、教員構成、教員人事、資質向上の 5 項目について全学方針を具体化している。「大学基礎データ」（2026 年 5 月 1 日現在）によれば、学士課程の専任教員は 137 名（設置基準上の必要数 116 名）、うち教授 88 名（同 58 名）であり、大学院の研究指導教員及び研究指導補助教員も各研究科・専攻の合計で 163 名（基準数計 50 名。同一の教員が博士前期課程・後期課程で重複して計上されている）と、法令上必要な教員数を満たしている。学則等における責任体制の明確化、研究科担当教員の資格審査規程の整備、リベラルアーツアンドサイエンス教育センターを中心とする教養教育の運営体制、「専任教員責任時間規程」による授業担当負担の適正化（2023 年度の軽減措置の見直しを含む）、授業の指導補助者（TA・SA）及び RA に関する規程整備、各センター等における教職協働の体制も整えられており、教育研究活動を安定的に展開できる教員組織を概ね適切に編制している。ただし、指導補助者に係る明確な指導計画、クロスアポイントメント等の適用の有無、編制方針が掲げる ST 比の状況と検証結果、及び研究科を担当するなど複数の組織に関わる教員の業務状況の把握については記述がなく、これらの点で説明が尽くされているとはいえない。

- ② 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。

教員の募集、採用、昇任等は、「武蔵大学教員任用規程」、「武蔵学園教職員任免規程」等に基準及び手続を定め、学部教授会の審議による資格審査と人事委員会による選考を経たおこなうこととして公正性を担保している。2022 年 6 月に学部ごとに異なっていた任用基準の運用及び任用手続に係る内規等の形式を統一するとともに、定年を超えた大学教授の再雇用に関する運用細則も統一し、同年度中にリベラルアーツアンドサイエンス教育センターについても同様の内規等を整備したこと、任用手続の長期化を改めるために運用内規を改正したことは、実態の点検を踏まえた改善として評価できる。多様性については、テニユアトラック制度その他の多様な任用形態を整備するとともに、年齢構成は 60 歳代 19.7%、50 歳代 33.6%、40 歳代 30.7%、30 歳代 16.1%（学士課程合計 137 名）と特定の年齢層への著しい偏りがなく、社会学部における若手・女性教員の採用、国際教養学部における専任教員 24 名中 16 名の外国人教員の配置など、方針が具体的な人事上の成果に結びついている。ただし、教員の募集方法（公募制の適用範囲や国内外への周知方法等）に関する記述がなく、また、前回大学評価において長所の根拠とされた女性専任教員比率及び日本語以外で授業のできる専任教員の比率の直近の状況も本報告書に示されていない。

- ③ 教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。

全学組織である FD 委員会のもと、授業評価アンケート、ベストティーチャー賞・自調自考賞による顕彰、全専任教員を対象とする毎年度の FD・SD 研修会、新任教員への外部研修機会の提供等を継続的に実施している。とりわけ「FD フォーラム」において学生の提言を受け、これに対する大学の回答を学内 LMS で全学生に公開し、自習スペースの開放時間延長等の具体的な改善につなげていることは、学生の意見を教育改善に還元する取り組みとして評価できる。研究活動及び社会貢献活動についても、「研究支援に関する方針」及び「社会連携、社会貢献に関する方針」のもと、長期研修制度、個人研究費、学長裁量経費による教育研究事業、学術図書の出版支援事業への再編、オープンアクセスポリシーの制定など、点検・評価に基づく制度改善がおこなわれ、第四次中期計画に基づく研究会を含め 2025 年度末現在で 5 件活発に活動し、学長裁量経費の重点事業「文化財資源探索プログラム」が社会貢献につながっているとされるなどの成果も得られている。一方、教員の業績評価は「教員自己点検・評価」の試行にとどまり本格的な実施に至っていない。また、指導補助者に対する研修は連絡文書及び規程の交付と個別説明にとどまり、組織的な研修の実施が確認できない。さらに、大学院については学生調査結果の教員へのフィードバックにとどまり、各研究科の教育上のニーズに即した FD 活動とその成果が示されていない。

以上より、学部を中心とする FD 活動及び研究支援については組織的な取り組みが継続的に実施され一定の成果も得られているといえるが、教員の業績評価は本格的な実施に至っておらず、指導補助者に対する研修及び大学院を対象とした FD 活動については組織的な実施とその成果の把握が確認できないため、いずれも改善が必要である。

④ 教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

教員組織の適切性については、各学部・研究科及び関連部局が、事業計画・事業報告と「大学基準」に則った点検・評価項目に基づく「自己点検・評価シート」を用いて定期的に点検・評価を実施し、その結果は内部質保証システムのなかで全学的に評価される仕組みとなっている。社会学部において年齢構成及びジェンダーの偏りを課題として把握し、退職教員の補充及び新専攻設置にあわせた新任教員採用人事により若手教員及び女性教員を採用して構成を大きく改善したことは、方針・人事・点検・評価・改善が連続していることを示す具体例として評価できる。一方、示された改善事例は当該 1 件にとどまり、必要教員数の充足確認、授業担当負担、大学院を含む FD、教員の業績評価等について、全学的にどのような点検・評価結果が得られ、改善後の効果をどのように確認したかは示されていないため、点検・評価の全学的な実効性については確認の余地がある。

<提言>

長所

- 1) 教員組織の編制方針に掲げる多様性の確保について、点検・評価により把握した課題を人事によって実際に改善している。社会学部では、年齢構成及びジェンダーの偏りという課題を点検・評価により把握し、2023 年以降の新任採用人事によって学部全体で若手教員の割合を高め、メディア社会学科の女性教員比率も上昇させており、方針の設定から人事、点検・評価、改善までが連続していることを具体的に示している（第 6 章評

価項目④では、社会学部の当該改善事例は退職教員の補充及び新専攻設置にあわせた新任教員採用人事によるものと説明されている）。また、国際教養学部では 2026 年 4 月時点で専任教員 24 名のうち 16 名を出身国の異なる外国人教員としており、英語による授業を中心とする教育課程にふさわしい教員構成を実現している。なお、年齢構成については、全学的にも、学士課程の専任教員 137 名において 60 歳代 19.7%、50 歳代 33.6%、40 歳代 30.7%、30 歳代 16.1%（「大学基礎データ」表 5）と特定の年齢層への著しい偏りは認められない（性別に関する全学的な指標については、別途確認を要する）。

- 2) 学生の意見を教育改善に還元する FD 活動が定着している。毎年度開催する「FD フォーラム」において各学部の学生が授業に関する提言を発表して教員と意見交換をおこない、終了後に学内 LMS で学生の提言に対する大学からの回答を全学生に公開しており、自習スペースの開放時間延長という具体的な改善にもつながっている。学生の意見の聴取にとどまらず、大学としての回答を可視化してフィードバックの循環を成立させている点は評価できる。

課題

- 1) 教員の業績評価は、「教員自己点検・評価」の試行にとどまり、本格的な実施に至っていない。大学として、教育活動、研究活動、学内運営及び社会貢献に関する教員の業績を評価する目的、基準、手続及び結果の活用方法を整備したうえで本格的に実施し、教育研究活動等の活性化につなげるよう、改善が求められる。
- 2) 指導補助者に対する研修は、TA・SA に連絡文書及び規程を交付してその場で個別に説明するにとどまっており、TA に義務付けた研修の内容及び受講実績を含め、大学として組織的に研修を実施していることが確認できない。授業の運営等が適切になされるよう、指導補助者に対する研修を組織的に実施し、その内容及び実施状況を把握するよう、改善が求められる。
- 3) FD 活動は全学的に実施されているものの、各研究科の目的・特色及び教育上のニーズに即した大学院固有の FD 活動とその成果が示されていない。研究指導の方法・内容の改善につながる大学院を対象とした FD 活動を組織的に実施し、その実績及び改善効果を把握するよう、改善が求められる。

その他

- 1) 教員の多様性に関する全学的な指標について、前回の大学評価で長所の根拠とされた女性専任教員比率及び日本語以外で授業のできる専任教員の比率の目標値と直近の達成状況を示されたい。
- 2) 毎年度当初の大学協議会において、大学設置基準・大学院設置基準及び教職課程認定基準に規定された必要専任教員数及び教授数の充足を確認する手続（前回大学評価時に示されていたもの）が現在も継続しているかを明記されたい。

【基準 7】 学生支援

<概評>

① 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

本学では、「学生支援に関する方針」に基づき、修学支援、生活支援、キャリア支援等を担う組織を整備し、教員と職員が連携して学生支援を実施している。教務部、学生支援センター、キャリア支援センター、グローバル教育センター等がそれぞれの役割を担うほか、2023 年度にはダイバーシティセンターを設置し、障がいのある学生をはじめ、多様な背景や特性を有する学生への支援をおこなっている。相談件数の増加を踏まえ、2025 年 9 月には同センターのコーディネーターを 1 名から 2 名に増員した。また、保健師・看護師、公認心理師・臨床心理士、キャリアコンサルタント等の専門的な知識や経験を有するスタッフを配置している。支援に関する情報は、大学 Web サイト、学習支援ポータルサイト、学生生活ガイド、各種ガイダンス等を通じて提供し、対面、オンライン、電話、メール等の複数の相談手段を用意している。

修学面では、指導教授制度及びオフィスアワーを設け、学生の自主的な学習や履修に関する相談に対応しているほか、正課授業と連動した補習教育や正課外の学習支援を実施している。成績や修得単位数に基づいて成績不振者を把握し、留年の可能性がある学生や休学・退学希望者に対して、指導教授、教務課、大学保健室及び学生相談室等が連携して個別に対応している。障がいのある学生には合理的配慮をおこない、留学生には日本語教育、学習相談、生活及び危機管理に関する支援等を提供している。ICT についても、学内 Wi-Fi、貸出 PC、IT サポートデスク及び IT ポータルサイトを整備し、オンライン授業時には、ネットワークトラブルに備えて、授業資料の配信や授業録画の公開等の代替手段を準備するよう授業担当者に周知するなど、学生の ICT 利用環境及び通信環境に配慮している。

経済面では、日本学生支援機構及び大学独自の奨学金、授業料減免等の制度を設けている。生活面では、大学保健室及び学生相談室による心身の健康相談、心理ワークショップ、学生間の交流機会等を提供している。進路支援では、3 年次生全員を対象とする個別面談をはじめ、学年や進路希望に応じた各種プログラム、障がいのある学生及び大学院生に対する支援を実施している。また、人権・ハラスメントに関する研修や相談、被害申立て及び不服申立ての 절차를整備し、個人情報及びプライバシーの保護に配慮しているほか、課外活動やボランティア活動も支援している。

以上から、学生支援に関する方針に基づき、専門性を有するスタッフを含む体制を整え、多様な学生の実態に応じた支援を概ね適切に実施していると評価できる。補習・補充教育については一部のコースやプログラムを中心とする取組であり、今後、対象を限定しない学習支援のあり方を検討することが望まれる。

② 学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

学生支援の適切性については、関係部局が事業計画・事業報告及び「自己点検・評価シート」に基づいて定期的に点検・評価している。また、毎年度実施する学生調査、卒業時調査及び卒業後調査を通じて、学生生活の実態や要望を把握し、自由記述による要望についても関係部局が対応を検討している。

点検・評価の結果は、ガイダンスのオンデマンド化、留学費用・奨学金に関する説明会の新設、キャリア支援講座の開催時期や内容の見直し、ダイバーシティセンターにおける支援方法の改善、IT 利用に関する FAQ やマニュアルの拡充等につなげている。

以上から、学生支援に関する状況を定期的に点検・評価し、その結果を具体的な支援内容の改善・向上に活用していると評価できる。

<提言>

長所

- 1) ダイバーシティセンターを設置し、相談件数の増加に応じてコーディネーターを増員するなど、多様な学生への支援体制を継続的に充実させている点は評価できる。

課題

なし

その他

なし

【基準 8】 教育研究等環境

<概評>

- ① 教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。

「設置基準上必要な校地面積、校舎面積の充足」は基準を満たしており、問題ない。教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境は適切に整備されている。

ネットワーク環境や I C T 機器の整備についても、円滑かつ効果的な運用がなされている。4 年次生を対象とした学生調査において、「コンピュータの施設や設備」の満足度を設問として設けているが、2025 年度調査においては「とても満足」と「満足」の合計が 54.7% となっており、「とても不満」と「不満」の合計 8.6% と比較すると、ある程度満足していることがうかがえる。

情報モラルやセキュリティについても適切に研修の機会が設けられている。

- ② 図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。

83 万冊を超える図書、4 千種を超える学術雑誌、1 万 3 千種以上の電子ジャーナルを体系的に整備しており、学生の利便性を考慮した予算配分をしたうえで、多様な案内サービスや講習の機会を提供している。

6 割強が図書館司書の資格を有した専任職員と、契約条件により 8 割以上が有資格者である委託職員が配置され、十分な座席数（学部収容定員）を確保した大学図書館本館と、洋書プラザを設置し、学生教員の多様なニーズに対応できる様々なスペースが提供されている。

全館で学内 Wi-Fi が整備され、レファレンスサービスの充実が図られているなど、適切な施設環境が整備されている。

③ 研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。

「建学の三理想」を踏まえ「教育研究等に関する各種方針」の一つとして「研究支援に関する方針」を制定している。また、第四次中期計画においても「リベラルアーツ&サイエンス教育をリードする研究分野の開拓と充実」、「国際的競争力のある独創的研究の推進」という課題を設定している。こうした研究に対する大学の基本的な考えに沿って、各教員の研究活動の活性化のために研究環境の整備（個人研究室及び助教向けの共同研究室的割り当てなど）や、研究時間確保のための整備（専任教員責任時間規程に基づいた各種措置）、研究専念期間の保障（特別研究員としての長期研修制度）、教員に対する各種研究費の支給（個人研究費、総研プロジェクト援助金、海外旅費特別援助金など）が適切におこなわれている。また若手研究者育成のための仕組みの整備（TA や RA、SA）が適切になされている。

学術研究の信頼性と公平性を確保するために「武蔵大学研究倫理規程」、「武蔵大学における人を対象とする研究に関する倫理規程」が定められており、また研究活動における不正防止のための規定も整備されている。研究倫理確立のために「研究倫理 e ラーニングコース」や科研費経費等取扱説明会にて研究倫理教育がおこなわれている。また学生・職員に対しても研究倫理遵守のためのテキスト配布やポータルサイト配信がなされており、さまざまな取り組みがおこなわれていると評価できる。

④ 図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。

教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価するために、関係部局（施設課、情報・メディア教育センター、大学図書館、大学庶務課、研究支援課等）による事業計画・事業報告、「大学基準」に則った自己点検・評価をおこない、その結果を内部質保証委員会に報告するという一連の取り組みがおこなわれており、当該事項における現状や、成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握できるようになっている。

<提言>

長所

- 1) 学園の大講堂及び大学 3 号館が、公益財団法人ロングライフビル推進協会(BELCA)の主催する「BELCA 賞」のロングライフ部門にも選ばれていることから明らかなように、歴史ある建物を大切にするなど、利用者の利便性を考慮しつつも持続的な観点から教育研究等環境の整備がなされている点。また大学 11 号館の 3、4 階に全学生を対象としたラーニングコモンズ、学部ごとのエリアを設けた GS ルームを開設したり、大学図書館本館 3 階にグループワークも可能なディスカッションスペースが設けられていることから明らかなように、学生の自主的な学習を促進するための自習スペースが多様な観点から整備が進められている点。
- 2) 電子ブック購入用予算を新たに設定して量的拡張をするとともに学生の利便性を向上

させるための案内を拡充するといった工夫からも明らかなように、図書館及び学術情報サービスが時代に即して柔軟に見直され、利用者目線のサービスの拡大がなされている点。

- 3) 「建学の三理想」を踏まえた「研究支援に関する方針」のほか、第四次中期計画においても「リベラルアーツ&サイエンス教育をリードする研究分野の開拓と充実」、「国際的競争力のある独創的研究の推進」という課題を設定していることから明らかなように、長期的な視野に立って研究に対する支援方針が制定されており、それに基づいて研究専念期間の保障（長期研修制度の実施）がなされている点、個人研究費、総合研究機構プロジェクト援助金、武蔵大学専任教員による学術図書の出版のための支援事業、学長裁量経費による教育研究事業（研究分野）など各種研究支援金の安定的な支給、研究支援課による外部資金獲得のためのきめ細やかな支援、若手研究者に対する多様な支援がおこなわれている点。
- 4) 全学的な定期的取り組みとして教育研究等環境（施設・設備、図書館、情報メディア、研究支援、FD など）に関わる状況が点検・評価・共有されており、改善に向けた課題や取り組みが可視化されている点。また、バリアフリーや利用者の利便の観点からラーニングコモンズとグループスタディールームの出入り口を開き戸から自動ドアに改修したり、利用形態の変化を見据えて印刷環境の刷新及びネットワーク拡充計画に早期に着手したといった事例からも明らかなように、各部局の自己点検・評価が具体的な成果を着実にあげている点。

課題

なし

その他

なし

【基準 9】 社会連携・社会貢献

<概評>

- ① **社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。**

本学では、「社会連携、社会貢献に関する方針」を定め、地域社会及び学外機関との連携、教育研究成果の社会への還元に取り組んでいる。生涯学習に関しては、「武蔵大学公開講座」や特別履修生制度等を実施し、大学の教育研究成果と専門的な学習機会を広く社会に提供している。特に、長年継続している「武蔵大学公開講座」が第 80 回を迎えたことは、教育研究成果を継続的に社会へ還元してきた実績として評価できる。

また、自治体等との交流・連携協定に基づく「地域連携ワークショップ」を正課科目として実施し、学生が地域の現状や課題を理解し、地域関係者と意見交換する機会を設けている。企業等との連携では、参加企業が直面する社会課題について学生が解決策を検討する「学部横断型課題解決プロジェクト」を実施している。このほか、地域連携活動や学生によるボラ

ンティア活動等を通じて、教員の知見や学生の学習成果を社会に発信している。

以上から、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、地域社会や学外機関との多様な連携を進めるとともに、教育研究成果を地域及び社会に概ね適切に還元していると評価できる。

② 社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

社会連携・社会貢献活動の適切性については、関係部局が事業計画・事業報告及び「自己点検・評価シート」に基づいて定期的に点検・評価している。各部局による点検・評価の結果は、全学的な観点からも検証され、改善・向上に向けた取組に活用されている。

個別の取組についても、公開講座の受講者アンケート結果を改善に活用するとともに、練馬区特別履修生の体験報告等を通じて、その適切性を検証している。

以上から、社会連携・社会貢献活動を定期的に点検・評価し、その結果を具体的な改善・向上に概ね適切に活用していると評価できる。

<提言>

長所

- 1) 長年にわたり公開講座を継続し、教育研究成果を広く社会に還元している点は評価できる。

課題

なし

その他

なし

〔基準 10〕 大学運営・財務（1）大学運営

<概評>

- ① 大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。

「大学運営に関する方針」を定め Web サイト等で周知・公表するとともに、寄附行為や各種規程に基づき学長及び役職者の選任手続と権限を明確に定めている。学長には校務統括の包括的な責任を明示し、大学協議会、大学執行部会議、教授会等の審議機関を置いて適切に役割分担・意思決定をおこなっている。また、私立学校法改正に伴う寄附行為の変更や監事監査規程の全面改正（2025 年 4 月施行）にも適正に対応している。教学組織と法人組織の権限と責任が明確化されており、常任理事会、大学部門中期計画推進会議、監事監査等を通じて相互の連携と法人統治のチェック機能が働いている。

② 予算編成及び予算執行を適切に行っていること。

「経理規程」及び「調達規程」に基づき、手続きの透明性と適正性を担保した予算管理をおこなっている。経営協議会において決定した中期計画の重点事業（リベラルアーツ&サイエンス教育、入試広報、キャリア支援等）を反映させた予算編成方針のもと、部局ごとに査定をおこない、経営協議会において査定結果の妥当性を確認したのち、評議員会へ諮問、理事会での決議という厳格なプロセスを確立している。予算執行においては会計システムを活用し、発注金額に応じた承認権限の厳格化やリアルタイムでの執行管理をおこなっており、予算査定時の検証を通じて費用対効果の把握に努めている。さらに、専務理事・財務部長・監事・会計監査人による定期的な意見交換や、常勤監事と内部監査室長との随時打ち合わせを実施し、予算執行プロセスにおける課題把握と適正性の検証を継続的におこなっている。

以上より、予算編成及び予算執行は適正な手続のもと、透明性を確保して適切におこなわれていると評価できる。

③ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。

組織規程・事務分掌規程に基づき適切な事務組織を配置し、学長定例会や各種委員会を通じて教職協働を推進している。職員育成では語学・ITスキルの取得支援やキャリアコンサルタント資格の取得奨励など専門性向上に取り組んでいる。人事評価・昇格制度に関しては、過去の自己点検や相互評価での指摘を受け、実態に即して規程から「昇進試験」の表記を削除する改正（2025年4月）をおこない、多面的な能力評価・業績評価に基づく処遇体系へ改善した。SD活動についても、教職員を対象とした階層別・テーマ別研修を組織的に実施するとともに、指摘事項を受けて2026年度の「武蔵大学スタッフ・ディベロップメント規程」制定に向け調整を進めるなど、継続的な質の向上が図られている。

④ 大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

監事・会計監査人・内部監査室による多角的な監理を実施しており、2025年度からは「内部統制システム監査」を独立化し、ガバナンスとチェック機能を強化している。

大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項については、定期的な「自己点検・評価シート」の運用に加え、大学校務運営評価委員会や私立大学ガバナンス・コードの遵守点検（Web公表）を通じ、運営状況を客観的に把握している。

また、内部質保証委員会を通じた全学的な改善指示や法人・大学の連携（大学部門中期計画推進会議）を推進し、指摘事項となった武蔵大学スタッフ・ディベロップメント規程の2026年度制定に向けた調整など、実効性のある課題解決に取り組んでいる。

各種監査体制の整備と内部統制の強化、定期的な自己点検・評価制度の運用、ガバナンス・コードの遵守などが多角的に機能しており、大学運営の適切性確保及び組織的・恒常的な改善・向上に向けた取り組みが良好におこなわれていると評価できる。

<提言>

長所

- 1) DX 推進やデータサイエンス教育などの重点事業へ優先的に予算配分し、予算説明会や部局査定を経る適切なプロセスを確立、調達規程や会計システムによる残高照会・承認フローも整っている点。

課題

- 1) 第三期認証評価や相互評価等で SD 研修の規程化が求められた際、当初は柔軟な運用を目的に「年次計画」で対応していたが、内部質保証委員会等で改善不十分と判断され、認証評価における改善報告書検討結果においても再度規程化が求められており、2026 年度中の「武蔵大学スタッフ・ディベロップメント規程」制定の完了が求められている。

その他

なし

【基準 10】 大学運営・財務（2）財務

<概評>

① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。

第四次中期計画のもと、収容定員規模を 4,000 人未満と定め、経常収支黒字の維持や人件費総額の抑制、リソース配分の効率化といった具体的な方針が明確に示されている。また、長期試算の策定により将来的な資金破綻を防ぐ仕組みが整えられている。財務関係比率の直接的な目標値は設けていないが、基本金組入前当年度収支差額のプラス維持を原則に掲げ、各年度の特性に応じた実効性のある予算編成がおこなわれている。

② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。

2024 年度の負債比率は 9.4%（全国平均 13.3%）、積立率は 107.6%（全国平均 75.9%）と全国平均を大幅に優回る健全な財務状態を維持している。設備投資についても無借金・全額自己資金で賄われており、安定した財政基盤が確立されている。

科学研究費助成事業の新規採択率が 40.9%（2025 年度）に達するなど外部資金の確保が進むとともに、寄付金目標 9,000 万円に対し実績が 1 億 8,015 万 5,000 円（目標比 200%）に達するなど、授業料収入に過度に依存しない収入の多様化が確実に成果を上げている。

<提言>

長所

- 1) 負債比率 9.4%（全国平均 13.3%）、積立率 107.6%（全国平均 75.9%）と全国平均を大きく上回る健全な財政基盤を有し、設備投資も無借金・全額自己資金で賄っている点。
- 2) 総務部募金事務室を中心とした取り組みにより、寄付金目標 9,000 万円に対して 1 億 8,015 万 5,000 円（目標比 200%）の実績を挙げ、授業料外収入の多様化が進んでいる点。

課題

- 1) 財務健全性を定量的かつ持続的に検証するための「財務関係比率に関する具体的な目標値」が設定されていない点。

その他

なし

評定一覧表

基準		評定
1	理念・目的	A
2	内部質保証	A
3	教育研究組織	A
4	教育・学習	A
5	学生の受け入れ	B
6	教員・教員組織	A
7	学生支援	A
8	教育研究等環境	S
9	社会連携・社会貢献	A
10－ (1)	大学運営・財務（大学運営）	A
10－ (2)	大学運営・財務（財務）	A

≪評定基準≫

- S 大学基準に照らして極めて良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが卓越した水準にある。
- A 大学基準に照らして良好な状態にあり、理念・目的を実現する取り組みが概ね適切である。
- B 大学基準に照らして一定の問題が認められ、理念・目的の実現に向けてさらなる努力が求められる。
- C 大学基準に照らして重度の問題があり、理念・目的の実現に向けて抜本的な改善への取り組みが求められる。

※ 基準1「理念・目的」において、上記の評定基準を適用する場合は、「理念・目的を実現する取り組みが……」又は「理念・目的の実現に……」の部分は問わない。

以 上

Ⅱ. 2025 年度自己点検・評価報告

大学概況

- (1) 大学設置年 1949 年
- (2) 所在地 東京都練馬区
- (3) 理念・目的 武蔵大学は、創立時に掲げられた学園の「建学の三理想」に基づき、大学及び大学院の目的を以下のとおり定めている。

建学の三理想

1. 東西文化融合のわが民族理想を遂行し得べき人物
2. 世界に雄飛するにたえる人物
3. 自ら調べ自ら考える力ある人物

大学の目的

本大学は教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)に則り、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)の定めるところに従って大学教育を施し、学術の理論及び応用を研究、教授するとともに、本学園建学の精神に基づき、豊かな一般教養と深奥な専門的知識を具えた完全な社会的人格を育成することを目的とする。

大学院の目的

武蔵大学大学院は、武蔵大学の建学の精神に基づき、学士課程教育における専門的教養を基盤とした学術の理論及び応用を教授研究し、高度な専門性が求められる研究職及び高度職業人としての学識と能力を養い、世界的な視野から文化と社会の進展と調和に寄与することを目的とする。

- (4) 学部・研究科等 経済学部、人文学部、社会学部、国際教養学部
経済学研究科、人文科学研究科
- (5) 収容定員 3,996 人(学士課程)
68 人(修士課程、博士前期課程)
51 人(博士課程、博士後期課程)

第1章 理念・目的(基本情報一覧)

基本資料

文書	URL・印刷物の名称
規程集	学校法人根津育英会武蔵学園規程集（規程サーバ）
寄附行為又は定款	https://www.musashigakuen.jp/gakuen/kifukoui.html
学則、大学院学則	https://www.musashi.ac.jp/about/disclosure/info/index.html
履修要項・シラバス	履修要項 https://www.musashi.ac.jp/faculty/requirements.html シラバス https://www.musashi.ac.jp/faculty/syllabus.html
備考：	

大学の理念・目的[*]

規程・各種資料名称（条項）	URL・印刷物の名称
建学の三理想	https://www.musashi.ac.jp/about/philosophy.html
武蔵大学学則 第1条	https://www.musashi.ac.jp/about/disclosure/info/index.html
武蔵大学大学院学則 第1条	https://www.musashi.ac.jp/about/disclosure/info/index.html
備考：	

※関係法令：学校教育法施行規則第172条の2第1項

学部・研究科等における教育研究上の目的[*]

学部・研究科等の名称	規程・各種資料名称（条項）	URL・印刷物の名称
経済学部	武蔵大学経済学部規則 第1条の2	https://www.musashi.ac.jp/about/disclosure/purpose.html
人文学部	武蔵大学人文学部規則 第1条の2	https://www.musashi.ac.jp/about/disclosure/purpose.html
社会学部	武蔵大学社会学部規則 第1条の2	https://www.musashi.ac.jp/about/disclosure/purpose.html
国際教養学部	武蔵大学国際教養学部規則 第2条	https://www.musashi.ac.jp/about/disclosure/purpose.html
経済学研究科	武蔵大学大学院経済学研究科規則 第2条	https://www.musashi.ac.jp/about/disclosure/purpose.html
人文科学研究科	武蔵大学大学院人文科学研究科規則 第2条	https://www.musashi.ac.jp/about/disclosure/purpose.html
備考：		

※関係法令：大学設置基準第2条、専門職大学設置基準第2条、大学院設置基準第1条の2、学校教育法施行規則第172条の2第1項

中・長期計画等

名称	URL・印刷物の名称
武蔵学園第四次中期計画	https://www.musashigakuen.jp/torikumi/keikaku.html
事業計画書・報告書	https://www.musashigakuen.jp/gakuen/zigyau_zaimu/keikaku_houkoku_yosan_kessan.html
備考：	

※関係法令：国立大学法人法第31条、地方独立行政法人法第26条、私立学校法第148条第2項

1. 現状分析

評価項目①

大学の理念・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。

<評価の視点>

- ・大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。
- ・理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。

武蔵大学(以下「本学」という。)は、明治末から昭和初期にかけて財界で活躍した根津嘉一郎(初代)が「人間形成を根幹に、明日の新しい日本を担う、優れた人材を育てる」という理想のもと1922年に設立した、我が国初の私立七年制高等学校である旧制武蔵高等学校を前身としている。その後、学制改革に伴い、1949年に現在の新制武蔵大学となったが、創立時に掲げられた学園の「建学の三理想」を今も引き継ぎ、本学の教育の原点としている。

建学の三理想

1. 東西文化融合のわが民族理想を遂行し得べき人物
2. 世界に雄飛するにたえる人物
3. 自ら調べ自ら考える力ある人物

この「建学の三理想」に基づき、大学及び大学院の目的を「武蔵大学学則」第1条及び「武蔵大学大学院学則」第1条にそれぞれ定めている。

2022年には、学園創立100周年を迎え大学としていっそう能動的なビジョンを描く必要性を認識し、新「理事長ドクトリン」及び新「学園長プラン」が制定されたことも踏まえ、新たな大学のビジョンとして、リベラルアーツ&サイエンス教育によって総合知・専門知・他者と協働する力・実践力をバランスよく身につけ、身近な場所での知的探究と実践にたゆまず取り組み、時宜を得て世界に雄飛し、人的交流、組織的・地域的・地球的な課題の解決に貢献しうるグローバルリーダーを養成することを教育の基本目標とした(資料：武蔵大学の教育の基本目標【Web】)。

各学部・研究科においては、「建学の三理想」及び教育の基本目標に基づき、各学部規則及び研究科規則に、教育研究上の目的と人材養成に関する目的を定めている(資料：基本情報一覧)。

これらの理念・目的と教育の基本目標、3つのポリシーの関係は次に示す「(図1)武蔵大学の建学の理念・目的、教育の基本目標、ポリシーの体系図」のとおりである(3つのポリシーの詳細は第4章及び第5章にて述べる)。

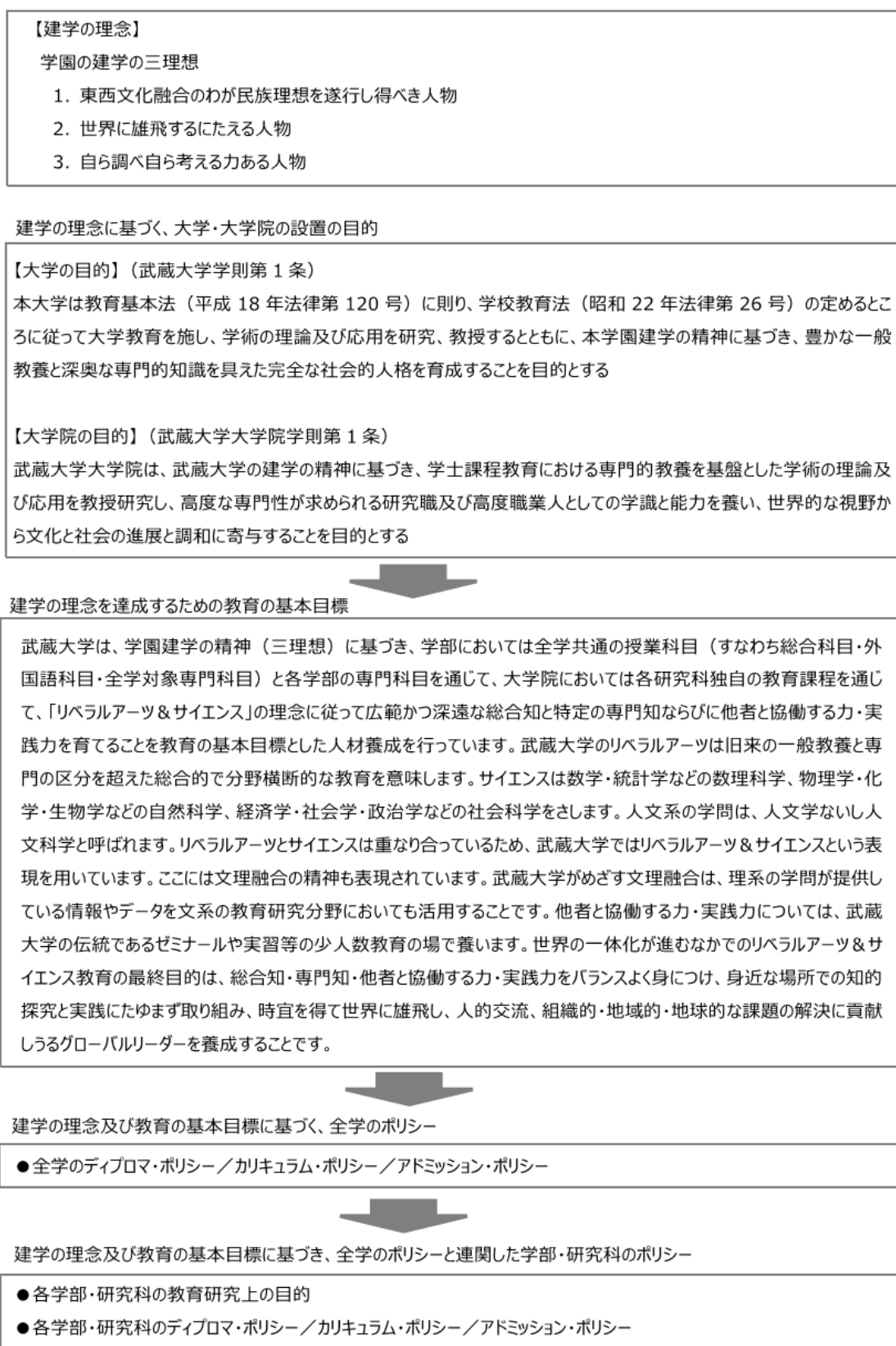
<理念・目的の公表>

本学では、建学の理念、教育の基本目標、全学及び学部・研究科の教育研究上の目的を大学Webサイトに掲載し、学内外に広く周知・公表している(資料：大学の各種方針【Web】)。また、学生及び教職員に対しては、上記に加え、履修要項、学生生活ガイドに掲載し、周知している(資料：基本情報一覧、学生生活ガイド)。

さらに、新任教員に対しては、新任教員研修の中の学長講話と学部長・研究科委員長による学部・研究科の説明において、新任職員に対しては、基礎研修での中期計画等の説明において、周知をおこない、各人の理解を深めている(資料：新任教員ガイダンス次第、新任職員研修実施概要)。

なお、「2023 年度自己点検・評価結果に基づく改善方策」での指摘を踏まえ、大学 Web サイト内に点在していた各種の方針やポリシー等のページリンクを 2024 年度に「大学の各種方針」ページに集約し、一覧化した(資料：「2023 年度自己点検・評価結果に基づく改善方策」、大学の各種方針【Web】)。

(図 1) 武蔵大学の建学の理念・目的、教育の基本目標、ポリシーの体系図 (2022 年度改定)



評価項目②

大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。

<評価の視点>

- ・中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。
- ・中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。

<将来を見据えた中・長期計画の設定>

学校法人根津育英会武蔵学園(以下「本学園」という。)では、2006 年度に策定した「武蔵学園将来構想計画」及び「武蔵学園第一次中期計画」(2006～2010 年度)、「武蔵学園第二次中期計画」(2011～2015 年度)、「学校法人根津育英会武蔵学園第三次中期計画」(2016～2021 年度)を経て、現在は「学校法人根津育英会武蔵学園第四次中期計画」(2022～2027 年度)(以下「第四次中期計画」という。)を推進している(資料：基本情報一覧)。

2022 年 4 月に学園創立百周年を迎えるにあたり、2021 年 3 月の理事会において、既設学部のグローバルコースを土台にした国際教養学部の設置(2022 年 4 月開設)と 4 学部体制への移行を決定した。また、同理事会において、「世界の多様な人々と共に、人類の課題解決にリーダーシップを発揮する、知性と教養ある人物を育てる学校～これからの百年に向かって、武蔵学園の経営方針～」と題する新「理事長ドクトリン」及び「世界に開かれたリベラルアーツ&サイエンスの学園」を目指すことを謳う新「学園長プラン」が承認された。これらをもとに 2021 年 10 月の理事会では、次の百年の歩みを見据えた「第四次中期計画」が策定された。

第四次中期計画では、新「学園長プラン」に基づく本学園共通の戦略事項が掲げられている点、経営との整合が重視されている点が特徴である。戦略事項として「リベラルアーツ&サイエンス教育の一層の深化」「世界に雄飛し人類の課題解決に資するリーダーの育成」「東西文化の架け橋となる研究教育の推進」「特色ある大学院への変革」「学園内高大連携の強化」「武蔵らしい ICT/AI 教育の強化」を掲げ、具体的な施策を設定している(資料：基本情報一覧)。各施策については、KPI 指標及び最終目標を定め、担当部局が各施策の年度ごとの事業計画を策定し、施策の実現に向けて取り組んでいる。取組の成果は毎年度、事業報告として取りまとめている(資料：基本情報一覧)。これらの事業計画・事業報告は、理事長より学長に作成の依頼がなされ、それを受けて、学長より各担当部局に依頼がなされる。

<施策等の実現に向けた組織、財政等の担保>

法人役員と学長、副学長、大学事務局長から構成される武蔵学園大学部門中期計画推進会議を設置し、適宜、第四次中期計画の進捗状況等について協議している。主には 2027 年度のカリキュラム改定における教員人事や標準開講授業数、9 月入学などについて大学と法人のそれぞれの意向を調整し合意形成をおこなった(資料：中期計画推進会議資料)。

財政面では、第四次中期計画においても、長期試算を策定し、経常収支差額の黒字を極力維持するとともに、毎年度の教育活動収支の均衡を維持し、リソース配分の見直しと効率化を図り、人件費総額の抑制を図ることを方針として設定している。

<中・長期計画の定期的検証>

第四次中期計画策定時には、2021 年度に受審した大学評価にて指摘を受けた事項のうち改善に至っていなかった「大学院の定員充足」を課題に追加し、各研究科だけでなく全学的な課題として捉え、学長の指示のもと改善に取り組むこととした。

大学部門の中期計画に基づく年度事業計画・報告については、まず担当部局内にて進捗状況を検証したうえで当該年度の事業計画・報告、進捗率目標・進捗率、施策ごとの KPI 指標の達成状況を提出している。各部局から提出された事業計画は大学企画課にて取りまとめた後、学長による確認を経て、大学協議会にて審議し、常任理事会、評議員会を経て理事会にて承認されている。また、事業報告は、大学企画課にて取りまとめた後、学長による確認を経て、大学協議会にて審議し、常任理事会、理事会での承認を経て評議員会にて意見聴取している。中期計画の進捗に課題がある場合は、必要に応じて学長と所管部局の定例会議にて報告・調整がなされている。また、中期計画に基づく年度事業計画・報告の全学的な自己点検・評価として、隔年で全学自己点検・評価委員会及び内部質保証委員会による点検・評価をおこなっている（詳細は第 2 章にて述べる）。

2024 年度には、経営企画室が所管となり、第四次中期計画後半に向けた検討ワーキンググループ（WG）が設置され、各部門の中期計画の進捗状況の確認と 2025 年度以降の計画の見直しについて検討がおこなわれた。その後、2024 年 11 月の常任理事会にて、WG にて議論された各部門の方向性と課題、関連施策の対応案が示され、これらを踏まえ 2025 年度事業計画を策定するよう依頼がなされた（資料：2024 年 11 月常任理事会「第四次中期計画後半に向けての検討会」資料）。あわせて、大学部門の第四次中期計画において「課題」「課題の詳細」「施策」「実施概要」の項目間の連関が分かりづらい施策があり、施策名と実際の事業内容が一部乖離していたため、2024 年度の中間見直しにて施策を整理した（資料：第四次中期計画見直し案）。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

【長所】

- ・ 理念と新たな教育目標の体系的連関

創立以来の「建学の三理想」を不変の原点としつつ、2022 年の学園創立 100 周年を機に制定された新「理事長ドクトリン」および新「学園長プラン」を踏まえ、新たな大学ビジョンとして「リベラルアーツ&サイエンス」の教育の基本目標を的確に策定している。これらと 3 つのポリシーとの関係性を体系図（図 1）として明示し、一貫性を持たせている点は高く評価できる。また、学部及び研究科の目的についても、建学時の理念・目的を踏まえ適切に設定されている。

- ・ 実効性の高い中期計画の推進と機動的な見直し体制

「第四次中期計画（2022～2027 年度）」の推進において、KPI 指標や年度ごとの事業計画・報告を連動させ、法人と大学の協働組織である「武蔵学園大学部門中期計画推進会議」を通じて合意形成を図る体制が整備されている。さらに、2024 年度には検討ワーキンググループ（WG）を設置して計画の後半に向けた中間見直しや施策の整理を行うな

ど、PDCA サイクルが実効的に機能している。

- ・ 各種方針の周知・公表における利便性の向上

大学Webサイトにおいて、従来点在していた各種方針やポリシーのページリンクを2024年度に「大学の各種方針」ページへ集約・一覧化し、学内外への周知と社会への公表の透明性を高める工夫がなされている。

【問題点】

- ・ 中期計画における一部施策の整合性と実態の乖離

2024年度の中間見直しにおいて整理されたものの、策定当初の第四次中期計画において「課題」「施策」「実施概要」の項目間の整合性に精緻さを欠いた施策が存在し、施策名と実際の事業内容との間で一部に乖離が生じていた点は、計画の進行管理における課題であった。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

【改善・発展方策】

- ・ 2026年度より検討を開始する第五次中期計画の策定にあたっては、全学的に理念・目的の達成に資する具体的な目標と計画を策定する予定である。
- ・ 2024年度に実施した第四次中期計画の中間見直しと施策の整理を踏まえ、今後は各担当部局における年度事業計画の進捗およびKPIの達成状況をより厳格にモニタリングし、施策と事業内容の乖離を再発させない管理体制を維持する。また、2028年度から始まる次期中期計画の策定を見据え、第四次中期計画の最終評価を円滑かつ客観的に行えるよう、大学企画課や経営企画室を中心とした評価手法の標準化を進める。

【全体のまとめ】

- ・ 「建学の三理想」に基づき大学・学部・研究科の目的を学則等で明示し、Web・ガイドランスを通じ教職員・学生・社会に周知している。また、第四次中期計画（2022～2027年度）を組織・財源の裏付けのもと策定し、戦略事項ごとのKPIと進捗検証により実現可能性を担保している。

総じて、本学の理念・目的および教育の基本目標は、中期計画や各種ポリシーと有機的に結合しており、社会情勢の変化に柔軟に対応しながら適切なガバナンスのもとで推進されている。

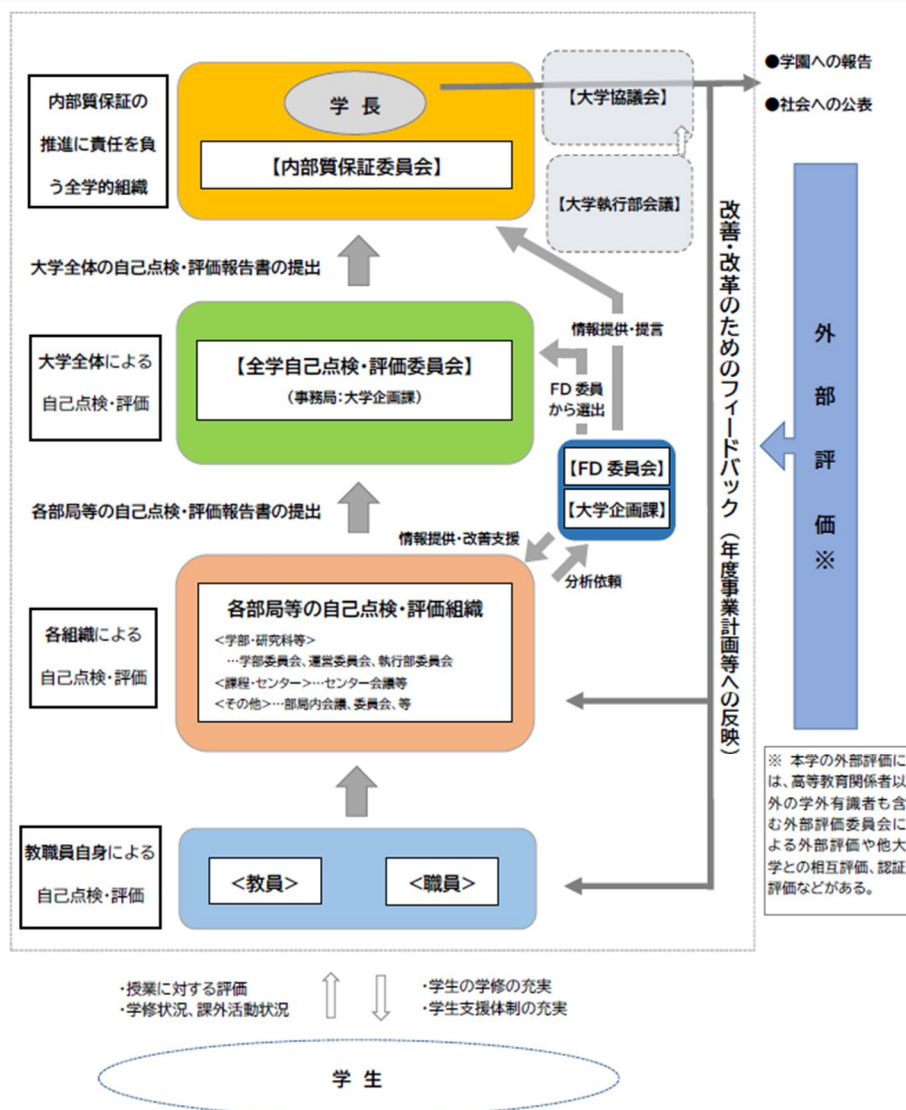
第2章 内部質保証（基本情報一覧）

内部質保証

内部質保証の方針・手続	URL・印刷物の名称
武蔵大学内部質保証規程	武蔵大学内部質保証規程
武蔵大学自己点検・評価規程	武蔵大学自己点検・評価規程
武蔵大学内部質保証に関する方針	https://www.musashi.ac.jp/about/policy/educational.html#houshin08
全学内部質保証推進組織の名称と所管事項	
内部質保証委員会	(1) 内部質保証のための全学的な方針の策定に関すること (2) 内部質保証の手続きおよび点検・評価事項に関すること (3) 大学全体の自己点検・評価報告書の評価に関すること (4) 前号の評価結果に基づく改善計画の策定に関すること (5) 自己点検・評価結果の公表に関すること (6) 外部評価に関すること (7) その他、学長が必要と認めた事項に関すること
	名簿（URL・印刷物の名称）
	武蔵大学内部質保証規程
備考：	

※内部質保証に係る全学的な体制を表した図を、この下に掲載してください。

《体制図》



設置計画履行状況調査等への対応（５カ年）[*]

指摘区分	指摘事項	指摘年度	改善状況	改善状況に関する根拠資料（設置履行状況調査結果など）
指摘事項 (改善)	未開講となった専門科目について、学生の履修機会を確保することはもとより、教育目的を達成するための体系的な学修に支障が生じないよう確実に対策を講じること。	令和６年度	未開講となった専門科目のうち８科目については、専任教員の突発的な退職により、代替教員の確保が困難となったため、２年連続で未開講の状況が続いていた。 その後、専任教員の補充が完了し、あわせて当該学部が完成年度を迎えたことにより、教員数も増加した。これにより、教育体制が整備され、未開講となっていた科目も現在は開講されている。	設置に係る設置計画履行状況報告書（令和７年５月１日現在）
備考：				

※その他、文部科学省からの勧告等に関することは、点検・評価報告書本文に記載してください。

前回の認証評価からの改善状況[*]

改善報告書 URL [※]	https://www.musashi.ac.jp/about/disclosure/evaluation.html
改善報告書検討結果 URL [※]	https://www.musashi.ac.jp/about/disclosure/evaluation.html
備考：	

※前回認証評価が本協会以外であった場合は、これに相当するもの。

〔専門職大学、専門職学科及び大学院の専門職学位課程〕教育課程連携協議会[*]

学部・学科、研究科等名称	名簿の URL
備考：	

※関係法令：大学設置基準第 42 条の 5 条、専門職大学設置基準第 10 条、専門職大学院設置基準第 6 条の 2

※ウェブサイトで公開されている名簿において何号委員会を明記していない場合は、それがわかる資料を別途提出してください。

情報公表[*]

項目	URL
点検・評価報告書	https://www.musashi.ac.jp/about/disclosure/evaluation.html
〔教育情報〕	
教育研究上の目的	基準 1
教育研究上の基本組織	https://www.musashi.ac.jp/about/disclosure/organization.html
学位授与方針	基準 4
教育課程の編成・実施方針	基準 4
学生の受け入れ方針	基準 5
教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績	https://www.musashi.ac.jp/about/disclosure/teacher.html
入学者の選抜	https://www.musashi.ac.jp/admissions/exam/index.html
入学者の数、収容定員及び在学する学生の数	https://www.musashi.ac.jp/about/disclosure/student/index.html
卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況並び	https://www.musashi.ac.jp/about/disclosure/student/index.html

に外国人留学生の数	
授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画	https://www.musashi.ac.jp/about/disclosure/class/index.html
成績評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準	https://www.musashi.ac.jp/about/disclosure/evaluation/index.html
校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境	https://www.musashi.ac.jp/about/disclosure/facilities.html
授業料、入学料その他の大学が徴収する費用	https://www.musashi.ac.jp/about/disclosure/fees/index.html
修学支援、生活支援、進路支援その他の学生支援	https://www.musashi.ac.jp/about/disclosure/support.html
研究科、専攻又は学生の履修上の区分ごとの、当該大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合その他学位授与の状況	https://www.musashi.ac.jp/about/disclosure/student/graduate.html#anchor02
〔※〕専門性が求められる職業に就いている者等との協力の状況	
財務情報	https://www.musashigakuen.jp/gakuen/zigyuu_zaimu/index.html
備考：	

〔※〕専門職大学、専門職学科及び大学院の専門職学位課程のみ

※関係法令：学校教育法第 109 条第 1 項、学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項、第 2 項及び第 3 項、教育職員免許法施行規則第 22 条の 8

情報公表〔学習成果等〕

情報	ウェブサイト名称・URL
「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報	
各授業科目における到達目標の達成状況	授業評価アンケート結果（各授業担当者は学修支援ポータルサイトより科目ごとに閲覧可能。各授業科目ごとの結果は学外非公表）
学位の取得状況	https://www.musashi.ac.jp/about/disclosure/student/index.html
学生の成長実感・満足度	授業評価アンケート結果 https://www.musashi.ac.jp/about/activities/faculty_development.html 学生調査結果 https://www.musashi.ac.jp/about/disclosure/investigation.html
進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）	※前掲「情報公表」参照
修業年限期間内に卒業する学生の割合留年率、中途退学率	※基礎データ表 6 参照
学修時間	https://www.musashi.ac.jp/about/disclosure/investigation.html
学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報	
入学者選抜の状況	https://www.musashi.ac.jp/admissions/index.html
教員一人あたりの学生数	※基礎データ表 1 参照
学事暦の柔軟化の状況	※後掲「授業期間及び単位計算」参照
履修登録単位の登録上限の状況	※後掲「履修登録単位数の上限」表参照
授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容）	※前掲「基本資料」表参照
早期卒業や大学院への飛び入学の状況	教授会資料（学外非公表）
FD・SDの実施状況	https://www.musashi.ac.jp/about/activities/faculty_development.html
備考：	

※関係資料：教学マネジメント指針（中央教育審議会大学分科会）別紙 3

情報公表〔教職課程〕

項目	URL
教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること	https://www.musashi.ac.jp/campuslife/license/teacher_training/about.html
教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること	https://www.musashi.ac.jp/about/disclosure/teacher.html
教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること	(カリキュラムイメージ) https://www.musashi.ac.jp/campuslife/license/teacher_training/class.html (シラバス) https://www.musashi.ac.jp/about/disclosure/class/syllabus.html
卒業者の教員免許状の取得の状況に関すること	https://www.musashi.ac.jp/campuslife/license/teacher_training/license.html
卒業者の教員への就職の状況に関すること	https://www.musashi.ac.jp/campuslife/license/teacher_training/career.html
教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること	https://www.musashi.ac.jp/campuslife/license/teacher_training/activities.html
備考：	

※関係法令：教育職員免許法施行規則第 22 条の 6

1. 現状分析

評価項目①

内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。
- ・教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。

※ 具体的な例

- ・3つの方針の策定の調整・支援。
- ・体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援。
- ・効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援。
- ・学習成果の可視化に向けた調整・支援。
- ・自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援。
- ・大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的に実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。
- ・行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

<内部質保証のための全学的な方針における基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続の明示>

本学では、大学としての質保証を目的として、2017年12月に「武蔵大学内部質保証規程」、具体的な内容については2018年6月に「武蔵大学内部質保証に関する方針」を制定し、内部質保証のための全学的な方針及び手続について明示している。規程については、学内の規程サーバに掲載し、学内構成員は常時閲覧可能となっている。また、方針については大学Webサイトに掲載し、広く周知している（資料：基本情報一覧）。

規程及び方針の改正が行われる際は、内部質保証委員会にて改正案を策定し、大学協議会にて審議のうえ教職員に周知している。

「武蔵大学内部質保証規程」第2条において「本学における内部質保証とは、武蔵大学学則第1条及び武蔵大学大学院学則第1条の目的を達成するため、各部局及び組織の教育、研究及び管理運営の状況等について、自己点検・評価をおこない、その結果をもとに大学全体の改善及び改革に努めることを通じて、教育研究等の水準を自らの責任で説明し、証明していく恒常的かつ継続的過程をいう」と内部質保証を定義した上で、その基本的な考え方を「武蔵大学内部質保証に関する方針」において、(1)全学的な自己点検・評価、(2)計画に基づく検証と改善方策、(3)第三者評価の実施、(4)社会的責任としての情報の公表、(5)教職員の内部質保証に関する理解の促進、と明示している。

各年度の自己点検・評価の方針及び手続については、内部質保証委員会が「自己点検・評価の基本方針」を策定し、各部局に明示している。

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織と学部・研究科その他のほかの組織の役割分担は、基本情報一覧の体制図のとおりである。なお、前回（2021年度）の認証評価実地調査で

の指摘を受けて、「武蔵大学内部質保証システム体系図」に IR を担当する組織としての大学企画課の位置づけを明記した(資料：2025 年度第 8 回大学協議会資料・議事録 A-3)。

内部質保証に関わる組織体制については「武蔵大学内部質保証に関する方針」に以下のとおり定めている。

【組織体制】（「武蔵大学内部質保証に関する方針」より抜粋）

(1) 内部質保証委員会

内部質保証委員会は、本学の内部質保証の推進に責任を負う。学長を委員長とし、内部質保証のための全学的な方針の策定や大学全体の自己点検・評価に基づく改善計画を策定する。

(2) 全学自己点検・評価委員会

全学自己点検・評価委員会は、内部質保証委員会の策定した方針、評価基準に則り、全学的な観点から各部局等の自己点検・評価結果の評価をおこない、大学全体の自己点検・評価報告書を作成する。評価にあたっては、ファカルティ・ディベロップメント(以下「FD」という。)委員会と連携し、エビデンスに基づいた評価をおこなう。

(3) 各部局等による自己点検・評価

各部局等は、内部質保証委員会の方針に基づき、各部局等の長を責任者として、自己点検・評価を実施し、自己点検・評価報告書を作成する。特に学部・研究科の自己点検・評価報告書については、学部長・研究科委員長が、その内容を教授会に報告する。

(4) 武蔵大学外部評価委員会

武蔵大学外部評価委員会は、学外有識者により構成され、本学の教育、研究及び管理運営等の改善に向けて、自己点検・評価結果の客観性、妥当性及び内部質保証の有効性に関して評価を行い、内部質保証委員会へ報告する。委員会による評価は、少なくとも 3 年に 1 回は実施する。

(5) 大学企画課

大学企画課は、自己点検・評価、外部評価、認証評価等、本学の内部質保証の推進に関する事項を取り扱う。また、教育改善に向けた教育効果の検証や FD 活動の推進についても支援をおこなう。

「武蔵大学内部質保証規程」第 3 条に基づき、内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織として、2018 年 4 月より内部質保証委員会を設置している。内部質保証委員会の任務については「武蔵大学内部質保証規程」第 8 条に内部質保証のための全学的な方針の策定や内部質保証の手続及び点検・評価をはじめ、大学全体の自己点検・評価報告書の評価やそれに基づく改善計画の策定、結果の公表に関すること、他大学との相互評価や認証評価機関による大学評価等の外部評価に関すること等が定められている。

また、任務遂行にあたり、内部質保証委員会の下に、大学全体の諸活動について全学的な観点から自己点検・評価をおこなうための全学自己点検・評価委員会を設置している。全学自己点検・評価委員会の構成員や任務については「武蔵大学自己点検・評価規程」に定めている。具体的には、毎年度、内部質保証委員会が策定する「自己点検・評価の基本方針」に基づき、事業報告書や各部局から提出された自己点検・評価結果等について点検・評価をお

こない、内部質保証委員会へ点検・評価結果や改善に向けた提言を報告している(資料:2026年度自己点検・評価の基本方針)。

内部質保証委員会の構成員については、「武蔵大学内部質保証規程」第4条及び第5条に定めている。具体的には、委員長を学長とし、副学長、各学部長・研究科委員長、リベラルアーツアンドサイエンス教育センター長、全学教務委員長、学生支援センター長、大学事務局長を構成員とした責任ある体制となっている。

全学自己点検・評価委員会の構成員については、「武蔵大学自己点検・評価規程」第4条に定めている。具体的には、副学長のうち1名を委員長とし、教授会、研究科委員会、教員会議の審議を経て、学長が任命した各学部・研究科及びリベラルアーツアンドサイエンス教育センターからの選出委員各1名、FD委員会からの選出委員、大学事務局長となっており、全学的な視点からの検証を可能にしている。

内部質保証委員会と全学自己点検・評価委員会の構成員については副学長、大学事務局長を除き、兼務を認めていない。また、全学自己点検・評価委員会の構成員にFD委員会選出委員を加えることにより、授業評価アンケート結果やFDフォーラムでの学生からの提言等を踏まえた評価をおこない、客観性・妥当性を担保している。

<教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。>

■ 3つのポリシー策定の調整・支援

本学では2016年度に大学執行部会議(学長を議長とし、大学に関する重要事項を審議する会議。詳細は第10章(1)にて述べる)が中心となって、「建学の三理想」及び教育の基本目標に基づいた全学のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシーを制定した(資料:2016年度第9回大学協議会議事録(抄))。

また、各学部・研究科の3つのポリシーについては、「建学の三理想」、教育研究上の目的及び大学全体の3つのポリシーと整合性があること、各学位プログラム内で3つのポリシーに一貫性があることを基本的な考え方とし、2017年度に、各学部教授会・研究科委員会での審議を経て、大学の審議機関である大学協議会にて承認され、公表に至った(資料:学部・研究科の三つのポリシー策定に関する大学協議会議事録(抜粋))。

加えて、毎年度実施している3つのポリシーの定期的検証の結果を踏まえ、2020年度に「武蔵大学における三つのポリシー策定に関する方針」を内部質保証委員会にて策定した。この方針において、ポリシーの策定単位は学位プログラムとすること、第三者が分かりやすい具体的な表現を用いること、各ポリシーが互いに一貫性があること等の留意事項をまとめ、学内に周知している(資料:武蔵大学における三つのポリシー策定に関する方針)。

各ポリシーの策定手続きは次のとおりである。全学のポリシーに関しては、内部質保証委員会にて審議し、大学協議会の議を経て承認されている。各学部・研究科のポリシーに関しては、教授会・研究科委員会にて報告後、内部質保証委員会にて全学のポリシーと齟齬がないか、必要項目が掲載されているか等の適切性を点検・評価し、問題がある場合は各学部・研究科に再検討を促した後、最終的には教授会・研究科委員会にて審議決定している(資料:2024年度第9回内部質保証委員会議事録)。

2022年度より武蔵学園第四次中期計画が開始し、国際教養学部の開設と全学部のカリキ

キュラムが改定されたことに伴い、2021 年度に大学の「教育の基本目標」及び全学の 3 ポリシーの見直しをおこなった(資料：2021 年度第 9 回大学協議会資料 A-13、A-14)。各学部・研究科の 3 ポリシーも見直し、国際教養学部については新たにポリシーを制定した(資料：2021 年度第 1 回大学協議会 B-6、第 10 回大学協議会資料 B-5)。

「武蔵大学における三つのポリシー策定に関する方針」に基づき、2027 年度のカリキュラム改定にあわせた 2027 年度以降の全学及び各学部のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーの改定案について、全学及び各学部では 2024 年度に、各研究科では 2025 年度にそれぞれ策定した。(資料：2024 年度第 9 回大学協議会資料 A-8、第 11 回大学協議会資料 B-5)

■ 体系的・組織的な教育課程の編成にむけた調整・支援

2019 年度より、各学部・研究科及び附置課程等において、内部質保証委員会が定めた点検・評価項目に基づく教育プログラムの定期的検証を実施している。この定期的検証は各学部・研究科のポリシーに基づき、各学部・研究科等の中で点検・評価をおこなっているため、それぞれから提出された改善案に対して、内部質保証委員会が大学全体の観点から点検・評価をおこない、必要に応じて、内部質保証委員会の委員長である学長が、改善に向けた方針を示している。また、改善・向上に関する取組については改善状況を定期的に報告させる仕組みを整備し、内部質保証委員会が PDCA サイクルを機能させるために関与している(資料：大学基準に基づく自己点検・評価及び教育プログラムの定期的検証の提出について(依頼))。

例えば、2021 年度に受審した大学基準協会による大学評価の際に改善課題として指摘を受けた両研究科の定員充足率の向上を目指し、毎年度、各研究科から定員充足に向けた取組状況について報告させ、その結果を内部質保証委員会にて点検・評価している。第四次中期計画の施策としても「大学院の定員充足」を課題に明示し、両研究科だけではなく大学全体の課題として位置付け、改善に向けて体制を強化した。

■ 学習成果の可視化に向けた調整・支援

2024 年度よりアセスメントテスト (GPS-Academic) を本格実施したため、その結果についても内部質保証委員会に報告した。また、教育プログラムの定期的検証の根拠データにもアセスメントテストの結果を追加した(資料：2024 年度第 3 回内部質保証委員会資料 5、2024 年度教育プログラムの定期的検証報告作成要領)。アドミッション・ポリシーの検証に活用できる根拠データとして入試結果以外のデータが少ないことが課題だったが、入学時にアセスメントテスト受験を課したことで、入学時点の能力等に関するデータを取得することが可能となった。(資料：2024 年度教育プログラムの定期的検証報告作成要領)

<大学全体規模や学部、研究科その他の組織(教職課程を実施する全学的組織を含む)における自己点検・評価をそれぞれ定期的の実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか>

PDCA サイクルの運用プロセスについては、「武蔵大学内部質保証に関する方針」に以下のとおり定めている。

【内部質保証システム】（「武蔵大学内部質保証に関する方針」より抜粋）

- (1) 本学の内部質保証は、中期計画に基づく各年次事業計画書の策定から始まる一連のPDCA サイクルにより推進する。
- (2) 各部局等は自己点検・評価を年1回以上行い、毎年度末までに自己点検・評価報告書を学長に提出する。
- (3) 本学に所属する教職員は、ファカルティ・ディベロップメント(FD)及びスタッフ・ディベロップメント(SD)活動や教員評価、職員の人事評価を通じて、本学の教育、研究及び管理運営、業務等の改善に努める。
- (4) 全学自己点検・評価委員会では、各部局等の評価結果の評価を行い、全学としての自己点検・評価報告書を作成し、内部質保証委員会に提出する。
- (5) 内部質保証委員会は、全学自己点検・評価委員会からの報告を受け、改善方策を策定する。
- (6) 武蔵大学外部評価委員会を少なくとも3年に1回開催し、本学の教育、研究及び管理運営等について意見を聴取し、改善計画に反映させる。
- (7) 学長は、内部質保証委員会、全学自己点検・評価委員会、武蔵大学外部評価委員会等からの意見を十分に踏まえ、学長方針として教育、研究及び管理運営等の改善方策を策定し、各部局等に指示する。

「武蔵大学 内部質保証システム体系図」（資料：基本情報一覧）のとおり、個人、学部・研究科等の各部局、大学全体による自己点検・評価を実施し、内部質保証委員会が全学的な改善・向上のための方策を策定し、学長より大学協議会を通じて全教職員に対して指示するという仕組みになっている。また、各年度の自己点検・評価項目については、内部質保証委員会にて基本方針を定め、その方針に基づき実施している（資料：自己点検・評価の基本方針）。

全学的な点検・評価については、従前の点検・評価サイクルでは、中期計画に基づく事業計画の点検・評価を毎年度の自己点検・評価の中心と位置付けていたが、中期計画は学園の重点事業に特化した内容のため、認証評価機関が定める大学基準との連関が薄く、網羅的な点検・評価項目に基づいた客観的な評価及び改善が不十分な点が課題であった。そのため、2023 年度より、全学的な自己点検・評価の方針を見直し、事業報告書に基づく全学的な点検・評価の実施タイミングは2年に1度、大学基準に基づく点検・評価は対象項目を絞ったうえで毎年度実施することとした（資料：2022 年度第10 回内部質保証委員会資料、2022 年度第10 回大学協議会資料）。

2023 年度より、全学的な自己点検・評価の実施方法を見直したのにあわせて、今まで別途依頼していた教育プログラムの定期的検証も、大学基準に基づく自己点検・評価に合わせ実施することとし、一体的に自己点検・評価をおこなうこととした。

具体的な自己点検・評価の流れは以下のとおりである。1) 学長から、大学協議会を通じて、当該年度に実施する自己点検・評価の概要等を説明し、点検・評価用の共通様式を配付する。2) これを受けて各部局等は自己点検・評価を実施し、現状の取組や課題、成果等を様式に入力のうえ、とりまとめ部局である大学企画課に提出する。3) 各部局等の報告を受け、学長は、毎年度の自己点検・評価の基本方針に基づき、全学自己点検・評価委員会に全

学的観点からの検証を依頼し、全学自己点検・評価委員会での点検・評価結果をもとに、内部質保証委員会にて改善に向けた方策を策定する。4) 内部質保証委員会の委員長である学長は、大学協議会を通じて改善に向けた方策を各部局等に指示し、各部局等が改善に取り組む(資料:2023 年度第 11 回、第 12 回内部質保証委員会資料・議事録、2023 年度第 8 回大学協議会資料 B-10)。また、これまで通り、大学企画課にて各部局等が点検・評価をおこなうための根拠データを作成し、提供している(資料:2022 年度第 11 回内部質保証委員会資料)。

なお、各部局等の自己点検・評価結果を全学的な観点から全学自己点検・評価委員会が評価のうえとりまとめ、内部質保証委員会にて最終的な評価と改善すべき事項を検討し、大学協議会を通じて内部質保証委員長である学長名にて各部局等に対する改善方針を示す流れに大きな変更はない。

2024 年度には全学的な自己点検・評価として、第四次中期計画 2022-2023 年度の事業成果の評価及び大学基準に基づく自己点検・評価(基準 2 及び 4~9)をおこなった。全学自己点検・評価委員会にてとりまとめた「第四次中期計画(2022~2023 年度)事業成果評価結果」は内部質保証委員会に報告され、2024 年度におこなわれた学園全体の第四次中期計画の後半にむけた中間見直しの参考情報として活用された。(資料:2024 年度第 4 回内部質保証委員会議事録、資料 2)

■ 教職課程の自己点検・評価

教職課程の自己点検・評価の実施及び公表が法令上義務化されたことを受け、試行として、2022 年度に教職課程の自己点検・評価を実施した。具体的には、内部質保証委員会が定めた方針のもと、教職課程から提出された自己点検・評価結果を全学自己点検・評価委員会が評価し、内部質保証委員会に提言をあげ、内部質保証委員会から大学協議会を通じて改善方針が示された。しかしその後、学長等と教職課程の調整において、教職課程の自己点検・評価の実施体制の整備がまずは必要と判断されたことから、2023 年度に教職課程会議を中心に自己点検・評価の体制や実施方法を再検討し、実施方法を定めた(資料:2021 年度第 9 回大学協議会 B-2、2022 年度第 7 回大学協議会 B-5、2022 年度第 11 回内部質保証委員会)。

2023 年度に前年度の活動内容について教職課程にて自己点検・評価した結果を報告書としてとりまとめ、教職課程会議を経て、内部質保証委員会でも確認のうえ、大学協議会に報告され、大学 Web サイトに公開した(資料:2022 年度教職課程自己点検評価報告書、2023 年度第 13 回内部質保証委員会資料 No.4・議事録、2023 年度第 9 回大学協議会 B-8)。なお、この自己点検・評価結果を踏まえ、各学科・研究科、各専攻における「教員養成の理念」を策定することとなった(資料:各学科ならびに研究科各専攻における「教員養成の理念」策定について(依頼))。

以降は毎年度、教職課程の自己点検・評価報告書を作成し、データに基づく自己点検・評価を継続して実施している(資料:「教職課程自己点検・評価報告書」【Web】)。

<学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。>

「武蔵大学内部質保証規程」では、第 10 条第 1 項「本学の自己点検・評価の妥当性と客

観性を担保するため、学外の評価団体又は学外の評価者による外部評価をおこなう」、同条第2項「学校教育法第109条に基づき、7年以内の期間に文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関による評価を受けなければならない」と定め、外部評価や大学評価等の学外からの評価を受審するよう明示している。

大学評価に加え、毎年の自己点検・評価の信頼性と妥当性を高め、内部質保証システムの一層の充実へつなげていくため、旧制高等学校をルーツに持つリベラルアーツ五学園（学習院大学、成蹊大学、成城大学、武蔵大学、甲南大学）の中で大学規模が近く同系統分野の学部を設置する成城大学との相互評価を2016年度より開始しており、さらに、2023年度からは甲南大学を加えた、武蔵大学、成城大学、甲南大学の三大学における相互評価として実施している。2023年度は、全学（学部全体・大学院全体）のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシー（3ポリシー）について、他の2大学より評価を受けた。2024年度には、第3期認証評価結果で改善課題が付された事項の改善状況について、2025年度には、2027年度の3ポリシー改定にあわせたアセスメント・ポリシーの改定案について他大学から評価を受けた。学外の視点から評価を受けることで、本学の自己点検・評価の客観性や妥当性を担保している。（資料：相互評価【Web】）

そのほか、2018年2月には「武蔵大学外部評価委員会規程」を制定し、2018年度及び2022年度に外部評価委員会による外部評価を実施した（資料：「外部評価」【Web】）。外部評価委員は、学外有識者から構成されることになっており、高等教育関係者だけでなく、高等学校、産業界、地域関係者を評価委員として、本学の教育研究活動の状況について、「建学の三理想」や教育の基本目標、3つのポリシー等の各種方針を評価基準として、それぞれの観点から評価を受けた。

これらの大学評価、相互評価、外部評価の結果等について、学内に対しては、内部質保証委員会で策定した評価結果に基づく改善に向けた方策とともに大学協議会を通じて周知している。加えて、学外に対しても大学Webサイトに掲載し広く社会に公表している（資料：教育情報の公表【Web】）。

<行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか>

大学評価での指摘事項に関しては、学長の指示により各担当部局から改善状況及び今後に向けての取組を提出させ、内部質保証委員会で改善状況を点検・評価の上、大学協議会を経て、認証評価機関に改善状況を報告している（資料：基本情報一覧）。さらに、一層の制度的充実が必要と判断した事項に関しては、内部質保証委員会が全学的な観点から改善に向けた方策を策定するとともに、学長定例会議等を通じて当該部局とのヒアリングをおこない、懸案事項の改善に努めている。

具体的には、第3期認証評価結果で改善課題が付された大学院の定員管理については、大学基準に基づく自己点検・評価の対象となっているため、該当部局の自己点検・結果を踏まえ、全学自己点検・評価委員会及び内部質保証委員会にて全学的な評価をおこない、引き続き改善に努めるよう提言をおこなった（資料：『2023年度自己点検・評価報告書（2024年度自己点検・評価）』）。

改善課題として指摘された「職員の業績評価に関する規程と実態の乖離」及び「SD研修の規定化」についても大学基準に基づく自己点検・評価として全学自己点検・評価委員会及

び内部質保証委員会にて全学的な評価をおこなった。前者の職員の昇格については、いったん当該部局による改善が図られたものの、その内容に対し全学自己点検・評価委員会及び内部質保証委員会にて不十分と評価され、2024 年度の相互評価においても指摘が付されたことから、法人部門と大学部門があらためて改善の方向性について調整し、さらなる改善を図った（資料：『2022 年度自己点検・評価報告書（2023 年度自己点検・評価）』、基本情報一覧）。後者の SD 研修の規程化については、学内の状況やニーズにあわせて臨機応変に研修を行えるよう、規程ではなく実施・運営に関する具体的な年次計画を策定することとした。あわせて、武蔵学園スタッフ・ディベロップメント（SD）計画と毎年度実施している研修内容に不一致が見られたため、2025 年 5 月末に武蔵学園 SD 計画を改定した。

以上の取組をまとめ、2025 年 7 月に第 3 期認証評価結果に対する改善報告書を大学基準協会に提出した。その結果、改善課題 3 点のうち「職員の業績評価に関する規程と実態の乖離」は改善が認められたが、大学院の定員管理及び SD の規程整備についてはさらなる改善を求められたため引き続き対応をおこなっている（各事項に関する改善に向けた取組内容の詳細は、基準 5、基準 10 にて述べる）。

設置計画履行状況等調査での指摘事項に関しては、各担当部局から改善状況及び次年度に向けての対応を提出させ、大学企画課にて取りまとめた後、学長決裁を経て文部科学省に改善状況を報告している（資料：設置認可申請書・届出書、履行状況報告書【Web】）。2024 年度の設置計画履行状況等調査にて指摘を受けた事項に関しても、設置計画履行状況報告書を文部科学省へ提出するとともに、大学 Web サイトにも公表し適切な対応をおこなっている（資料：基本情報一覧）。

評価項目②

大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

<評価の視点>

- ・教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
- ・教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会に分かりやすく公表しているか。

「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令」（平成 22 年文部科学省令第 15 号）に基づき、大学等が公表すべき情報に関しては、「教育情報の公表」というカテゴリーを大学 Web サイトに設け、公表している（資料：基本情報一覧）。また、「教育情報の公表」の中に「大学評価」という項目を設け、大学評価結果、他大学との相互評価や外部評価結果、毎年度の自己点検・評価報告書、設置認可申請に関する申請書類や設置計画履行状況報告書についても公表している（資料：教育情報の公表【Web】）。

あわせて、研究活動に関する情報についても大学 Web サイトに公表している（資料：研究情報の公表【Web】）。

さらに、FD 活動への取組、学生調査結果等も大学 Web サイトに公表している（資料：FD 活動【Web】、学生調査【Web】）。

財務関連については、私立学校法等の規定に基づき、予算・決算に係る計算書類や監査報告書を学校法人の Web サイトに公表するとともに、「学校会計解説」として予算・決算概要

や学校会計基準の説明を掲載し、一般の方々にも理解しやすいよう努めている(資料：事業計画書・報告書、予算・決算【Web】)。

加えて、グローバル化推進のための方策の一つとして、2025 年度より大学 Web サイトに AI 自動翻訳による英語表示機能を導入した。

大学 Web サイトへの情報掲載にあたっては、各部局において、所属長が内容を確認し、承認したものを大学 Web サイト上で公表することとなっている。

教育活動の一環としては、各学部等のゼミナール活動の様子を紹介する「ゼミブログ」(https://www.musashi.ac.jp/seminar_blog/index.php)を大学 Web サイトに掲載しており、公開前には学部長等による内容確認が行われている。

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、そのほかの諸活動の情報については、大学企画課より各担当部局へ定期的に更新を依頼している。公表が義務付けられている情報に関しては原則として毎年 5 月 1 日を基準日として更新している。自己点検・評価結果やそのほかの諸活動については、随時、必要に応じて担当部局が更新している。

また、2022 年度より、大学 Web サイトの「教育情報の公表」の中に新たに「データで見る武蔵大学」という項目を設け、BI ツールを使って可視化した本学の基本データ(志願者数、在籍学生数、都道府県別入学者数、就職状況、退学者数、留年者数、派遣留学生数、協定校数、教員数、教員研究費、蔵書数等)の公開を開始した(資料：データで見る武蔵大学【Web】)。

評価項目③

内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。

<評価の視点>

- ・内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。

<内部質保証システムの適切性・有効性に関する点検・評価>

内部質保証委員会の定める方針及び手続に基づく各部局等の自己点検・評価結果を全学自己点検・評価委員会が全学的な観点から評価し作成した自己点検・評価報告書を通じて、内部質保証委員会は自己点検・評価の方針及び手続自体が有効に機能しているかを点検・評価している。また、内部質保証委員会は、必要に応じて方針の見直しや全学的な立場から部局間の調整等をおこない、大学全体の内部質保証システムの改善を図っている。

全学自己点検・評価委員会は、全学的な観点から点検・評価を実施しており、この過程を通じて全学と各部局等の内部質保証システムの適切性・有効性を検証している。また、既述したとおり、認証評価機関の大学評価に加え、他大学との相互評価や外部評価を実施し、第三者からの客観的な意見・提言を取り入れる仕組みにもなっている。

これらの点検・評価結果は、全て内部質保証委員会で集約し、課題や問題点と判断した項目に対しては、大学協議会を通じて各担当部局へ改善に向けた方策を示している。

2024 年度には、他大学との相互評価を通じて、各部局においてその後の進捗が不十分であったり、改善の方向性を再検討すべき場合があることが課題として明らかとなったため、内部質保証システム自体の改善・向上のための工夫として、2025 年度に各部局から「大学

基準に基づく自己点検・評価シート」を提出してもらう際には、提言に対するその後の対応についても報告を求めることとし、シートの様式を一部変更した（資料：「大学基準に基づく自己点検・評価シート」作成要領）。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

【長所】

- ・ 客観性と透明性を担保した強固な推進体制の確立
学長を委員長とする「内部質保証委員会」と、副学長を委員長とする「全学自己点検・評価委員会」の役割分担が明確であり、構成員の兼務制限や FD 委員会選出委員の参画により、評価の客観性・妥当性を高く保っている。
- ・ エビデンスに基づく教学マネジメントと評価の一体化
2023 年度より自己点検・評価活動と教育プログラムの定期的検証を一体化し、2024 年度からはアセスメントテスト (GPS-Academic) を本格導入して学習成果の可視化やアドミッション・ポリシーの検証に活用するなど、データ（エビデンス）に裏付けられた教学マネジメントを実践している。
- ・ 他大学との相互評価の活用と内部質保証システムのメタ評価
リベラルアーツ五学園のネットワークを活かし、成城大学、さらには甲南大学を加えた三大学間での相互評価を定期的に実施し、外部の視点を積極的かつ継続的に取り入れている。また、相互評価の課題を受け、2025 年度から「提言に対するその後の対応」の報告を求めるよう自己点検シートの様式を変更するなど、内部質保証システム自体の改善（メタ評価）を怠らない姿勢は評価できる。

【問題点】

- ・ 学修成果に関する情報公表を一層分かりやすい形へ改善する必要がある。
- ・ 各部局等の自己点検・評価は主に部局長を中心としておこなわれており、組織的な取組とは言い難い点が課題である。また、組織全体としての自己点検・評価活動と各部局が日常的におこなっている各種の改善や発展に向けた取組が乖離しており、自己点検・評価が十分に実質化されているとは言い難い。
- ・ アドミッション・ポリシーの検証に活用できる根拠データとして、入試結果のデータおよびアセスメントテスト (GPS-Academic) のデータが利用できることとなったが、まだ両者を活用して具体的な入試方法の改善をするまでには至っていない。
- ・ 認証評価の改善課題に対する完全な解決への途上性
第 3 期認証評価の改善課題 3 点のうち「職員の業績評価に関する規程と実態の乖離」は改善が認められたものの、「大学院の定員管理」および「SD の規程整備」については、2025 年 5 月の SD 計画改定などの対応を行っているものの、2025 年 7 月の改善報告書においてなおさらなる改善を求められており、完全な是正には至っていない。
- ・ 大学院定員充足に向けた全学的施策の途上性
2021 年度の大学評価（認証評価）で指摘された「大学院の定員充足」を全学的な課題として位置づけ、中期計画の施策に組み込んで学長指示のもと取り組んでいるものの、

依然として抜本的な充足に向けた施策の効果検証は進行途上の段階にある。

- ・ 一部部局における改善進捗のばらつき

相互評価等を通じて明らかになったように、自己点検・評価後に示された提言や改善方針に対し、一部の部局においてその後の進捗が不十分であったり、改善の方向性の再検討を要する事例が見られる点が課題である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

【改善・発展方策】

- ・ 今後、入試結果のデータおよびアセスメントテスト (GPS-Academic) のデータを活用し、アドミッション・ポリシーの検証や入試方法の改善につなげていく。
- ・ 現状の内部質保証のために構築された体制をできるだけ効率的かつシンプルな形で運用し、評価のための評価に労力を割くのではなく評価結果を改善のために活かすための余力を残す必要がある。

【全体のまとめ】

- ・ 「武蔵大学内部質保証規程」及び基本方針のもと、内部質保証委員会が3ポリシー策定支援や自己点検・評価の全学的調整を担い、外部評価委員会も設けている。教育情報、自己点検・評価結果、財務情報等を大学 Web サイトで公表し、学修成果に関する情報も含め社会への説明責任を果たしている。点検サイクルを 2023 年度に見直し、成城大学・甲南大学との三大学相互評価や外部評価委員会による外部評価等により有効性を検証している。
- ・ 認証評価機関より、さらなる改善を求められている「大学院の定員管理」および「SD の規程整備・体制強化」について、内部質保証委員会が主導し、法人部門とも緊密に連携しながら、評価機関の要求水準を満たす具体的な規程・運用の見直しおよび定員充足のための施策を早急に確立する。また、2025 年度に導入した改善進捗の報告を求める新たな「大学基準に基づく自己点検・評価シート」を活用し、各部局への提言に対するフォローアップ体制を徹底する。これにより、内部質保証委員会が各部局の改善状況を厳しくモニタリングし、PDCA サイクルの「A（改善・処置）」の実効性をさらに高めていく。
- ・ 総じて、本学の内部質保証システムは組織的に整備されており、第三者の視点や多様なデータを活用しながら有効に機能しているが、残る課題の確実な解決に向けて、全学的な指導力、推進力をさらに発揮することが求められる。

1. 現状分析

評価項目①

大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。

<評価の視点>

- ・大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成しているか。

本学は、開学以来、東京都練馬区に位置し、「建学の三理想」及び教育の基本目標に基づき、学問の動向や社会的要請、大学を取り巻く国際的環境の変化等を踏まえて、教育研究組織を配置している。2026年4月1日現在、経済学部、人文学部、社会学部、国際教養学部、経済学研究科、人文科学研究科の4学部2研究科を設置し、各学部規則・研究科規則に定められた教育研究上の目的に基づき、教育研究活動をおこなっている（資料：大学基礎データ表1）。本学では、ゼミナールを基礎とし、少人数教育を柱とした教育方針を受け継ぎ、収容定員4,000人未満の小規模な環境を維持している。

国際教養学部は、学園創立百周年である2022年4月に新たに開設した学部である。経済学部のプログラムであった「ロンドン大学と武蔵大学とのパラレル・ディグリー・プログラム」（以下「PDP」という。）及び人文学部のプログラムであった「グローバル・スタディーズコース（GSC）英語プログラム」を母体とし、「幅広い教養、深い専門知識、高度なコミュニケーション能力をもって、激しく変化する地球環境、政治と国際関係、経済とテクノロジー、文化と社会の動向を的確につかんで人類社会の持続可能な発展に貢献し、イノベーションの推進や危機の克服の先頭に立つことのできるグローバルリーダーを養成する」ことを目的とし設置した（資料：国際教養学部国際教養学科設置届出書【Web】）。

学部・研究科以外の教育研究組織については、「武蔵大学学則」第50条に基づき、調査・研究のための総合研究機構や、効率的で効果的な教育を施すためにセンターを設置し、各センター規程においてセンターの目的を定めている。そのほか、教職課程、学芸員課程の附置組織を設置している。

第三次中期計画後半の施策であった「リベラルアーツ&サイエンス教育センター（仮称）」、「アドミッションセンター（仮称）」の設置については、第三次中期計画完了翌年度の2022年4月に計画通り開設された。

学部・研究科以外の教育研究組織は以下のとおりである。

リベラルアーツアンドサイエンス教育センターは、文理の壁や科目の別を超えて深い知と教養を培い、世界とつながるグローバル人材を育成するため、既存の基礎教育センターを移行するかたちで2022年4月に設置した（資料：武蔵大学リベラルアーツアンドサイエンス教育センター規程）。

大学グローバル教育センター（以下「グローバル教育センター」という。）は、「武蔵学園グローバル教育推進センター規程」第8条に基づき、大学のグローバル化推進のために国際センターと外国語教育センターを発展的に解消し、2016年に設置したセンターである。主に国際教育・国際交流及び正課外の外国語教育に関する企画立案・実施運営を担っている。具体的には、海外協定校の拡充、海外大学等への留学支援、受入留学生のための支援プログラムの実施等が挙げられる。また、2012年9月に設置した Musashi Communication

Village(以下「MCV」という。)の運営を担っており、語学力向上のための各種プログラム、アクティビティの実施等、英語だけでなく各種言語に関するプログラム提供をおこなっている(詳細は第7章にて述べる)(資料：武蔵大学グローバル教育センター規程)。

PDP 教育センターは、「ロンドン大学と武蔵大学とのパラレル・ディグリー・プログラム(以下「PDP」という。)の全学的推進及び充実に寄与すること」を目的として設置された(資料：武蔵大学 PDP 教育センター規程)。ただし、2022 年度より PDP が経済学部内のプログラムから国際教養学部に移行したため、PDP 教育センターの主な業務は国際教養学部に移管されている。

情報・メディア教育センターは、「情報・メディアに係る施設及び設備の活用並びに情報セキュリティ研修及び IT リテラシー教育の支援を通して情報・メディア教育に寄与すること」を目的としている。主に情報・メディア教育及びその支援、施設・設備整備のための企画立案、その管理運営等を担っている(資料：武蔵大学情報・メディア教育センター規程)。

研究支援組織としては、2022 年 4 月に、「総合研究所」を「総合研究機構」に改称した。これにあわせて総合研究機構の目的を踏まえ、事業内容を見直し、学術上の国際交流など従来の事業に加え、研究上の産学官連携などを追加した。第四次中期計画では総合研究機構のもとに研究会の設置を施策として掲げており、建学の三理想である東西文化融合や AI・ロボットと人間生活に関する文理融合的なテーマの研究会活動を開始した(資料：武蔵大学総合研究機構 研究会【Web】)。

このほか、教育職員免許状授与及び学芸員資格取得のための授業科目の開講計画や学生指導をおこなう教職課程及び学芸員課程を附置課程として設置し、運営体制や授与する資格等の詳細について各規程等に定めている(資料：武蔵大学教職課程会議規程、武蔵大学学芸員課程規則)。

その他、学生支援センター、ダイバーシティセンター、キャリア支援センター、アドミッションセンターを設置している(それぞれのセンターの詳細については、第5章及び第7章にて述べる)。

評価項目②

教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

教育研究組織の構成の適切性に関する点検・評価は、内部質保証委員会が主体となり、事業計画・事業報告と、「大学基準」に則った点検・評価項目に基づく「自己点検・評価シート」により毎年度実施している。加えて、社会的要請等を踏まえ、必要に応じて、随時点検・評価をおこなっている。

また、教育研究組織の改編・新設をおこなう場合は、大学協議会及び常任理事会を経て理事会が決定している。

学部・研究科については、2022 年 4 月には、幅広い教養、深い専門知識、高度なコミュ

ニケーション能力をもって、激しく変化する地球環境、政治と国際関係、経済とテクノロジー、文化と社会の動向を的確につかんで人類社会の持続可能な発展に貢献し、イノベーションの推進や危機の克服の先頭に立つことのできるグローバルリーダーを養成することを目的に、国際教養学部を新たに開設した。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

【長所】

- ・ 「少人数教育」の堅持と社会的要請に応じた組織改編の実行
収容定員 4,000 人未満という小規模で濃密な「少人数教育」の環境を維持しつつ、社会的要請や変化に対応するため、2022 年 4 月に国際教養学部を新設して四学部体制へ移行した。同時に「リベラルアーツアンドサイエンス教育センター」や「アドミッションセンター」を中期計画通りに計画的かつ確実に設置した点は、組織改編の機動性を示す好例である。
- ・ 研究支援・推進体制の強化と文理融合研究の具体化
2022 年 4 月に「総合研究所」を「総合研究機構」へ改称・改組し、従来の事業に加えて産学官連携を組み入れるなど、時代のニーズに即した研究支援体制を構築した。また、第四次中期計画に基づき「東西文化融合史研究会」など、建学の精神や先進技術（AI・ロボット等）に着目した文理融合的な研究活動を具体的に開始している点は評価できる。

【問題点】

- ・ 学部横断・文理融合を担う研究組織の一層の実質化が課題である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

【改善・発展方策】

- ・ 社会環境が大きく変化する中で、教育研究組織については不断的努力によりその改善、改革を行っていく必要があり、中・長期計画に基づいた教育研究組織の見直しをスピーディーに行っていく。
- ・ 総合研究機構において開始された、東西文化融合や AI・ロボット等をテーマとする文理融合的な研究成果について、リベラルアーツアンドサイエンス教育センター等と緊密に連携し、学士課程教育や全学共通科目へ積極的に還元・展開する仕組みを構築することで、教育と研究のシナジー効果をさらに高めていく。

【全体のまとめ】

- ・ 「建学の三理想」及び社会的要請を踏まえ、4 学部 2 研究科と附置センター・総合研究機構を体系的に配置している。
総じて、本学の教育研究組織は、小規模少人数教育という特色を活かしつつ、グローバル化や文理融合といった現代的課題に対して適切に構成されており、今後も組織運営の効率性と教育効果の最大化を目指した不断の見直しを継続する。

第4章 教育・学習（基本情報一覧）

学位授与方針・教育課程の編成実施方針・学生の受け入れ方針[*]

学部・研究科等名称	URL
武蔵大学（全学）	https://www.musashi.ac.jp/about/disclosure/purpose.html
経済学部	https://www.musashi.ac.jp/faculty/economics/policy.html
人文学部	https://www.musashi.ac.jp/faculty/humanities/policy.html
社会学部	https://www.musashi.ac.jp/faculty/sociology/policy.html
国際教養学部	https://www.musashi.ac.jp/faculty/liberalarts/policy.html
経済学研究科	https://www.musashi.ac.jp/graduate/economics/policy/index.html
人文科学研究科	https://www.musashi.ac.jp/graduate/humanities/policy/index.html
備考：全学 DP と全学ポリシー・学部ポリシーの対応表(2027 年度～)も各種方針とともに公開している。 https://www.musashi.ac.jp/about/disclosure/ahdlv300000003xe-att/tjtaq20000001o7a.pdf	

※関係法令：学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項

教育課程等に係る設置基準上の特例（※対象となる学部がある場合）

学部等名称	特例の概要	特例の期間	学則等の規定
備考：			

※文部科学大臣から措置の要求や認定の取り消しがあった場合は、備考欄に記入してください。

〔専門職大学、専門職学科〕科目区分ごとの必要修得単位数[*]

学部、学科等名称	単位数						根拠となる資料
	基礎科目 一般・基礎科目	職業専門科目	展開科目	総合科目	実験、実習 または実技 の単位数	左記のうち 臨地実務実 習科目	
備考：							

※関係法令：大学設置基準第 42 条の 9、専門職大学設置基準第 29 条、30 条

※専門職大学において、課程を前期・後期で区分している場合は、全課程の状況を示すとともに、別途前期課程の状況も示してください。

授業期間及び単位計算（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[*]

学期制区分	各学期の 授業週数	1 コマあたりの 授業時間	URL・印刷物の名称
2 学期（セメスター）制	13 週	105 分	履修要項（共通編）p.13 https://www.musashi.ac.jp/faculty/ahdlv30000000okc-att/general.pdf
備考：			
国際教養学部国際教養学科経済経営学専攻の外国語科目や専門科目等一部授業は、学期を Spring1～2/Autumn1～3 に分割しておこなっている。			
単位設定			
授業形態	1 単位当たりの学習時間 （うち、授業の時間）	規程（条項）	URL・印刷物の名称
講義・演習	45 時間(15 時間)	学則第 17 条第 1 項	履修要項（共通編）p.10 https://www.musashi.ac.jp/faculty/ahdlv3

			0000000okc-att/general.pdf
実習（外国語）実技・実験	45 時間(30 時間)	同上	同上
実習	45 時間(45 時間)	同上	同上
備考：			

※関係法令：大学設置基準第 21 条、第 23 条、専門職大学設置基準第 14 条、第 16 条

履修登録単位数の上限設定（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[*]

学部・学科名、 学年等	履修登録単 位の上限値	期間	成績優 秀者へ の緩和	成績優秀者の基準	除外 科目の 有無
	単位				
	単位				
備考：					

※関係法令：大学設置基準第 27 条の 2、専門職大学設置基準第 22 条

※学部・学科ごとに履修登録単位数の上限設定が異なる場合、また、学部・学科内で学年によって設定を変えている場合にはそれぞれ区分して作表してください。

※「成績優秀者への緩和」欄は、大学設置基準第 27 条の 2 第 2 項に該当する措置を講じている場合に○を選択し、成績優秀者の基準（GPA 値など）を記入してください。該当しない場合、基準・割合欄の入力は不要です。

※どのような考え・設計で履修登録単位数の上限設定（成績優秀者への緩和措置、除外科目の設定も含む）をしているのか、「備考」欄に説明してください。

卒業・修了要件の設定及び明示

学部・研究科等名称（研 究科は学位課程別）	卒業・修 了要件単 位数	既修得等 （注）の認定 上限単位数	URL・印刷物の名称
経済学部	124 単位	60 単位	武蔵大学学則 https://www.musashi.ac.jp/about/disclosure/info/index.html
人文学部	124 単位	60 単位	武蔵大学学則 https://www.musashi.ac.jp/about/disclosure/info/index.html
社会学部	124 単位	60 単位	武蔵大学学則 https://www.musashi.ac.jp/about/disclosure/info/index.html
国際教養学部	124 単位	60 単位	武蔵大学学則 https://www.musashi.ac.jp/about/disclosure/info/index.html
経済学研究科 博士前期課程	30 単位	20 単位	武蔵大学大学院学則 https://www.musashi.ac.jp/about/disclosure/info/index.html
人文科学研究科 博士前期課程	30 単位	20 単位	武蔵大学大学院学則 https://www.musashi.ac.jp/about/disclosure/info/index.html
経済学研究科 博士後期課程	20 単位	0 単位	武蔵大学大学院学則 https://www.musashi.ac.jp/about/disclosure/info/index.html
人文科学研究科 博士後期課程	12 単位	0 単位	武蔵大学大学院学則 https://www.musashi.ac.jp/about/disclosure/info/index.html
備考：			

※関係法令：大学設置基準第 28 条、第 29 条、第 30 条、第 32 条、第 42 条の 8 及び第 42 条の 9、

専門職大学設置基準第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 29 条及び第 30 条、

大学院設置基準第 16 条、第 16 条の 2 及び第 17 条、

専門職大学院設置基準第 13 条、第 13 条の 2、第 14 条、第 15 条、第 21 条、第 21 条の 2、第 22 条、第 23 条、第 27 条、第 27 条の 2、第 28 条及び第 29 条

注：[学士] 大学設置基準第 28 条から第 30 条までの規定に基づく措置（それらを合せた上限値）

[専門職大学] 専門職大学設置基準第 24 条から 26 条までの規定に基づく措置（それらを合せた上限値）

[修士・博士] 大学院設置基準第 15 条によって準用する大学設置基準第 28 条及び第 30 条の規定にもとづく措置（それらを合せた上限値）

[専門職] 専門職大学院設置基準第 13 条、第 13 条の 2、第 14 条、第 21 条、第 21 条の 2、第 22 条、第 27 条、第 27 条の 2 及び第 28 条の規定に基づく措置（それらを合せた上限値）

研究指導計画（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[*]

研究科等名称 (学位課程別)	研究指導計画※の明示	URL・印刷物の名称
備考：		

※関係法令：大学院設置基準第 14 条の 2 第 1 項

※研究指導、学位論文作成指導を行うにあたり、学生に予め明示する計画であって、課程修了に至るまでの研究指導の方法、内容及びスケジュールが明らかなもの。

学位論文審査基準の明示・公表（修士・博士課程）（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[*]

研究科等名称 (学位課程別)	学位論文審査基準（注 1）規程・URL	特定課題研究審査基準（注 2）規程・URL
備考：		

※関係法令：学校教育法第 172 条の 2 第 3 項、大学院設置基準第 14 条の 2 第 2 項

注 1：学位論文（修士論文又は博士論文）について、学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準として、あらかじめ学生に明示するもの。

注 2：修士課程修了にあたり修士論文に代えて課される特定の課題についての研究に関し、学位に求める水準を満たした研究成果か否かを審査する基準として、あらかじめ学生に明示するもの。

学位授与方針に示した学習成果の測定方法[*]

学部・研究科等名称	学習成果の測定方法	根拠資料
経済学部、人文学部、社会学部、国際教養学部	成績に基づく学修ポートフォリオ、アセスメントテストに基づく学修ポートフォリオ、学生調査、授業評価アンケート、卒業生調査、外部語学検定試験、各科目の成績分布状況の経年推移や学年比較をおこなう。また、該当学部では卒業論文等をルーブリックを用いて評価する。	・学部アセスメント・ポリシー https://www.musashi.ac.jp/about/policy/assessment.html ・教育プログラムの定期的検証依頼資料
経済学研究科、人文科学研究科	大学院学生調査、各科目の成績、学位論文、論文投稿数、論文採択数、学会報告回数等	・大学院アセスメント・ポリシー https://www.musashi.ac.jp/about/policy/assessment.html ・教育プログラムの定期的検証依頼資料
備考：		

学部・研究科等における点検・評価活動の状況

学部・研究科等名称	実施年度・実施体制	点検・評価報告書等
経済学部	経済学部自己点検・評価委員会	2025 年度教育プログラムの定期的検証報告書（経済学部）、2025 年度大学基準に基づく自己点検・評価シート（経済学部）
人文学部	人文学部自己点検・評価委員会	2025 年度教育プログラムの定期的検証報告書

		(人文学部)、2025 年度大学基準に基づく自己点検・評価シート (人文学部)
社会学部	社会学部自己点検・評価委員会	2025 年度教育プログラムの定期的検証報告書 (社会学部)、2025 年度大学基準に基づく自己点検・評価シート (社会学部)
国際教養学部	国際教養学部自己点検・評価委員会	2025 年度教育プログラムの定期的検証報告書 (国際教養学部)、2025 年度大学基準に基づく自己点検・評価シート (国際教養学部)
経済学研究科	経済学研究科自己点検・評価委員会	2025 年度教育プログラムの定期的検証報告書 (経済学研究科)、2025 年度大学基準に基づく自己点検・評価シート (経済学研究科)
人文科学研究科	人文科学研究科自己点検・評価委員会	2025 年度教育プログラムの定期的検証報告書 (人文科学研究科)、2025 年度大学基準に基づく自己点検・評価シート (人文科学研究科)
リベラルアーツ &サイエンス教育センター	リベラルアーツ&サイエンス教育センター自己点検・評価委員会	2025 年度大学基準に基づく自己点検・評価シート (LASEC)、2025 年度武蔵大学「武蔵データサイエンスベーシック」自己点検・評価報告書
備考：		

1. 現状分析

評価項目①

達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。

<評価の視点>

- ・学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。
- ・上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。

本学は、「建学の三理想」及び教育の基本目標に基づいて、学位授与の方針（以下、ディプロマ・ポリシーという。）を全学にて策定している。これに基づきながら、学部及び研究科において授与する学位ごとにディプロマ・ポリシーを策定している。ポリシーの策定にあたっては「3つのポリシーの策定及び運用に関するガイドライン(中教審)」を踏まえて2020年度に内部質保証委員会が策定した「武蔵大学における三つのポリシー策定に関する方針」に基づき、ポリシー間の一貫性や第三者に分かりやすい表現を用いること等に留意している。2026年度時点の3つのポリシーは大学Webサイト及び履修要項に記載しているとおりである（資料：基本情報一覧、履修要項(共通編、各学部、大学院)【Web】）。

2027年度カリキュラム改定にあわせたポリシーの見直しにあたっては、新「理事長ドクトリン」や新「学園長プラン」、武蔵学園第四次中期計画、教育研究上の目的、「2026年度カリキュラム改定に向けての基本的な考え方」（資料：2023年6月15日大学協議会資料B-9(2)）等に記載されている内容から、学生が卒業までに身につけるべき資質・能力等を抽出し、学長より全学のディプロマ・ポリシーのキーワード案として提示した（資料：学生に身につけさせるべき資質、能力等に基づいた次期カリキュラムの検討について(2023年10月5日大学協議会資料B-2)）。

2027年度以降の全学のディプロマ・ポリシーでは、リベラルアーツ&サイエンスの理念に基づきグローバルリーダーの養成を目指す大学として、「専門知」「総合知」「思考力」「異文化への理解」「他者と協働する力」「実践力」「リーダーシップ」をディプロマ・ポリシーのキーワードに設定し、これらのキーワードを全学及び各学部の3ポリシー全てに連関させている（資料：全学DPと全学ポリシー・学部ポリシーの対応表【Web】）。大学院のディプロマ・ポリシーについては、各研究科・専攻の専門性や特徴を重視し、大学院全体で共通のキーワード等は特に設定していないが、高度な専門性、自律的な研究能力、表現力、主体性等を身につけることを求めている。

2027年度以降の全学のカリキュラム・ポリシーでは、学部の教育課程の編成方針として、少人数ゼミナール教育を学びの基盤とし、各学部の専門科目としてゼミナールや少人数型の必修授業を配置すること、文理の壁を越えた総合知・専門知、他者と協働する力・実践力を身につけるために7つの分野からなる全学共通の総合科目を置くこと、各学部の壁を越えて、他分野の専門科目を学習可能とするために全学対象専門科目を置くこと、各学部の専門的な学修（主専攻）を補完する学びのユニットとして副専攻を設けることなどの8項目を設定し、教育内容や方法、科目の配置、学習成果の評価などを具体的に記している。これらを踏まえたうえで、学部では、それぞれの特徴を反映させたカリキュラム・ポリシーを策定している。

研究科では、経済学研究科及び人文科学研究科の特徴を踏まえたカリキュラム・ポリシーが策定されている。全学のカリキュラム・ポリシーとして、博士前期課程においては、研究科の各コース別に定められた関連分野及び専門分野における高度な専門的知識や諸能力を修得させるために専門科目を体系的に配置すること、指導教授を中心とする組織的な研究指導体制のもとでコース別の教育課程を設け、個別指導により高度な研究能力を身につけることができる体制を整備すること、知識、技能、発信力、表現力等の修得に関しては修士論文または特定課題研究の審査及び最終試験にて評価すること、主体性や協働する力等に関しては研究成果の発表等によって把握することの 4 項目が設定されている。博士後期課程においては、研究科に定められた幅広く卓越した専門的知識や諸能力を修得させるために専門科目を体系的に配置すること、専門の研究領域においてオリジナリティのある自律的で高度な研究活動ができる能力とその基盤となる学識を修得させるために、指導教授を中心とする組織的な研究指導体制を整備し研究成果の発表の場を設けること、知識、技能、発信力、表現力等の修得に関しては博士論文の審査及び最終試験にて評価することの 3 項目が制定されている。

評価項目②

学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。

<評価の視点>

- ・学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

※ 具体的な例

- ・授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開講。
- ・各授業科目の位置づけ（主要授業科目の類別等）と到達目標の明確化。
- ・学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化。
- ・学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定。

【学士課程】

<教育課程の編成・実施方針に基づいた授業科目の開設>

本学は、学園建学の「三理想」ならびに大学の「教育の基本目標」とディプロマ・ポリシーに基づき、少人数教育を基盤とし、全学的に教育課程を編成している。1～4 年の各年次に各学部の専門科目としてゼミナールや少人数型の必修授業を配置しており、全学ポリシーおよび各学部のカリキュラム・ポリシーにて具体的に記載している。

全授業科目は、武蔵大学学則の別表第一に定めており、総合科目、外国語科目、専門科目に区分されている。また、授業科目については、武蔵大学学則第 14 条第 2 項において、必修科目、選択科目及び自由科目に区分すると定め、履修要項に詳細を記載している。加えて、全学のカリキュラム・ポリシーにて、個々の授業科目群に関する考え方を明示している。

<教養教育と専門教育の適切な配置>

前述したとおり、本学の授業科目は総合科目、外国語科目、専門科目の 3 区分に大別されている。武蔵大学学則の別表第二において、全学部卒業必要単位を 124 単位と定め、学科ごとに各区分の必要な単位数が定められている。また、全学ディプロマ・ポリシーに「幅広い

知識、深い教養と専攻分野に関する十分な知識」の修得を定めている。

教養教育については、各学部のディプロマ・ポリシーで定められた学修成果を実現するために、各学部では、専門科目とは別に、全学共通の総合科目を教育課程の中に位置づけている。総合科目は、A 情報とコミュニケーション、B 歴史と文化、C 現代社会、D 自然と環境、E 心と体、F ライフマネジメントとキャリアデザインの6つの分野から構成されており、文理の壁を越えた幅広い知識、深い教養、他者と協働する力・実践力を身につけることを目的としている。加えて、総合科目においても少人数教育を徹底させるために、講義科目のほか実践科目も各分野に配置し、講義で得た知識を演習で実践できる教育課程となっている。この総合科目は、全学部において6つの分野から各分野最低2単位、合計で20単位の修得を卒業要件として定めている。2025年度には、地方自治体の課題について現地に赴き、グループで課題解決案を策定する「地域連携ワークショップ」という科目を追加した。（資料：2024年度シラバス）。

専門科目においても講義科目に加え、全学部において1年次から4年次まで必修の少人数形式の授業を配置し、教育の基本目標を具現化している。また、同一学部の他学科開講の専門科目に加え、全学対象専門科目として、他学部の専門科目、留学・国際交流に関する科目、教職課程や学芸員課程に関する概説科目等が提供されており、多様な分野の学修が可能となっている。

〈順次性や体系性〉

2017年度から全学部において科目ナンバリングを実施しており、『履修要項』（共通編）のほか、学部の履修要項やシラバスにも記載されている。

あわせて、カリキュラム・マトリックスを作成し、各学部のカリキュラム・ポリシーに基づいて開講されている各授業科目と、ディプロマ・ポリシーで定められた学修成果との関係性を明示している。従来のカリキュラム・マトリックスは各学部ディプロマ・ポリシーと関連していたが、2024年度より学修ポートフォリオを本格的に導入するため、全学のディプロマ・ポリシーと関連させる形へ再整理されることになった。

2022年度シラバスからは、カリキュラム・マトリックスと各授業との関連をより明確にするため、各授業のシラバスにカリキュラム・マトリックスで定められた「授業を通じて身につく能力」が表示されている。また、「授業を通じて身につく能力」を各授業のシラバス作成画面にあらかじめ登録しておき、シラバス入稿ガイドでその旨を案内することによって、各担当者が授業内容を検討・決定するための参考とすることが可能になっている。また、カリキュラム・マトリックスは大学Webサイトにて公表している（資料：カリキュラム・マトリックス【Web】）。

また、各学部・学科にはコース等を設けており、学生の興味・関心に沿って体系的に学ぶことができる仕組みとなっている。現行カリキュラムでは、経済学部では7コース、人文学部では11コース、社会学部では7コース、国際教養学部ではコースではなく専攻が2つ設置されている。各学部及び学科では、コース等ごとに履修モデルを提示して順次性や体系性を示し、学生が具体的に学習をイメージできるようになっている（資料：各学部履修要項【Web】）。

〈単位制度の趣旨に沿った単位設定〉

大学設置基準に基づき、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを前提として、講義、演習、実習、実習(外国語)、実技等の授業種別ごとに、授業外学修時間等を考慮した1単位あたりの授業時間を「武蔵大学学則」第17条において規定している。単位制度の概要は『履修要項』(共通編)に記載して学生に周知している。

また2022年10月の大学設置基準の改正に伴い、多様な授業期間を設定できることが明確化されたため、本学の授業時間より必要とされる授業期間を計算した際の標準となる8週及び13週を明記しつつ、弾力的な運用を認めることが明文化された(武蔵大学学則第13条の2)。なお、単位設定に関する考え方は従来通りとし学則変更はおこなっていない。本学大学院の学期及び休業日については武蔵大学学則の規定を準用している。さらに大学設置基準の改正趣旨を踏まえ、複数の授業形態を組み合わせた授業の単位数の設定に関して学則に規定した。

また、2022年度シラバスからは、授業各回に授業外学修の具体的な内容及び必要な時間を明記するフォーマットに改修された。これによって必要な授業外学修について履修学生がより具体的に認識できるようになっている。

〈初年次教育、高大接続への配慮〉

各学部において、総合型選抜や学校推薦型選抜(指定校制推薦入学)等の早期合格者を対象に学修意欲の維持や基礎学力の向上、大学入学後の学びへの円滑な移行を目的として、入学前課題を課している。

また、初年次教育としては、全学部において1年次生を対象としたゼミナール等の科目を必修科目として配置しており、少人数クラスで、学修に対する動機付けや授業への取り組み方、大学で必要な基礎的な力を身につけさせる科目となっている。

高大接続の一環としては、国際教養学部にて、ロンドン大学のInternational Foundation Programme (IFP)の科目履修を武蔵高校生が科目等履修生として履修できるように設計されている。

【博士前期課程・博士後期課程】

〈教育課程の編成・実施方針に基づいた授業科目の開設〉

研究科では、「武蔵大学大学院学則」第11条の2において、「教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする」と定め、必修科目、選択科目の区分等の詳細については、履修要項にて明示している。また、学部に基づき、大学設置基準に基づき1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを前提としている。なお、研究科について、ナンバリングは設定しているが、カリキュラム・マトリックスについては、入学前から研究分野が決まっていることや指導教授を中心とする研究指導体制が確立していることから策定はされていなかったが、2020年度に内部質保証委員会より各研究科に対し「カリキュラム・マトリックス又はそれに準ずるものを作成し、学生に周知すること」と改善の指示が行われたことから、2027年度カリキュラム改定の際に、カリキュラム・マトリックスを作成し、公表することを決定した。

〈コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮〉

各研究科では、履修登録時に指導教授による履修指導を受け、履修者各々の研究に適したコースワークとリサーチワークを組み合わせた履修が可能となるように配慮している。例えば、経済学研究科の博士前期課程においては、研究者育成を目的とする研究者コース、社会から要請されている高度な専門知識とその応用力をもつ人材育成を目的とする高度職業人コースの2コースを設置している。高度職業人コースには、主に資格取得を目標とするキャリア別プログラムとテーマに応じた研究を主眼とするテーマ別プログラムの2つのプログラムが設置されている。このうちキャリア別プログラムにおいて、プログラムごとに必修・選択科目の区分や研究分野に応じたコースワークとリサーチワークの組み合わせが可能となっている。また、修了要件に論文指導のための演習科目8単位を必修科目として設定している。博士後期課程においても、講義科目である特殊研究と論文指導の履修を修了要件に定めている。

人文科学研究科では、2027年度カリキュラム改定にあわせ、博士後期課程においてもコースワークを導入することが決定し、学則変更案が承認された。

【学士課程及び博士前期課程・博士後期課程共通】

〈グローバル化に対応した教育課程の編成・教育内容の設定〉

経済学部で2015年度に開設したロンドン大学と武蔵大学のパラレル・ディグリープログラム(PDP)を2022年度に国際教養学部経済経営学専攻に移行するとともに、履修開始人数もそれまでの20名~30名から40名規模に拡大した。

また経済学部においては、「海外インターンシップ」にてカンボジアで海外インターンシップ体験をおこない、異文化や多様性への理解を深めた。

人文学部で2017年度に開設したグローバルスタディーズコース(GSC)英語プログラムは2022年度に国際教養学部グローバルスタディーズ専攻に移行した。人文学部では、2022年度カリキュラムからGC(グローバルチャレンジ)とGH(グローバルヒューマニティーズ)の科目群を設置した。GCは、グローバル化した世界で活躍できる知力と実践力を備えた人材の育成を目的としたプログラム(英・独・仏・中・韓)であり、GHは学部全学科共通の講義や演習を設け、グローバルな課題に対応する人文科学的な知識や素養を養っている。

社会学部では、2017年度にグローバル・データサイエンスコース(GDS)を開設した。GDSは、現代の世界共通語である「データ」と「英語」に着目したコースであり、高度な社会科学のスキルをもってデータサイエンスに取り組み、英語によるグローバルなコミュニケーションが図れる人材の育成を目標としている。海外での集中的な英語研修に加え、海外留学や国際ボランティア、企業インターンシップ等学生が自ら企画し主体的に行動する「GDS実践」等の授業科目を配置している。また、データサイエンス分野では、株式会社ADKマーケティング・ソリューションズとの学術交流協定に基づき、実際の企業現場のデータ提供を受け、リアルマーケットの仮説検証・分析をおこなっている。さらに社会学部では、2023年度からの実施に向けて、2022年度株式会社トランスコスモスと調整をおこない、「ホットトピック特別講義」において、DXやデータサイエンス(DS)の企業現場での最先端の取組を実践的に学べる機会の提供を実現した。

英語教育については、2022 年以降、従来の 1 年次の到達度別クラス編成を残しつつ、内容を TOEIC 対応の授業（社会で求められる英語）から EAP（アカデミック英語）の授業にシフトさせ、大学での深い学びや海外留学のニーズに応えられるものにした。またグローバル対応に重きを置いたコースやプログラム、および国際教養学部については特別編成の授業が行われている。

今後の課題は新型のメディア授業、オンラインツール（AI 活用型を含む）や外部リソースの活用、クォーター制やセメスター制の週 2 回授業に対応したクラス編成に伴う教員配置の困難の克服方法の検討である。

研究科では、経済学研究科において CFA(Chartered Financial Analyst、米国証券アナリスト)や USCPA(U.S. Certified Public Accountant、米国公認会計士)等の国際的な資格取得を目指す学生のための教育課程の検討を進めている。

人文科学研究科では、第四次中期計画の施策である海外大学院とのダブル・ディグリー制度の導入に向けて、西安外国語大学大学院とのダブル・ディグリー制度に関して、2022 年度入試より学生の受け入れを開始した。当初は COVID-19 の感染拡大の影響により、志願者がいなかったが、2022 年 11 月に実施した 2023 年度西安外国語大学大学院ダブル・ディグリー入試（指定校推薦）においては、2 名が入学手続きをおこなった。2025 年度の志願者は 1 名であった。

そのほか、第四次中期計画の課題でもある、外国人留学生に対する日本語論文作成支援に関して検討を開始し、2025 年度より両研究科の大学院生も参加可能な学部科目として「日本語（アカデミック・ライティング）1・2」を開講して、修士論文執筆のための日本語サポート体制等を充実させた。

その他に、人文科学研究科では大学院を受験し不合格となった学生を研究生として応募するように積極的に促した結果、2025 年度は、3 名の外国人留学生の研究生が人文科学研究科博士前期課程に入学している。

〈学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するキャリア教育の実施〉

学部では、第一に、広くキャリアについて考える機会を提供するため、総合科目に F ライフマネジメントとキャリアデザインという分野を設定し、大学卒業後の進路に夢を描き、具体化するための力を養うことを目標としている。この分野には「キャリアデザイン論 A/B」、「ライフサイクルと生涯学習」、「キャリアデザイン演習」等のキャリア教育に関する科目を配置し、全学生が卒業までにこの分野から最低 2 単位を修得することを必須としている。そのほかに実践科目として、企業・団体での就業体験をおこなう「インターンシップ」、インターンシップに参加するための事前準備科目として「インターンシップ特講」を配置し、学生のキャリア形成に向けた就業体験ができる仕組みを整えている。

第二に、社会で求められる実践的な力の向上を図るため、産学連携のもと参加企業から提示された課題に異なる学部の学生が協働して取り組む「学部横断型課題解決プロジェクト」を全学部配置し、多様なキャリア教育へのニーズに応えている。また、この授業科目は、経済産業省が提示している社会人基礎力の 12 の指標を用い、社会人としての基礎的能力を育成することも目的としている。

2024 年度から総合科目 F ライフマネジメントとキャリアデザインの分野に「リーダージ

ップ論」及び「リーダーシップ実践」の2科目が追加されている。これらはリーダーシップの基礎的理論及び実例について学ぶことにより、将来学生が社会や企業で活躍するために必要な能力を育成する科目となっている。

研究科の博士前期課程については、経済学研究科では、高度職業人コースを設置し、キャリア別プログラムでは具体的な職業が示されたプログラム、テーマ別研究プログラムでは主に社会人を対象とした職場での問題解決に向けて研究をおこなうプログラムを設けている。人文科学研究科では、専門的な職業に就くために必要とされる能力を身につけるキャリアアップコースを設置している。キャリアアップコースには教員能力開発プログラム、学芸員研究能力開発プログラム、専門社会調査士資格取得プログラムの3つのプログラムを設けており、例えば、学芸員研究能力開発プログラムでは、博物館でのインターンシップをおこなう「博物館文化資源学実習」を配置している。

また、2023年度より研究科における中学校教諭・高等学校教諭専修免許状の取得要件を見直し、専攻横断科目のうち教育に関わる授業科目を取得要件に追加している。

これらの概要については、履修要項やシラバスに詳細を記載し全学生に周知している。

評価項目③

課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。
また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。

＜評価の視点＞

- ・ 授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。
- ・ ICTを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。
- ・ 授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。

※ 具体的な例

- ・ 学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。
- ・ 単位の実質化（単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保）を図る措置。
- ・ シラバスの作成と活用（学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であるか。）。
- ・ 授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等の措置。

＜教育研究上の目的やカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーに応じた授業の実施＞

全学のディプロマ・ポリシーでは、『自ら調べ自ら考える』主体的かつ批判的な学習態度を身につけることを掲げており、これを実践する場として、全学のカリキュラム・ポリシーでは「少人数ゼミナール教育を学びの基盤とし、1～4年の各年次に各学部の専門科目としてゼミナールや少人数型の必修授業を配置する」と定めている。開学以来、「ゼミの武蔵」として全ての学部において1年次から4年間、ゼミナール等の少人数制授業を必修科目としている。ゼミナールの内容は学部や学科、年次により様々であるが、いずれにおいても少人数の中で、学生の主体的参加を促す授業を展開している。また、アクティブ・ラーニング型授業をより充実させるため、グループワークやグループ発表が容易に行えるよう可動式什器を備えたアクティブ・ラーニング教室を毎年度計画的に設置する等して、多様化する授

業方法へのニーズに応えている。

各学部では、ゼミナール活動の集大成として成果報告会を実施している。経済学部では、毎年度、各ゼミナールでの研究成果を競い合い、本学の教員だけでなく卒業生等の社会人審査員も参加する「ゼミ対抗研究発表大会」（以下「ゼミ大会」という。）を開催しており、学生の積極的な研究活動の動機づけとしている。ゼミ大会は、学生団体の「ゼミナール連合会」が企画・運営を担っている。2017年度からは、学部・学科・学年・所属ゼミナールの枠を越えて全ての学生が参加対象となる「チャレンジ(同窓会)枠」を設けている。また、人文学部と社会学部では、卒業論文や卒業制作において優秀な成績を修めた者やユニークな研究をおこなった者がその成果を発表する場として、人文学部では「卒業論文報告会」、社会学部では「シャカリキフェスティバル」を毎年度開催している。国際教養学部では4年間の学修成果を論文等でまとめる「Capstone Project」の成果を発表する「Capstone Project Symposium」を開催している。各報告会では、下級生の参加も推奨しており、各発表内容に対するコメントペーパーを提出させる等、下級生の卒業研究への動機づけを図っている（資料：FD活動報告書「創造的な教育実践」【Web】）。

また、各学部に配置されているゼミナールとは別に、全学生を対象として、総合科目においては少人数で運営される「実践科目」を全ての分野に配置したり、「学部横断型課題解決プロジェクト」を開講したりしている。「学部横断型課題解決プロジェクト」は、企業からのプレゼンテーションを踏まえ、その企業をとりまく「社会課題への提案」をおこなうPBL(Project Based Learning)型の授業科目である。まず第1段階では必要な情報収集や分析を学部ごとにおこない、第2段階では、第1段階で各学部が分析した内容を統合し、四学部協働で企業の社会課題解決に関する小冊子を作成するという授業科目である。毎年、企業と連携し、企業担当者とディスカッションを重ね、授業外でも多くの予備調査をおこなったり、学生、教員及び企業担当者と独自のSNSを活用したりして情報交換をおこなう等、学生の主体的参加を促す授業のひとつとして挙げられる（資料：学部横断型ゼミナール・プロジェクト【Web】）。

研究科においては、講義科目でも少人数であることや演習科目を多く配置していることから、学生は主体的に授業へ参加できる仕組みとなっている。また、経済学研究科においては、大学院生主催の研究発表会を開催して自らの研究成果を公表する機会を設けている。人文科学研究科社会学専攻においても、大学院生主催の修士論文中間報告会を夏季に開催し、主に博士前期課程の学生らによる修士論文執筆に向けた議論の場を設けている。いずれも学生自身の主体的な研究につながっている（資料：経済院生会主催研究発表会の開催について、武蔵大学大学院人文科学研究科社会学専攻前期課程 修士論文中間報告会）。

〈ICTを利用した遠隔授業の実施〉

2023年度より、教育効果が高いと判断される場合は、授業回の全て又は一部を多様なメディアを活用したオンライン授業として実施することを認めている。対面授業と同等もしくはそれ以上の教育効果が見込める場合、または授業担当者のやむを得ない事情がある場合、授業担当者の判断により、13回の授業のうち6回まで（全授業回数の半分未満）をオンラインで実施することができることとしている。授業回の半数以上をオンライン授業として実施する場合は、事前に全学教務委員会による審議を必須としている。シラバス点検に

においてもオンライン授業回数を点検項目としている（資料：2024 年 1 月 23 日全学教務委員会資料 11-2「シラバス記載内容点検について」）。

メディア授業はコロナ禍での全面オンライン授業を機に開始されたが、段階的な導入であったため、2027 年度カリキュラム策定に合わせて全面的な見直しをおこなった（資料：2025 年度第 10 回全学教務委員会）。2027 年度カリキュラムにおけるメディア授業は、提供学部・センターが対面授業と同等またはそれ以上の教育効果を得られると判断する授業に限定して申請を認め、申請書に授業運営方法、メディア授業化する理由、想定される教育効果等の明記を求めた。さらにメディア授業化の可否は学長が決定することとし、大学の方針に基づき決定することを明確にした。

また、オンラインを活用したゼミについて、各学部で報告書の提出を求め、全学教務委員会で効果の確認と意見交換をおこなった（資料：2025 年度第 9 回全学教務委員会）。

〈授業の目的が効果的に達成されるための措置〉

■ 単位の実質化を図るための措置

大学設置基準に基づき、「武蔵大学学則」第 17 条第 1 項に「各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する」と定め、授業形態ごとに授業時間と授業外学修時間の割合を示している。また、単位の実質化を図るための措置として、事前事後に予習・復習をおこなうための授業外学修時間を確保できるよう、全ての学部で履修登録単位数の上限を年間 48 単位に設定している。

本学は 1 年間に 2 つの学期をおき（セメスター制）、授業科目は原則として 1 学期間を通しておこなわれる。なお、国際教養学部国際教養学科の経済経営学専攻の外国語科目や専門科目等の一部授業は、学期を Spring1～2/Autumn1～3 に分割しておこなっている。

各学期あたりの履修登録単位数については原則として 24 単位までとし、年間で 48 単位を超過することは認めていない（資料：履修要項共通編）。授業外学修時間に関しては、シラバスに各授業科目で必要な授業外学修時間を記載する等、単位の実質化のための体制を整えている。2022 年度シラバスから、授業各回に授業外学修の具体的な内容及び必要な時間を明記するフォーマットに改修し、必要な授業外学修について履修学生がより具体的に認識できるようになった。

例外として、教職課程科目のうち一部の科目については、履修登録単位数制限の対象外としていたが、2022 年度入学者より、従来教職課程専門科目として履修登録可能単位数の上限を超えて履修登録を認めていた授業科目 4 科目（「教職入門」「教育基礎論」「教育心理学 1」「教育方法論」）を全学対象専門科目/共通専門科目に組み込み、卒業必要単位に算入できるよう改変した。本措置の実施により、単位の実質化が期待される。なお、教職課程や学芸員課程に関する科目のうち、概説科目に関しては全学対象専門科目に配置し、履修登録単位制限の中で履修可能となっている（資料：履修要項共通編）。

また、履修緩和措置として、GPA が 3.00 以上の学生については 1 学期あたり 28 単位（年間 56 単位）まで履修登録を可能としている。

ただし、単位の実質化をさらに進める必要があるという学長判断のもと、2027 年度入学

生から1～2年次の上限単位を44単位とすることが決定され、詳細な運用を定めた（資料：2025年度第8回全学教務委員会）。

なお、研究科に関しては、年間の履修登録単位数の上限設定は設けていないが、履修登録にあたっては指導教授による事前指導を義務付け、指導教授が履修登録科目を精査することにより単位の実質化を図っている（資料：履修要項共通編）。

■ シラバスの作成と活用

シラバスは全学統一様式を用いて、授業の概要、到達目標、授業外学習、履修上の注意、各回の授業計画、評価方法、教科書・テキスト、キーワード、科目ナンバリングコード等を明示し、学生が適切な履修計画を立てられるよう全授業科目で作成を義務付けている。シラバスの作成にあたっては、全学的な組織である全学教務委員会で統一的なマニュアルを作成して全教員に配付し、各学部・研究科の全開講科目について、毎年度1～3月に教務委員や教務課職員等を中心に、チェックマニュアルに沿って記載内容を点検している（資料：シラバス入稿ガイド）。シラバスはシラバス点検をもって確定とし、授業途中のシラバスの変更については、授業担当者より授業内で学生に対して十分に周知するよう授業担当者に求めている。その他、天候の悪化等が予測される場合、担当者の判断で対面授業をオンライン授業に変更することを認めているが、その場合は、前日16時までに学生ポータルサイトで周知することを徹底している（資料：履修要項 共通編「4. 台風や大雪などに伴う休講」）。

シラバスの記載内容と実際に行われた授業内容との整合性を確認するための対応としては、授業評価アンケートに「この授業はシラバスに沿って行われていましたか」という設問を設けている。

■ 授業の履修に関する指導

本学では、学生の状況を把握し、履修指導だけでなく学生生活全般に関する指導や助言をおこなう仕組みとして、指導教授制度を設けている。加えて、全専任教員がオフィスアワーを設け、学習支援ポータルサイト Musashi Study Support System(以下「学習支援ポータルサイト」という。)を通じて学生に公表している（資料：履修要項共通編）。

学部における履修指導のための取組としては、年度初めのガイダンス期間に、各学部・学科のガイダンス及び個別履修相談会を開催し、学生が自由に相談できる機会を設けている。そのほか、ゼミナールに関しては各学部・学科で個別のガイダンスを実施している（資料：学事日程）。2023年度からは各種ガイダンス資料を学習支援ポータルサイトに集約し、いつでも確認できるようにしている。また、履修登録に関する操作マニュアルに加え、各学部、学科でよく出る質問をQ&A形式にして掲載した。履修登録期間においては、学内にポスターを掲示し、QRコードからいつでもアクセスできるようにした（資料：学習支援ポータルサイトリンク集「履修登録関連資料」）。

その他、学生が卒業までにどのような科目を履修しなければならないか学年別で確認ができるチェックリストを学習支援ポータルサイトに公開している（資料：学習支援ポータルサイト 成績照会「履修登録チェックリスト」）。

また、成績不振者に対しては、各学期末に教務課より注意喚起をおこない、次学期の履修登録に向けて指導している。該当者に関しては、教授会を通じて各教員にも周知され、指導

教授からも該当学生へ指導している(資料：成績不振者に対する警告文書)。

さらに、各学部で設置したグローバル化に資するコースやプログラム及び教職課程においては、学生の授業や課題に対する負担等が大きいことから、個別にサポート体制を整えている。例えば、教職課程では、3、4年次生には年度初めに「単位修得状況報告書」の提出を求めており、教職課程の教職専門科目の履修状況について確認している。学生が教職課程履修における最終目標である教員免許状取得に必要な授業科目を履修しているか等については、各年次の教職課程履修生(予定を含む)を対象とするガイダンス、授業科目履修登録前相談、日常的な個別指導を実施し、授業科目の履修登録や進路形成などに関わる指導をおこなうとともに相談に応じている。

学芸員課程では、学内外での授業外活動に対する負担が少なくないことから、個別にサポート体制を整え、履修相談も実施している。また、実習の事前および事後課題において、4年次生が3年次生を指導する機会を設け、学年を超えた相互の学びを深化させている。各実習課題の終了後には、活動記録報告書を作成させており、学習効果を確実なものとしている。

■ 学習の進捗等の状況や学生の理解度・達成度の確認

授業によっては、学習の進捗と学生の理解度の確認のために、レポートやミニテスト等の課題を実施している。

研究科においては、指導教授が指導学生の学習の進捗と学生の理解度を全般的に確認し、学生の研究と授業履修とを指導している。博士後期課程では、学位論文提出まで毎年年間研究報告書の提出を義務付けている。

教職課程では、教員免許を取得するにふさわしい学びを得ているか、本人と大学がつねに振り返りつつ、次の課題を確認するためにラーニング・ポートフォリオを導入している(資料：ラーニング・ポートフォリオ)。

■ 授業外学習に資するフィードバック等の措置

一部の授業では、授業外の学習課題に対して Google Classroom 等のオンラインツールを用いて解答・解説の提示をおこなう等、適切なフィードバックの提供に努めている。また、大学院では学生数が少ないこともあり、授業担当者が個々の学生にフィードバックし、量的・質的に適当な学習課題を提示している。

■ 学士課程における授業形態ごとの1授業あたりの学生数への配慮

学生が学習に取り組むための適切な環境を整備するため、授業形態に応じた1授業あたりの履修者数の適正化を図っている。具体的には、講義科目(オンライン)は授業担当者の意向により、299名、399名、499名のいずれか、講義科目(対面)は、270名、各学部の演習・実習・実技科目では20名~40名、総合科目の実践セッション科目では40名、外国語科目では20~35名程度と、それぞれの授業形態に応じて適正な履修者数の上限を定めている。また、2024年度より、カリキュラム上適切な人数を各学科等で検討し、ゼミ、演習、実習を中心に履修者の上限数を別途定めて、履修登録の特殊運用科目として運用している(資料：2023年10月10日 全学教務委員会資料6-1「2024年度以降の履修登録について」)。履修者が上限を超過した場合は、事前に協議した優先順位に従い、抽選による履修者数制限を

おこなっている(資料：履修要項共通編、履修登録の抽選処理について(確認))。

各学部の必修ゼミナールについては、定員を 20 名程度に設定し、エントリーシート等による選考の上、学生の配属を決定している。

■ 博士前期課程及び博士後期課程における研究指導計画の明示とそれに基づく研究指導の実施

研究科においては、2020 年度より入学から学位取得までの概要が把握できる研究指導計画を大学 Web サイトに掲載し学内外に周知している(資料：人文科学研究科 研究指導スケジュール(博士後期課程)、研究指導スケジュール(博士後期課程))【Web】)。

個々人の学生に対しては、毎年度、各自で研究計画を作成して指導教授に提出し、指導教授から指導計画が記載された研究指導計画書が交付され、指導教授は研究指導計画書に基づき研究指導をおこなう。研究指導計画書は、学生の研究計画とそれに対する教員の指導計画を併記する形式となっており、研究指導の内容、方法等が双方で確認できる仕組みとなっている(資料：大学院履修要項)。また、毎年度、年度初めに履修に関するガイダンスを実施している。

なお、人文科学研究科では 2025 年度に、修士論文指導をおこなう「研究指導演習 1」、「研究指導演習 2」の履修年度についての定義を見直し、これまで履修要項に記載されていた「学位論文作成年度」という表記を「学位論文提出資格を満たした年度以降」という表記に改めることで、休学・留学をした場合の単位認定に不利益が生じないようにした(資料：大学院履修要項)。

評価項目④

成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。
- ・成績評価及び単位認定にかかる基準・手続(学生からの不服申立への対応含む)を学生に明示しているか。
- ・既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。
- ・学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。
- ・学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。

<単位制度の趣旨に基づく単位認定>

本学の単位制度については、「武蔵大学学則」第 17 条に基づき、各授業科目の単位数は 1 単位あたり 45 時間の学修を必要とする内容とし、授業の内容・方法、授業時間、授業時間外に必要な学修時間を考慮して各授業科目の単位数を算出していることを履修要項に明示し、学生に周知している。

また、学部においては、「武蔵大学学則」第 18 条に「科目修了の認定は、筆記又は口述による試験その他の適当な方法による。ただし、実験、演習及び体育実技等については、平常の成績により認定することができる」、同第 20 条に「各科目の成績は、 $S \cdot A \cdot B \cdot C \cdot D$ の 5 段階をもって表示し、 $S \cdot A \cdot B \cdot C$ をもって合格とする。合格した授業科目につき所定の単位を与える」と定め、科目修了の単位認定及び成績評価基準を明示している。さらにそれぞれ

れの成績の評点との対応関係について、100点法で、100～90点をS、89～80点をA、79～70点をB、69～60点をC、59点以下をDとし、履修要項に明記して学生に周知している(資料：学部成績評価基準【Web】)。担当教員に対しても、年度初めに配付する教員の手引きに成績評価に関する説明を記載し、周知している(資料：教員の手引き)。

同様に、研究科においては、「武蔵大学大学院学則」第18条に「履修した各授業科目の可否は、筆記試験若しくは口答試験又は研究報告によって決定する。各授業科目の成績評価は、A、B、C、Dの4段階をもって表示し、A、B、Cを合格、Dを不合格とする。ただし、学部科目の成績評価は、S、A、B、C、Dの5段階をもって表示し、S、A、B、Cを合格、Dを不合格とする」と定め、100点法で、100～80点をA、79～70点をB、69～60点をC、59点以下をDとし、履修要項に明記して学生に周知している(資料：大学院成績評価基準【Web】)。

また、授業科目ごとの成績評価の基準や方法については、必ずシラバスに明記するようシラバス入稿ガイドにて担当教員に周知している。

<既修得単位等の適切な認定>

大学設置基準第30条及び大学院設置基準第15条を踏まえ、入学前の既修得単位について、教育上有益と認められた場合には、他大学で修得した単位等と合わせて、学士課程に関しては60単位、博士前期課程に関しては10単位を超えない範囲で単位認定することを「武蔵大学学則」第17条及び「武蔵大学大学院学則」第14条に定めている。同様に、学士課程においては、編入学や転入学による既修得単位についても単位認定している。単位認定にあたっては、入学前の大学等が発行した成績証明書、シラバス等に基づき内容を精査し、教務委員会、学部教授会・研究科委員会の審議を経て行われる。

なお、2020年6月30日に「大学院設置基準の一部を改正する省令」(令和2年文部科学省令第24号)が公布、施行されたことを受け、2021年度より、両研究科にて他大学院の単位互換及び入学前の既修得単位について見直しをおこない、15単位まで認定することとし、経済学研究科は上限14単位、人文科学研究科は上限10単位と定めた。ただし、人文科学研究科では2024年度より大学院進学奨励学生に限り、入学前既修得単位の認定について上限を15単位に変更している(資料：2023年度第8回人文科学研究科委員会資料2-2「2024年度履修要項改訂案」)。

また、協定留学先で修得した単位については、学部では「武蔵大学学生国外留学規程」第12条、大学院では「武蔵大学大学院学生国外留学規程」第12条に基づき、本学の単位として認定している(資料：武蔵大学学生国外留学規程、武蔵大学大学院学生国外留学規程)。認定にあたっては、教務委員による面談をおこない、修得先が発行した成績証明書及びシラバス等により学習時間や教材・課題等の内容を精査し、対応する本学の授業科目を選定している。その後、各学部・研究科の教務委員会及び学部教授会・研究科委員会の審議を経て、単位認定している。学生に対しては、留学前に対象者にガイダンスで説明をおこなっているほか、規程を履修要項に掲載し、周知している。

外国語現地実習、インターンシップ、ボランティア活動等の単位認定についても、事前・事後学修、活動内容や時間を単位認定の趣旨に照らし合わせておこなっている。

例えば、社会学部の専門科目「GDS実践」では、「大学で学んだ様々な知識や方法論を、社会の活動の中で実践する」という授業科目の趣旨を踏まえて、インターンシップやボランテ

ィア等での活動を単位認定の趣旨及び学部で定めた評価基準に基づいて単位認定している（資料：履修要項(社会学部編)）。

2025 年度より、国際教養学部経済経営学専攻において、学部共通科目「Intensive English Proficiency Test Practicum A」について外国語検定試験による単位認定を導入した。さらに 2027 年度カリキュラムより国際教養学部において、必修外国語（英語）の一部で外部試験スコアによる単位認定を導入することとなった。これにより、高い英語力を持つ学生が早期に専門の学びに移行することが可能となる（資料：2025 年度第 8 回全学教務委員会）。

<成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置>

学部の成績評価については、S、A、B、C、D の 5 段階評価による絶対評価を基本としつつ、GPA 制度も導入している。成績評価の厳格性を担保するため、毎年度、受講者が一定数以上の講義科目については、成績分布を教務部委員会（現在の全学教務委員会）で検証していたが、数年にわたる検証と是正依頼によって成績分布が是正されているため、2022 年 9 月に全学教務委員会での成績分布の検証は終了した。

授業担当者に対しては、成績評価について教員の手引きに記載するとともに、S 評価が履修者の 10%、A 評価が履修者の 20%程度の配分となるように成績評価の厳格性についても文書にて通知している（資料：教員の手引き）。

加えて、学生に対しては成績問合せ制度を設けており、成績評価に疑問がある場合は学生からの問合せを受け付けている。問合せがあった場合には、担当教員に確認をおこない、万が一誤り等があった場合には成績訂正をおこなうことで、成績評価の厳格性を保っている（資料：履修要項(共通編)）。2025 年度からは、大学院においても成績問合せ期間を設けている（資料：2026 年度大学院学事日程）。

2022 年度より、秋学期成績公開日および成績問い合わせ期間を全学年統一し、3 月上旬とした。これにより、今まで 3 月下旬に公開されていた 1～3 年次生は早期に秋学期の成績を把握し、翌年度の履修計画を余裕をもって組み立てられるようになった（資料：2022 年度学事日程）。

<卒業、修了要件の明示>

学部及び研究科の卒業・修了要件については、学則、各学部規則、各研究科規則、「武蔵大学学位規則」等に明示している。なお、これらに明示されている卒業要件・修了要件については、履修要項を通じて学生に周知するとともに、大学 Web サイトにも掲載し広く社会にも公表している。

また、学位授与については、学部教授会・研究科委員会の審議を経て、学長が決定している（資料：武蔵大学学位規則）。

<博士前期課程及び博士後期課程における学位論文審査基準の明示>

学位論文(修士論文、博士論文、課題研究論文、特定課題研究)の審査基準については、「武蔵大学学位規則」に基づき、「学位論文及び課題研究論文の評価基準」(経済学研究科)、「学位論文及び特定課題研究の評価基準」(人文科学研究科)に明示し、履修要項に掲載して学生に周知している(資料：大学院履修要項)。また、学位論文の審査基準については大学 Web サ

イトにも掲載し、広く社会にも公表している(資料：大学院成績評価基準【Web】)。

＜博士前期課程及び博士後期課程における学位授与に係る責任体制及び手続の明示、客観性・厳格性の確保＞

「武蔵大学学位規則」において、学位授与の要件、学位論文の提出、審査委員会による論文審査・最終試験、審査報告、研究科委員会における審議、学位授与の方法、学位論文の公表等、審査基準や手続について定めており、その責任体制も明確になっている。この「武蔵大学学位規則」は履修要項にも掲載し、論文審査スケジュール等とあわせて学位授与に係る手続や責任体制の周知を図っている。このように学位審査に関する審査基準、手続、責任体制を公に周知することによって、客観性を担保している。2024 年度より経済学研究科では博士前期課程・後期課程ともに学位論文のオンライン提出を可能とし、利便性の向上を図っている。

また、学位論文の審査にあたっては、「武蔵大学学位規則」第7条に定めるとおり、学位論文関連科目担当の教員3名以上からなる審査委員会を設けて審査及び最終試験をおこない、その結果を研究科委員会に報告し、研究科委員会にて可否を審議する。特に博士論文については、学位論文審査の客観性、厳格性を確保するため、必要に応じて学外者を含め審査にふさわしい専門家を委員に加えることもある。

＜適切な学位授与＞

学位授与にあたっては、前述したとおり、学則及び学部規則又は研究科規則に卒業・修了要件を規定するとともに、「武蔵大学学位規則」に必要事項を定め、履修要項によって学生に周知している。

学士課程の学位授与にあたっては、各学部のディプロマ・ポリシーにおいて履修すべき科目と卒業必要単位124単位を修得し、本ポリシーに定めた知識・技能、態度等を身につけた学生に学位を授与すると明記している。卒業時の質保証という観点から、人文学部では、卒業論文、社会学部では卒業論文又は卒業制作、国際教養学部ではCapstone Projectを必須としている。論文審査にあたっては、複数の教員による口述試験も課している。経済学部においては、卒業論文を必須とはしていないが、4年次ゼミナールにおいて専門ゼミナール修了論文の執筆を強く推奨している。

博士前期課程及び博士後期課程の学位授与については、各研究科のディプロマ・ポリシーにおいて、学位授与にあたっての条件を明示している。学位論文の審査については、前述したとおりである。

評価項目⑤

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。

＜評価の視点＞

- ・学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。
- ・学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。
- ・指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活

用を図っているか。

＜各学位課程の分野の特性に応じた学修成果を測定するための指標の設定＞

学士課程においては、各学部が定めたディプロマ・ポリシーに則り、教育の基本目標を達成できたかどうか、その学修成果については最終的に卒業に必要な単位数を満たしているかどうかによって判断している。

ディプロマ・ポリシーに明示した学修成果を測定するための指標として「武蔵大学アセスメント・ポリシー」（以下「アセスメント・ポリシー」という。）を内部質保証委員会にて策定している（資料：学部アセスメント・ポリシー）。アセスメント・ポリシーは継続的に見直しをおこなっており、2025 年度には、他大学からの相互評価結果を受けて、アセスメント結果の活用方法等の追記や全学ディプロマ・ポリシーの具体的な評価方法の整理など大幅な見直しをおこなった（資料：2025 年度第 2 回、第 9 回内部質保証委員会議事録）。

＜学位授与方針に明示した学修成果の把握、評価するための方法＞

ディプロマ・ポリシーに明示した学修成果の把握及び評価は、前述したアセスメント・ポリシーに基づき実施している。

直接評価指標としては、入学試験、外部語学検定試験のスコア、アセスメントテスト、各科目の成績分布、卒業論文等の成績等を設定している。特に卒業論文等に関しては、各学部・学科の専門性に即した評価基準となるよう「卒業論文・専門ゼミナール修了論文のルーブリック」を作成している（資料：卒業論文・専門ゼミナール修了論文のルーブリック（全学・学部別））。

間接評価指標としては、学修成果をより多面的に検証するための学生調査の実施が挙げられる。この学生調査は学部生及び大学院生全員を対象に実施している。

これらの学生調査の設問と本学のディプロマ・ポリシーの対応を整理し、ディプロマ・ポリシーに掲げる学修成果の測定をおこなっている。例えば、入学後の能力変化に関する設問項目の「異文化の人々と協力する能力」や「外国語の運用能力」は、それぞれ全学のディプロマ・ポリシーに掲げる「異文化を理解し多様な他者と協働して社会に貢献できる対話力・共感力」、「グローバルな思考力と、これを支える十分な外国語運用能力」に対応している（資料：アセスメント・ポリシー）。

そのほか、2019 年度には「卒業生に関する企業等アンケート」を採用実績のある企業・団体を対象に実施した（資料：武蔵大学卒業生に関する企業等アンケート報告書）。

また、2023 年度より、本学の卒業生が就職した実績のある企業を対象に「企業アンケート」を毎年度実施し、大学新卒者を採用する際に重視する能力・体験や本学で身に付く能力（全学ディプロマ・ポリシーの要素）の必要度を尋ねている（資料：「学生調査」【Web】）。

2023 年度よりアセスメントテスト(GPS-Academic)を試行的に導入し、それらの項目と本学の全学ディプロマ・ポリシーの対応表を作成のうえ、多角的に学修成果を把握できるように体制を整えた（資料：2023 年度第 15 回内部質保証委員会資料「全学 DP とアセスメントテスト測定項目との対応」）。また、2023 年度の試行を経て、2024 年度からは成績及びアセスメントテストに基づく学修ポートフォリオを導入し、ディプロマ・ポリシーの達成度を客観的に把握できるようにした。教育プログラムの定期的検証の根拠データの一つとして、成績に基づく学修ポートフォリオの各 DP の達成度（どの程度身についたか）の平均値を学生の

所属学科ごとに集計し、学部提供している(資料：教育プログラムに関する根拠データ(2026年5月26日内部質保証委員会資料No.3))。

研究科においては、2021年7月にアセスメント・ポリシーを策定し、大学Webサイトに公表した(資料：アセスメント・ポリシー【Web】)。従前は博士前期課程2年次生を対象としていた大学院修了時調査を、2023年度からは全大学院生を対象とした大学院学生調査を実施し、学部同様にディプロマ・ポリシーに掲げられている専門知識や調査能力等が身についたかどうか等の設問を設け、学修成果の把握をおこなっている(資料：大学院学生調査結果)。

このほか、学部及び研究科においては、全授業科目を対象とした授業評価アンケートを実施している(資料：授業評価アンケート【Web】)。

また、各学部・研究科では、毎年度実施している教育プログラムの定期的検証を通じて、学修成果の把握に努めている。教育プログラムの定期的検証にあたっては、内部質保証委員会が点検・評価項目を定め、その活動を支援する大学企画課が検証のための根拠データの作成・提供をおこなっている。提供データには学生調査結果やアセスメントテスト結果も含まれる。

評価項目⑥

教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。
- ・課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。
- ・外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。
- ・自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

<教育課程及びその内容、方法の適切性に関する点検・評価、点検・評価結果に基づく改善・向上のための取組>

教育課程及びその内容、方法の適切性についての点検・評価は、既出の「武蔵大学内部質保証システム体系図」で示したとおり、学部・研究科や、各部局等の自己点検・評価組織において実施している。具体的には、各学部・研究科や教務部、そのほかの関連部局によって、事業計画・事業報告と「大学基準」に則った点検・評価項目に基づく「自己点検・評価シート」により毎年度実施している。これらの点検・評価にあたっては、報告書の提出時に根拠資料を記載するよう求めている。

加えて、2019年度から教育プログラムの定期的検証として、各学部・研究科、教職課程及び学芸員課程においては、課程レベルの点検・評価活動として、主に3つのポリシーに基づき点検・評価をおこなっている。教育プログラムの定期的検証にあたっては、学生調査結果、成績、学修ポートフォリオ、外部語学検定試験結果等のアセスメント・ポリシーで定めた各種データ等を用いている(資料：教育プログラムに関する定期的検証報告)。

各部局等において実施した自己点検・評価結果については、各部局において改善・向上を

目指して取り組むとともに、全学自己点検・評価委員会にて全学的な観点からの検証をおこない、その検証結果を内部質保証委員会に報告の上、改善が必要と判断される事項があった場合には内部質保証委員会にて改善案を策定し、各部局へ改善に向けて取り組むよう内部質保証委員会の委員長である学長より指示している。

これまでの改善・向上のための取組としては、「2021 年度全学自己点検・評価委員会からの提言」（2021 年 9 月 16 日大学協議会 B-4(1)-④）において「ICT 等を活用した授業等の導入および質保証」が重要課題として挙げられたことを受け、教務部委員会（現在の全学教務委員会）において 2022 年度のメディア授業について議論を重ね、学長とも調整のうえ、方針や実施を認める条件を定めた（資料：「2022 年度版学部におけるメディア授業 V4.2」（2022 年 2 月 15 日教務部委員会 資料 3-1））。

また、2027 年度のカリキュラム改定にあわせ 3 ポリシーを改定したことに伴い、学生の学修成果の把握・検証の方法についても見直し、アセスメント・ポリシーを改定した。これらのポリシーの適切性について多角的な視点から検証するため、2024 年度及び 2025 年度の三大学における相互評価において、3 ポリシー及びアセスメント・ポリシーの素案について他大学から評価や助言をもらい、2027 年度の改定に活用した（資料：2024、2025 年度相互評価依頼文書、相互評価結果【Web】）。

人文科学研究科においては、博士後期課程へのコースワークの導入が長年の課題であったが、2027 年度にカリキュラム改定をおこない、コースワーク（講義科目）を導入することを決定した。また、カリキュラム・マトリックスについても、2027 年度カリキュラム改定の際に、作成・公表することを決定した。

そのほか、毎年度の開講授業数については、標準開講授業数が科目区分ごとに定められているが、履修者数や在籍学生数等を踏まえ、翌年度の開講授業数を検討し見直している。2027 年度に開始する新カリキュラムの策定にあたっては、過年度の総合科目の分野別の履修者数の推移を参考に卒業要件の検討をおこなった（資料：2023 年 11 月 21 日全学教務委員会資料 13-2「総合科目実践セクションの履修者数の分布」）。

オンライン授業に関しては、担当教員からの実施報告書及び履修者に対してアンケートを実施し、点検・評価を実施した。その結果、教員から 13 回のうち数回を対面で実施した方が教育効果が高いという意見が出たため、2024 年度からは通常曜限に配置し、対面授業も実施できる体制を整えた。加えて、学生からの意見として、自分のペースで学習することができる、わからないところを何度も視聴できるという意見が多くみられ、オンライン形式による教育の利点が学生の反応からも確認できた（資料：2024 年 2 月 20 日全学教務委員会資料「2023 年度学部におけるメディア授業報告書」、「2023 年度オンライン授業に関する実施概要」）。

国際教養学部経済経営学専攻独自の取組としては、毎年度実施しているロンドン大学の期末試験の結果を分析し、報告書を作成している。教育内容・学生の学習成果がロンドン大学の試験・成績評価という国際的な外部基準により検証可能であり、教育の質に対する事実上の外部チェックとして機能している。

また、教育課程の内容・方法等の見直しにあたっては、各種学生調査や授業評価アンケートに加え、FD 委員会では学部生を対象とした「FD フォーラム『学生と共に考える授業改善』」という学生と教職員の意見交換会を開催し、学生の意見も踏まえておこなっている（詳細は

第6章にて述べる)。

学生調査の改善要望を踏まえた対応例としては、履修登録の抽選漏れへの対応が挙げられる。大規模講義科目において抽選で落選し履修できない学生が多数発生しており、各種アンケートでも厳しい意見が寄せられていた現状を踏まえ、2026年度より、大規模講義のメディア授業の定員を299名(従来どおり)・399名・499名から授業担当者が選択することとした。これにより、落選者数の減少が期待される(資料:2025年度第5回全学教務委員会)。また、数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度(リテラシーレベル)の科目として全学展開している総合科目「情報技術と人間社会」の開講授業数を2024年度の1授業から、2025年度は3授業、2026年度は4授業に増やすことで、学生の履修機会を確保している。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

【長所】

- ・ PDP、GDS、GC/GH等のグローバル・データサイエンス教育を全学的に展開している。
- ・ アセスメントテスト(GPS-Academic)と学修ポートフォリオを本格導入し、学修成果の可視化を進めている。
- ・ 3ポリシーを基軸とした精緻な教学マネジメント
全学ディプロマ・ポリシーの明確なキーワードを設定し、全学・学部の3ポリシーを有機的に連関させている。科目ナンバリングの実施、シラバスへの「身につく能力」の表示に加え、2024年度の学修ポートフォリオ本格導入に合わせたカリキュラム・マトリックスの再整理など、客観的かつ体系的な教学マネジメントの基盤が強固に構築されている。
- ・ 「ゼミの武蔵」を体現する主体的・協働的な教育実践
1年次から4年次まで必修の少人数ゼミナール教育を学びの基盤とし、「ゼミ大会」や「シャカリキフェスティバル」等の成果発表の場を通じて学生の学修動機づけを高めている。また、PBL型授業「学部横断型課題解決プロジェクト」や、産学連携(ADK、トランスコスモス等)を組み込んだ社会学部のデータサイエンス教育など、先進的で実践的なカリキュラムを展開している。
- ・ 単位制度の実質化と学生の学びに配慮した柔軟な制度改革
年間48単位の上限設定や、2022年度からのシラバスへの授業外学修時間の明記に加え、2027年度入学生からは1~2年次の上限を44単位へ厳格化する方針を決定するなど、単位の実質化を強力に推進している。さらに、秋学期成績公開の早期化(3月上旬)、成績問合せ制度の大学院への展開、外部語学スコアによる単位認定の導入など、学生の主体的な履修計画を支援する先進的な取り組みがなされている。
- ・ 大学院における質保証と外国人留学生支援の強化
大学院において、学生の研究計画に基づいて教員による指導計画を示す研究指導計画書の運用を行い、さらに人文科学研究科では2025年度に「研究指導演習」の定義を見直し休学・留学時の不利益を解消した。また、留学生支援のため2025年度より大学院生も受講可能な「日本語(アカデミック・ライティング)」を開講し、研究生度を有

効に連動させて進学者を確保するなど、質保証と留学生支援の双方が着実に強化されている。

【問題点】

- ・ 教育プログラムの定期的検証の根拠データの一つとして、成績に基づく学修ポートフォリオの各 DP の達成度(どの程度身についたか)の平均値を学生の所属学科ごとに集計し学部提供しているが、そのデータを活用した具体的なカリキュラムの改善には至っていない。
- ・ 国際教養学部経済経営学専攻では、ロンドン大学とのパラレル・ディグリー・プログラム (PDP) の教育評価として、毎年ロンドン大学の期末試験の結果を分析している。プログラム開始から 10 年が経ったため、ロンドン大学の試験結果の分析だけでなく、武蔵大学の入試と各学生の到達度、また就職先も含めた総合的な分析をする必要がある。
- ・ 各学部のプログラム (人文学部の GC (グローバルチャレンジ)、GH (グローバルヒューマニティーズ)、社会学部のグローバル・データサイエンスコース (GDS)) についても、その成果と課題を分析し、今後のカリキュラムの策定に活かしていく必要がある。
- ・ 2027 年度入学生からの履修上限 44 単位化により単位実質化の徹底が課題である。
- ・ 履修抽選、抽選漏れへの対応が不十分
適正な履修者数での授業運営をめざし、履修抽選を行っているが、抽選に漏れた学生の履修する権利が損なわれてもおり、複数開講等の対策が必要。ただし、履修者が殺到するメディア授業については、質の面での検証の必要性も出てきている。
- ・ メディア授業における新たなデジタル環境や制度への対応検討
2023 年度以降のオンライン授業のガイドライン制定や、2027 年度カリキュラムに向けた「対面同等以上の教育効果」を求める新たな申請・承認制度への移行を進めているものの、生成 AI を含むデジタルツールの活用方法や、クォーター制・週 2 回授業化に伴う教員配置の困難の克服など、急速に変容する教育環境への対応においてなお検討課題が残されている。
- ・ 大学院における一部施策の遅れと構想段階の存在
2020 年の内部質保証委員会の指示に基づく大学院のカリキュラム・マトリックスの策定・公表が 2027 年度のカリキュラム改定時まで持ち越されており、現時点で未完成である。また、経済学研究科における国際資格 (CFA、USCPA 等) 対応課程の検討など、構想・検討段階に留まっている施策が複数存在する。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

【改善・発展方策】

- ・ 2027 年度のカリキュラム改定に向けて、大学院におけるカリキュラム・マトリックスの策定と公表を確実に遂行し、大学院教育の体系性の可視化を完了させる。また、現在検討中の大学院における国際資格対応課程を早期に具体化し、全学的課題である大学院定員充足のための有効な施策として定着させる。
- ・ メディア授業 (遠隔授業) については、2027 年度カリキュラムから実施される学長承認制の新制度を厳格に運用し、対面授業以上の教育効果を担保する。同時に、AI の活

用等先進的な学びの手法を取り入れていく。

- ・ 週2回授業化実現に向けた検討を行う。

【全体のまとめ】

- ・ 全学部・研究科の学位授与方針で修得すべき知識・技能・態度を明示し、教育課程の編成・実施方針とあわせ授与学位に相応しい学習成果を定めている。「ゼミの武蔵」を軸に、総合科目・専門科目・副専攻・PDP・GDS等をカリキュラム・マトリックスで体系化し、年次配当により順次性を確保している。少人数ゼミナールを中心とする対面型を基本に、シラバス整備、履修指導、授業外学習の促しにより単位の実質化を図っている。成績評価基準の学生への明示、既修得単位の認定、学位授与手続の規程化により、客観的・公正な評価と学位授与を実施している。2024年度からGPS-Academic及び学修ポートフォリオを本格導入し、学位授与方針に照らして学習成果を可視化・活用している。教育プログラムの定期的検証を全学基準に統一し、アセスメント結果と学生の意見を活用して2027年度改定に反映している。

総じて、本学の教育・学習体制は、伝統的な少人数教育の強みを活かしつつ、3つのポリシーに基づく厳格な教学マネジメントと単位の実質化、さらには先進的な産学・社会連携教育を展開しており、極めて高い水準にある。今後は、大学院の可視化とデジタル環境への適応をさらに進めることで、教育の質保証を盤石なものとしていく。

第5章 学生の受け入れ（基本情報一覧）

入学試験要項

学部・研究科等の名称	URL・印刷物の名称
学部	2026 年度入学試験要項 https://www.musashi.ac.jp/admissions/download.html
大学院	2026 年度武蔵大学大学院学生募集要項 https://www.musashi.ac.jp/graduate/admissions/download.html
備考：	

入学者選抜に係る規程

規程名称	URL・印刷物の名称
武蔵大学入学者選抜規程	武蔵大学入学者選抜規程
備考：	

1. 現状分析

評価項目①

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。
- ・学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。
- ・学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。
- ・入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。
- ・すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。

全学の学生の受け入れ方針(アドミッション・ポリシー)として「建学の三理想」及び教育の基本目標に基づき、「武蔵大学のアドミッション・ポリシー」を定めている。また、全学のアドミッション・ポリシーに基づき各学部・研究科にてそれぞれのアドミッション・ポリシーを定めている。

大学全体のアドミッション・ポリシーには、「求める人物像」を示し、この全体方針に対応させた形で各学部・研究科のアドミッション・ポリシーには「入学者選抜方式ごとの受入方針」(学部)、「受入方針および評価のポイント」(研究科)として、学位課程ごとに入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像及び入学希望者に求める水準等の判定方法を明示している。例えば、国際教養学部のアドミッション・ポリシーではその教育内容を踏まえ「概ね、CEFRのB1レベル以上に相当する高度な英語運用能力を有する人」と明記している。これらのアドミッション・ポリシーは大学 Web サイトに公表されており、各種入学試験募集要項等にも記載している。

また、2027 年度のカリキュラム改定にあわせたアドミッション・ポリシーの見直しの際に、ディプロマ・ポリシー及び学力の三要素との連関を明確にするため、大学全体のアドミッション・ポリシーの「求める人物像」の各項目と全学ディプロマ・ポリシーのキーワード及び学力の三要素との対応を一覧化した(資料：全学 DP と全学ポリシー・学部ポリシーの対応表【Web】)。

入学者選抜については、全学及び各学部・研究科のアドミッション・ポリシーに基づき、様々な入試形態による入学者選抜制度を導入しており、本学での学修に必要な基本的な学力や学ぶ意欲等を多面的に評価し、多様な能力や背景を持った学生を受け入れている。学部においてはアドミッション・ポリシーと文部科学省が定める「大学入学者選抜実施要項」に基づき一般選抜、総合型選抜、学校推薦型選抜の3つの選抜方式に加えて、特別入試として「編入学・転入学・学士入学試験」、「社会人入学試験」、「外国高等学校卒業者及び帰国生徒対象入学試験」、「外国人学生特別入学試験」を実施している。国際教養学部では2025年度入試より、「総合型選抜国際バカロレア入試」を実施している。また、研究科の入学者選抜では、一般入学試験、学内入試(博士前期課程)、社会人入試(人文科学研究科博士前期課程)を実施している。

入学手続きにかかる費用(検定料、入学金、授業料、維持費等)や、奨学金制度、教育ローン

制度については、大学 Web サイトに掲載し、事前に明示されている。

入学者選抜の運営体制として、「武蔵大学入学者選抜規程」に基づき、入学者選抜に関する審議機関として、学長を議長とした全学アドミッション会議を設置しており、その下に全学総合型選抜・特別入試会議、全学指定校選定会議及び全学歩留会議を設置している。大学全体の入試方式、日程、募集人員等の入学者選抜方針について、学部では、各学部教授会にて「入試大綱」を検討し、全学アドミッション会議を経て、大学協議会にて審議し学長が決定している。入試大綱の決定を受けて、各学部教授会では、アドミッション・ポリシーに沿って受験科目や配点等の詳細を審議し、決定している。研究科についても学部同様に、大学協議会にて「入試大綱」を審議し学長が決定している。問題作成に関しては、教科ごとに専任教員でチームを編制し、学習指導要領の範囲を確認のうえ作成している。また、入学試験の実施にあたり、一般選抜に関しては、全教職員対象の説明会をおこない、入学試験実施のための設営及び入試当日の運営等をおこなうための全学組織として入試実施委員会を設置している。そのほか、特別入試、総合型選抜、学校推薦型選抜、研究科の入学試験に関しては、学部長・研究科委員長、教務委員長・教務主任を中心とした入試形態ごとの実施委員会を設置している。2022 年 4 月に、入学者選抜の適正な実施と優れた入学者の選抜確保のため、入試課を改組し、アドミッションセンターを設置した(資料：武蔵大学アドミッションセンター規程)。同センターが全学アドミッション会議、全学総合型選抜・特別入試会議、全学指定校選定会議、全学歩留会議、入学試験や学生募集の実施に関する業務について所管している。

入学者選抜は以下のような体制のもと公正に実施されている。学部の一般選抜は全学歩留会議が中心となり、大学協議会を経て承認された入試大綱に基づき実施している。そのほかの入試形態については、学部長、教務委員長を責任者とする各学部の入試形態ごとに設けられた実施委員会が中心となり、実施している。研究科については、大学協議会にて承認された入試大綱に基づき、実施要綱を作成し、入学試験を実施している。そのほか、公正な入学者選抜の取組として、志願者・受験者・合格者について大学 Web サイトにて公表し、2026 年度からは全ての入試方式について、問題、解答又は解答例、出題意図等を公表している。また、一般方式入試では成績開示をおこなっている。

入学者選抜にあたり、特別な配慮を必要としている場合の手続については「受験上の配慮申請」と定め、大学 Web サイトや各種募集要項を通じて申請方法を周知している。申請があった場合、アドミッションセンターとダイバーシティセンターで連携し、受験生との配慮内容の調整をおこなっており、志願者に対応する仕組みを整備している。また、オープンキャンパスにおける配慮(情報保障等)や、入学後の見通しについても必要に応じて対応し、進路選択のための情報提供に努めている。

評価項目②

適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。

<評価の視点>

- ・ 学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。

2026 年度入試を含む学部・学科における入学定員充足率の 5 年間の平均は、経営学科及

び金融学科が 1.29、経済学部全体が 1.27、英語英米文化学科が 1.30、ヨーロッパ文化学科が 1.31、日本・東アジア文化学科が 1.26、人文学部全体が 1.29、社会学部全体が 1.25、国際教養学科及び国際教養学部全体が 1.21 で大学基準協会が示す入学定員充足率の基準を超過している。2026 年 5 月 1 日時点の収容定員充足率のうち、改善課題の目安である 1.25 を超えているのが日本・東アジア文化学科 1.29、メディア社会学部 1.28、是正勧告の目安である 1.30 を超えているのが経営学科 1.32、金融学科 1.35、経済学部全体 1.30、英語英米文化学科 1.32、ヨーロッパ文化学科 1.39、人文学部全体 1.34、社会学部 1.35、社会学部全体 1.32、国際教養学科及び国際教養学部全体 1.32 であり、学士課程全体の収容定員充足率も 1.31 で、基準を超過している（資料：大学基礎データ）。予測を遥かに上回る入学者が生じた学年については、必修の外国語科目やゼミの開講数を増やす等の対応をおこなっている

研究科の定員管理については、2026 年 5 月 1 日現在の博士前期課程及び博士後期課程における収容定員に対する在籍者数比率は、博士前期課程の研究科別では、経済学研究科で 0.50、人文科学研究科で 0.56 となっている。博士後期課程の研究科別では、経済学研究科で 0.13、人文科学研究科で 0.17 となっており大学基準協会が示す収容定員充足率の基準を下回っている。博士前期課程においては在籍学生数が適切に管理されている一方、博士後期課程においては改善が必要である（資料：大学基礎データ）。

収容定員数の厳格な管理を目的として、入学者選抜方針及び入学試験形態等について、学長のリーダーシップの下で全学的に検討・策定する体制が整備されている。具体的には、学長を委員長とする全学アドミッション会議及び全学歩留会議を設置し、各学部教授会で審議する前に、全学アドミッション会議や全学歩留会議で募集人数や合格者数を検討することとした。現在では、これらの全学的な体制により、入学者数及び在籍学生数の厳格な管理をおこなっている。

各研究科・専攻においては、収容定員充足率を増加させる目的で、以下のような対策が実施されている。経済学研究科では、学内進学を促進するために、すでに運用中の大学院学内推薦入試の見直しをおこない、選抜方式の一部変更をおこなった。そのほか、大学院進学奨励学生制度について 2021 年度より導入している。大学院進学奨励学生制度は、学部 4 年次から大学院科目を履修するもので、「早期修了制度」と組み合わせることで、学部 4 年間と研究科 1 年間の計 5 年間で「学士」と「修士」の学位を取得することが可能となる（資料：履修要項（共通編））。人文科学研究科では、大学院進学奨励学生制度に加え、4 年次の秋に出願、選考をおこなう大学院学内推薦入試を実施しており、2019 年度までは両者の併願を認めていなかったが、検討の結果、2021 年度入試より併願を認めている。さらに、2020 年度より人文学部及び社会学部の 1 年次生から 4 年次生までの学部ガイダンスにおいて人文科学研究科の案内文書を配付する等して、志願者の増加を図っている。

評価項目③

学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。

- | |
|--|
| ・点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。 |
|--|

学生の受け入れに関する自己点検・評価は、事業計画・事業報告と、大学基準協会の「大学基準」に則った点検・評価項目に基づく「自己点検・評価シート」、2019（令和元）年度から実施した「教育プログラムの定期的検証」により毎年度各学部・研究科及びアドミッションセンターで実施している。

具体的な学生の受け入れに関する事項の点検・評価及び大学入学者選抜要項等への対応については、武蔵大学入学者選抜規程に基づく全学アドミッション会議を6月及び3月に実施しており、学生の受け入れに関する事項について、点検・評価及び改善の必要がある場合には、臨時の全学アドミッション会議を開催し、学生の受け入れに関する事項の改善・向上を図っている。

学生の受け入れの改善・向上に向けた取組として、学校推薦型選抜に関しては、前年度の結果や入学後の成績・学習状況等の情報を踏まえ、各学部の委員会が作成し学部委員会で検討のうえ教授会にて審議した基本方針に従い、推薦入学指定校選定委員会にて、毎年度、指定校の取消・追加、評定平均値等の基準の変更をおこなっている。一般選抜に関しては、各学部の歩留委員が前年度の入試結果や出願状況を踏まえ、各学部の歩留会議等において入試種別ごとの目標値を設定している。各研究科においては、各研究科委員会において改善に向けた取組をおこなっている。例えば、経済学研究科では、2021年度より大学院進学奨励学生制度を導入しており、2024年度は4名の入学者があった。また、2025年度の大学院進学奨励学生制度の申請者（2025年度）は4名であった。

以上より学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価をおこない、その結果をもとに改善・向上に向けた取組をおこなっている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

【長所】

- ・ アドミッション・ポリシー（AP）と全学ディプロマ・ポリシー（DP）・学力の三要素の対応表を整備したことにより、入口と出口の整合性を論理的に示し、志願者に対して高い透明性と分かりやすさを確保している。
- ・ 大学院進学奨励学生制度等、学位課程別に受け入れ改善策を体系的に整備している。
- ・ 組織的な入試運営体制と特別な配慮を必要とする志願者への対応

学長トップの全学アドミッション会議や歩留会議、2022年に設置された「アドミッションセンター」により、全学的な入試管理体制が強固に整備されている。また、ダイバーシティセンターとの連携による「受験上の配慮申請」の運用やオープンキャンパスでの情報保障など、特別な配慮を必要とする志願者への支援体制が適切に機能している。

【問題点】

- ・ 学部・学科における収容定員充足率の大幅な超過
経済学部（経営学科 1.31）、社会学部（社会学科 1.35）、国際教養学部（国際教養学科 1.32）をはじめ、学士課程全体の収容定員充足率が 1.31 となっており、改善課題や正勸告の目安（1.25～1.30）を超過している。ゼミの開講数増加などで対応しているも

の、教育環境や教員への負荷が懸念される。

- ・ 大学院博士後期課程における定員充足率の著しい低迷
博士後期課程全体の収容定員充足率が0.15(経済学研究科0.13、人文科学研究科0.16)と、大学基準協会の示す基準を大きく下回っている。学内推薦入試の併願許可や進学奨励学生制度の導入、学部ガイダンスでの案内など各種の志願者確保策を講じているものの、十分な成果に結びついていない。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

【改善・発展方策】

- ・ 国際教養学部では2027年度より9月入学者対象の入学試験を開始し、より多様な学生の受け入れを可能にする。
- ・ 全学的な歩留管理の高度化による学部定員の適正化
全学歩留会議およびアドミッションセンターの機能をさらに強化し、入試方式ごとの合格者合否判定ラインや歩留予測の精度を向上させ、入学者数の厳格なコントロールを行い、収容定員充足率を適正水準(1.25以下)へと是正する。
- ・ 大学院博士後期課程における志願者・入学者開拓の抜本的強化
既存の学部生向け進学促進策である大学院進学奨励制度を発展させ、履修指導を拡充した学部・大学院5年一貫プログラムにより、博士前期課程の活性化をはかり、後期課程進学につなぐことを検討する。また、社会人や留学生、他大学からの志願者を広く呼び込むため、戦略的な情報発信に取り組み、定員充足率の向上を図る。

【全体のまとめ】

- ・ 本章では、アドミッション・ポリシーに基づく公平・公正な入学者選抜や、アドミッションセンターを中心とした組織的な運営体制、特別な配慮を必要とする志願者への丁寧な対応が適切に行われていることを確認した。一方で、一部学部・学科における定員の大幅な超過及び大学院博士後期課程における深刻な定員未充足という、二極化した定員管理上の課題が浮き彫りとなった。今後は全学的なデータ分析に基づく歩留管理の徹底と、大学院の魅力発信・制度見直しを通じて、すべての学位課程における適切な定員管理と質の高い教育環境の維持を両立させていく。

第6章 教員・教員組織（基本情報一覧）

大学として求める教員像を示した資料・教員組織の編制方針

資料名称	URL・印刷物の名称
求める教員像と教員組織の編制方針	https://www.musashi.ac.jp/about/policy/educational.html#houshin02
備考：	

個別教員の教育課程の編成その他の学部・学部の運営への参画状況、主要授業科目の担当有無・担当科目単位数に関する情報

資料名称	URL・印刷物の名称
	教員別授業時間割原簿（学外非公表）
備考：	

設置基準上必要専任教員・基幹教員数の充足[*]

〔学士課程〕（専門職大学及び専門職学科を除く）※2022年10月改定前の設置基準に基づく「専任教員」制の場合

	学部・学科等名称	総数	教授数	根拠となる資料		
全体（注1）		137	88	大学基礎データ（表1）		
学部・学科等	経済学部経済学科	10	8			
	経済学部経営学科	14	11			
	経済学部金融学科	11	8			
	人文学部英語英米文化学科	10	7			
	人文学部ヨーロッパ文化学科	11	7			
	人文学部日本・東アジア文化学科	12	9			
	社会学部社会学科	14	13			
	社会学部メディア社会学科	15	6			
	国際教養学部国際教養学科	24	11			
	教職課程	3	2			
	リベラルアーツアンドサイエンス教育センター	13	6			
学部・学科等（薬学）（注2）	学部・学科等名称	総数	教授数	実務家教員数（注3）	うち、みなし専任教員の数と割合	根拠となる資料
						大学基礎データ（表1）
備考：						

※関係法令：2022年10月改定前の大学設置基準第13条

※基礎データ（表1）の数値と一致するよう作成してください。（以下各表も同様。）

※教員数が不足する場合、不足する数を備考欄に記述してください（以下各表も同様。ただし、〔専門職大学及び専門職学科〕及び〔専門職学位課程〕表において「みなし専任教員」に関する場合は、「不足する数」を「超過する数」と読み替える）。

注1〔全体〕：大学設置基準別表第1及び別表第2に基づいて算出される専任教員の配置状況を意味します。

注2：薬学に関わる学部・学科等のうち、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもののみをこの欄に記載してください。

注3：「実務家教員数」及び「みなし専任教員数」について、表の該当欄には○又は×（「みなし専任教員」については

設置基準上必要となる実務家教員数に比した割合も（ ）で併記）を記載し、また、それらの実数を備考欄に記載してください。

【専門職大学及び専門職学科】※2022 年 10 月改定前の設置基準に基づく「専任教員」制の場合

	学部・学科 等名称	総数	教授数	実務家 教員数 (注2)	うち、み なし専任 教員数と 割合	うち、研究能力 を併せ有する 実務家教員数 との割合	根拠となる資料
全体（注1）							
学部・学科等							
備考：							

※関係法令：2022 年 10 月改定前の大学設置基準第 13 条及び第 42 条の 6、専門職大学設置基準第 35 条及び第 36 条
注 1 「全体」：専門職大学設置基準別表第一に基づいて作成してください。専門職学科を置く大学の場合、[全体]に係
る数は[学士課程]表に記載するので、本表の欄は「－」（ハイフン）を記入してください。

注 2 「実務家教員数」、「みなし専任教員数」及び「研究能力を併せ有する実務家教員数」について、表の該当欄には○
又は×（「みなし専任教員」及び「研究能力を併せ有する実務家教員」については設置基準上必要となる実務家教員数
に比した割合も（ ）で併記）を記載し、また、それらの実数を備考欄に記載してください。

【学士課程】（専門職大学及び専門職学科を除く）※「基幹教員」制の場合

	基幹教員の種類	必要基幹 教員数	必要基幹教員 数中の 法定数	人数	うち教授 数	担当授業科目	備考	
〇〇学部	専ら従事する教員		● 以上					
〇〇学科	それ以外の当該大学		● 以下					
	教員 当該大学以外							
	基幹教員の種類	必要基幹 教員数	必要基幹教員 数中の法定 数	人数	うち教授 数	うち実務家教 員数	うち、みなし 基幹教員数	担当授業科 目
××学部	専ら従事する教員		● 以上					
××学科 (薬学)	それ以外の当該大学		● 以下					
	教員 当該大学以外							
大学全体の収容定員に応じ定める数								
学部総計								
根拠資料								

※関係法令：大学設置基準第 10 条

※数や割合を記載する欄は、○×ではなく、実際の数、割合を記載してください。

※下段の表は、下記の学部・学科のみに使用する表です。それ以外は上段の表を用いてください。

①薬学に関わる学部・学科等のうち、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの

②教員養成に関する学部（但し、「うち、みなし基幹教員数」欄については、非該当のためハイフン「－」とする）。

※「専ら従事する教員」欄は、専ら当該大学の教育研究に従事する者であり、かつ 1 の学部でのみ算入される教員を指
します。

※「それ以外の教員」欄のうち「当該大学」欄は、「専ら従事する教員」以外で、当該学部等で 8 単位以上の授業科目を
担当する当該大学所属の教員を指します。複数の学部等で基幹教員に算入される者は、ここに含まれます。

※複数の学部等で基幹教員に算入される者がいる場合、同時に基幹教員となっている学部等の名称とその数を備考欄に記
載してください。

例）2 名の教員が法学部法学科でも基幹教員となっている場合： 「法学部法学科：2 名」と記載。

※「それ以外の教員」欄のうち「当該大学以外」欄は、兼業やクロスアポイントメントなどのかたちで、複数の大学等
において基幹教員となる者や、企業等に属しながら基幹教員となる者等が該当します。

※「担当授業科目」欄は、基幹教員の全てが主要授業科目又は 8 単位以上の授業科目を担当している場合にのみ○と記
載してください。

※その他、「専任教員」についての表に注記した事項を参照して作成してください。

〔専門職大学及び専門職学科〕※「基幹教員」制の場合

	基幹教員の種類	必要基幹教員数	必要基幹教員数中の法定数	人数	うち教授数	うち実務家教員数 (うち、みなし基幹教員数)	うち、研究能力を併せ有する実務家教員数	担当授業科目
××学部	専ら従事する教員		●以上					
××学科	それ以外 当該大学の教員 当該大学以外		●以下					
大学全体の収容定員に応じ定める数								
学部総計								
備考:								
根拠資料								

※関係法令：大学設置基準第10条、第42条の3、専門職大学設置基準第34条、第35条

※「うち実務家教員数」を記載する箇所においては、実務家教員中のみなし基幹教員の内数を（ ）で書き添えてください。みなし基幹教員がない場合は、(0)と記載してください。

※その他、〔学士課程〕（基幹教員制）の表に付した注記、「専任教員」の表に付した注記に基づいて作成してください。

〔修士課程〕

研究科等名称	総数	教授数	研究指導教員数	研究指導補助教員数	根拠となる資料
経済学研究科経済・経営・ファイナンス専攻博士前期課程	38	32	38	0	大学基礎データ(表1)
人文科学研究科欧米文化専攻博士前期課程	23	19	23	0	
人文科学研究科日本文化専攻博士前期課程	10	9	10	0	
人文科学研究科社会学専攻博士前期課程	21	19	21	0	
備考:					

※関係法令：大学院設置基準第9条第1項

〔博士課程〕

研究科等名称	総数	教授数	研究指導教員数	研究指導補助教員数	根拠となる資料
経済学研究科経済・経営・ファイナンス専攻博士後期課程	38	32	32	6	大学基礎データ(表1)
人文科学研究科欧米文化専攻博士後期課程	13	13	13	0	
人文科学研究科日本文化専攻博士後期課程	8	8	8	0	
人文科学研究科社会学専攻博士後期課程	12	12	12	0	
備考:					

※関係法令：大学院設置基準第9条第1項

〔大学院の専門職学位課程〕

研究科等名称	総数	教授数	実務家教員数(注)	うち、みなし専任教員数と割合	根拠となる資料
--------	----	-----	-----------	----------------	---------

備考：				

※関係法令：専門職大学院設置基準第5条

※「実務家教員数」及び「みなし専任教員数」について、表の該当欄には○又は×を（「みなし専任教員」については設置基準上必要となる実務家教員数に比した割合も（ ）で併記）記載し、また、それらの実数を備考欄に記載してください。

授業担当教員と指導補助者の責任関係や、指導補助者が担う役割を定めた規程

資料名称	URL・印刷物の名称
武蔵大学ティーチング・アシスタントに関する規程	武蔵大学ティーチング・アシスタントに関する規程
備考：	

教員の募集、採用及び昇任に関する規程

規程名称	URL・印刷物の名称
武蔵大学教員任用規程	武蔵大学教員任用規程
武蔵大学教員任用規程経済学部運用内規	武蔵大学教員任用規程経済学部運用内規
武蔵大学教員任用規程人文学部運用内規	武蔵大学教員任用規程人文学部運用内規
武蔵大学教員任用規程社会学部運用内規	武蔵大学教員任用規程社会学部運用内規
武蔵大学教員任用規程国際教養学部運用内規	武蔵大学教員任用規程国際教養学部運用内規
武蔵大学教員任用規程リベラルアーツアンドサイエンス教育センター運用内規	武蔵大学教員任用規程リベラルアーツアンドサイエンス教育センター運用内規
備考：	

1. 現状分析

評価項目①

教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。

<評価の視点>

- ・大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。

※具体的な例

- ・教員が担う責任の明確性。
- ・法令で必要とされる数の充足。
- ・科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。
- ・各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。
- ・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切性。
- ・クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。
- ・教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。
- ・授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。

全学の「求める教員像」及び「教員組織の編制方針」について、「求める教員像」では、教員として本学の「建学の三理想」を深く理解して共感し、これに基づく教育を実践するとともに、研究活動や社会貢献にも意欲のある人材を求めている。「教員組織の編制方針」では、大学設置基準や大学院設置基準等を遵守し、専任教員一人あたりの在籍学生数(以下「ST比」という。)に配慮しつつ、年齢構成や職位等が偏ることのないようバランスをとり、多様性を確保した教員編制とすることを明示している。

各学部・研究科における教員組織の編制は、全学の「教員組織の編制方針」に則っておこなわれている。各学部・研究科においては、①専門分野を踏まえた教員配置、②学部・研究科運営における教員の役割分担、③教員構成、④教員人事、⑤教員の資質向上の5項目について全学の方針をより具体的に定めている。例えば、国際教養学部は「国際教養学部の教員組織の編制方針」に基づき、特に英語による授業を中心とする教育課程に対応して英語で授業を担当できる教員を国内外から任用し、専攻ごとの専門分野をバランスよく配置することで、各授業科目と教員の専門分野との適合性を確保している。

教育研究に関する責任体制については、「武蔵大学学則」第4条の2及び「武蔵大学大学院学則」第7条の2において、教育研究の実施にあたり、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制を確保することと定められている。「武蔵大学学則」第5条では、学長、副学長、学部長、全学教務委員長及び各センター長等の職務等が定められており、学長が大学の包括的責任者であり、学部長は学長を補佐し、学部の運営責任者として校務をつかさどると定められている。そのほか、各センター、課程に関する運営については、各学部の選出委員によって構成されるセンター委員会等で協議し、必要に応じて教授会・研究科委員会に報告するという仕組みによって組織的な連携体制を構築している。

<研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置>

各カリキュラムにおいて、教育上主要もしくは重要と認められるゼミナールや必修科目等の専門科目は、原則として専任教員を配置している。

研究科担当教員の資格審査については、経済学研究科においては「武蔵大学大学院経済学研究科専任教員資格審査規程」、人文科学研究科においては、「武蔵大学大学院人文科学研究科担当教員資格審査規程」に担当教員の資格審査基準と選考方法を明示しており、同規程に基づき担当教員を適正に配置している。

2022 年 6 月に武蔵大学教授会規程を改正し、研究科委員会の構成員となっていない者がいずれの研究科委員会構成員となるかは、学部長、研究科委員長及びリベラルアーツアンドサイエンス教育センター長と協議の上、学長が定めると規定した（資料：武蔵大学教授会規程）。

<教養教育の運営体制に関する配慮>

学部における教養教育としては、第 4 章にて述べたとおり、全学共通の総合科目を配置している。教養教育的な役割を担う総合科目については、リベラルアーツアンドサイエンス教育センターに総合科目ダイレクターを配置、リベラルアーツアンドサイエンス教育センター運営会議で総合科目全般に関して協議し、具体的な提案を全学教務委員会に諮っている（資料：LASEC 関連役職者の業務、2023 年 5 月 23 日 全学教務委員会資料「科目新設等の流れ」）。そのほか、実務経験のある教員を配置し、実務経験を活かした実践的な授業も開講している。該当する授業科目についてはシラバスにその旨を明記し、大学 Web サイトにて一覧を公開している（資料：「シラバス」【Web】）。これらにより、文理の境界を越えた幅広い教養教育（リベラルアーツ&サイエンス教育）を身につけさせる体制を整備している。

<教員の授業担当負担への適切な配慮>

専任教員の授業担当の負担を適正化するため、「専任教員責任時間規程」を設けている。本規程により、専任教員が担当する授業時間数は基準授業時間として 1 週間に 5 コマ(10 時間)と定めている。また、所定の役職に就いた場合は、役職の種別に応じて基準授業時間数を軽減する措置を講じており、学内運営と授業運営とのバランスに配慮している。さらに、所定の役職以外の者であっても、学長が特に必要と認めた場合には、基準授業時間数を軽減する仕組みを設けている。2023 年度には、基準授業時間を軽減できる役職等を見直す改正をおこなった（資料：2023 年度第 6 回大学協議会資料 B-1）。これにともない、軽減される授業時間数が増えるため、学長の裁量で軽減できる授業時間数を減らし、軽減対象の役職等を兼務する場合は、軽減される授業時間数を合算することができる規定を設けた。

<ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)等の教育研究活動を支援する体制>

授業の教育効果を高めることを目的として、スチューデント・アシスタント(以下「SA」という。)やティーチング・アシスタント(以下「TA」という。)を配置している。

TA は原則として本学の大学院生の中から採用している（資料：武蔵大学ティーチング・アシスタントに関する規程）。TA は授業資料の作成や配付の補助、学部学生の演習授業のレジュメ作成やディスカッションの際の助言等、学習サポートを担当している。TA については、

大学設置基準の改正に伴い、業務内容を変更し、研修等の受講を義務付けた（資料：2023 年度第 11 回大学協議会資料 A-2）。

学部学生を対象とした SA については、授業の教育効果を高めるとともに、担当学生の成長と経済的支援を目的としている（資料：武蔵大学スチューデント・アシスタントに関する規程）。SA は原則として、当該科目の単位を修得済であり、かつ成績優秀者から採用している。これら TA、SA のサポートにより、教員の授業負担を軽減し、授業の教育効果を高めている。

そのほか、武蔵大学総合研究機構がおこなう研究活動を補助するリサーチ・アシスタント（RA）を配置しており、総合研究機構の研究員（奨励研究員含む）及び本学大学院博士後期課程の在学学生から採用している（資料：武蔵大学総合研究機構リサーチ・アシスタントに関する規程）。

<教員と職員の協働・連携>

学部・研究科の事務をつかさどる教務部や、学生支援センター、アドミッションセンター等の各センターには、その事務を担う事務部局を配置し、教員が務める委員長・センター長や各委員と職員が連携して運営に携わっている。各部局の運営に関する重要事項については学長定例会を毎月 1 回程度開催し、学長と各部局の教職員との意見交換をおこなっている。加えて、大学協議会や、そのほかの教学上の委員会等においても職員が構成員となっている。中期計画の策定等も教職協働でおこなっている。

なお、企業の新卒採用動向把握やキャリア関連の情報収集は職員で対応が可能であることから、キャリア支援センターに設置されていた教員による委員会組織、センター長は 2022 年度に廃止し、事務部局長にセンター長を兼務させることとした。

役職教員と各部門の職員との協働体制は部門内の定例会等を通じて継続しており、中期計画への取組もそれぞれの施策ごとに教職協働体制で実行されている。

評価項目②

教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。
- ・年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。

<教員の募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と公正な実施>

各学部・研究科の教員採用及び昇任に関しては、規程等に基づき厳格かつ公正に実施している。

2022 年 6 月には、それまで武蔵大学専任教員任用規程に基づき各学部がそれぞれ定めていた専任教員任用に係る内規や申合せの形式を統一し、任用基準の運用及び任用手続に係る内規を学部ごとに新たに定めた（資料：2022 年第 3 回大学協議会資料 A-1～A-4）。定年を超えた大学教授の再雇用に関する学部の運用細則についても形式を統一し、学部ごとに新たに制定した（資料：2022 年度第 3 回大学協議会資料 A-5～A-8）。さらに、リベラルアーツ

アンドサイエンス教育センターについても、学部と同様に教員任用に係る運用内規、定年を超えた大学教授の再雇用に関する学部の運用細則を制定した（資料：2022 年度第 5 回大学協議会資料 A-2、2022 年度第 6 回大学協議会資料 A-3）。

専任教員の資格審査は学部教授会の審議を経ておこなうことを「武蔵学園教職員任免規程」第 2 条第 3 項に定め、専任教員の採用に関する選考は人事委員会がおこなうことを第 4 条の 2 に定め、人事委員会の構成員等の詳細については「学校法人根津育英会武蔵学園人事委員会規程」に明示している（資料：武蔵学園教職員任免規程、学校法人根津育英会武蔵学園人事委員会規程）。

なお、これまで専任教員の任用に係る手続きにかなりの期間を要していたことを改めるため、各学部の教員任用規程運用内規の改正をおこなった（資料：武蔵大学教員任用規程経済学部運用内規、武蔵大学教員任用規程人文学部運用内規、武蔵大学教員任用規程社会学部運用内規、武蔵大学教員任用規程国際教養学部運用内規）。

専任教員の昇任は、「武蔵大学教員任用規程」第 1 条及び関連する各学部の内規や申合せにより各職位の基準について明示し、手続については同規程第 4 条及び関連する各学部の内規や申合せによりおこない、厳格かつ公正に資格審査を実施している。

さらに、2020 年 4 月より、テニュアトラック制度を導入した。本制度の詳細は「武蔵大学テニュアトラック制に関する規程」、就業規則に関しては「武蔵大学テニュアトラック教員就業規則」、テニュア審査に関しては「武蔵大学テニュア審査手続内規」を制定した（資料：武蔵大学テニュアトラック制に関する規程、武蔵大学テニュアトラック教員就業規則、武蔵大学テニュア審査手続内規）。

このほか、特別任用教授、客員教授、助教及び特別専任外国語講師等の多様な採用をおこなっている。さらに、学園における教育研究活動の推進及び学園運営の改善充実のために特別に招聘する教員として特別招聘教員制度を設けており、詳細については「武蔵学園特別招聘教員に関する規程」に明示している（資料：定年を超えた大学教授の再雇用に関する規程、武蔵大学客員教授規程、武蔵大学特別専任外国語講師規程、武蔵学園特別招聘教員に関する規程）。特別任用教授については、2025 年度に規程を改正し、任務と雇用条件が異なる二種類（第 1 号特任教授、第 2 号特任教授）を設けることとなった（資料：2025 年 7 月 10 日常任理事会資料）。

また、2023 年度に「武蔵大学客員教授規程」の改正をおこない、有給の第 2 号客員教授を廃止し、無給の第 2 号客員教授について任用期間を現行手続きにあわせて改正した（資料：2023 年度第 10 回大学協議会資料 A-1）。「武蔵大学客員教授規程施行規則」についても一部改正をおこなった（資料：2023 年度第 11 回大学協議会資料 A-1）。

<教員の多様性への配慮>

各学部・研究科においては、「教員組織の編制方針」に定める「年齢層や職位が偏ることのないようバランスのとれた教員組織を編制する」、「男女共同参画の基本理念やダイバーシティの重要性を考慮し、教員の多様性を確保する」という方針を踏まえ、各学部・学科の状況やカリキュラムの特性等を考慮し、年齢構成や男女比のみならず、グローバルの観点から多様性に配慮した教員組織の編制をおこなっている。例えば、社会学部全体では 40 代後半～50 代以上の教員が多く、また特にメディア社会学会内に女性教員が 1 名しかいない状

況が長らく続いてきたが、2023 年以降の新任採用人事の結果、学部全体で若手の教員割合が増加し、メディア社会学科内における女性教員比率も増加させることができた。国際教養学部においては、2026 年 4 月時点において専任教員 24 名のうち、出身国の異なる外国人教員が 16 名とグローバルの観点からの多様性を実現している。

また教育課程の特性に応じて、特別任用教授、客員教授、特別招聘教員等の任用もおこなっている。2020 年 4 月から、専任教員の任用にあたっては、年齢・経験等の面で多様な人材に教育・研究・学内運営の場を提供することによって、本学における教育・研究活動及び学内運営の充実を図ることを目的として、テニユアトラック制度を導入している。

評価項目③

教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。

<評価の視点>

- ・教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。
- ・教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。

<ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の組織的な実施>

「武蔵大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程」に基づき、全学組織である武蔵大学ファカルティ・ディベロップメント委員会を設置している。この委員会が主体となって、FD 活動の企画・運営をおこない、組織的な FD 活動を展開している(資料：武蔵大学ファカルティ・ディベロップメント委員会規程)。

教育活動の活性化については、教育改善のための組織的な取組として、「武蔵大学『学生による授業評価アンケート』取扱内規」に基づき、全学生を対象に各学期末に授業評価アンケートを実施している(資料：武蔵大学「学生による授業評価アンケート」取扱内規)。

アンケート結果については、各教員が全体集計結果及び自身の担当授業の集計結果を確認できることとなっており、授業改善に活用している。また学生も自身が履修した授業科目の集計結果を確認できる仕組みとなっている。アンケート結果は FD 活動報告書へ掲載し、公表している。大学院については、「大学院学生調査」の設問として、大学院の授業について、感想・意見・改善してほしい点などを自由記述で尋ねており、記述内容は大学院学生調査の集計結果としてとりまとめ、内部質保証委員会、大学協議会を通じて教員にフィードバックされている(資料：2025 年度第 3 回内部質保証委員会議事録、2025 年度第 3 回大学協議会資料)。

また、授業評価アンケートの結果をもとに、学部、授業規模別に「ベストティーチャー賞」を設け、受賞対象教員を顕彰している。さらに、「建学の三理想」の一つである「自ら調べ自ら考える」に因み、ゼミナール担当教員について、「自調自考賞」を 2018 年度より創設し、顕彰している(資料：FD 活動報告書「アンケート分析結果」【Web】)。

また、教務部 FD として「オンライン授業に関するアンケート」を実施し、ICT を活用し

た授業の改善検討の参考とした。

そのほか、武蔵大学学長裁量経費による教育研究事業制度を設けている（詳細は第 8 章にて述べる）。

教員の教育活動に係る専門的能力向上のための取組としては、全専任教員を対象に、毎年度 FD 研修会を実施している。2023 年度からは FD・SD 研修会として「教学マネジメント」を継続テーマとして、ディプロマ・ポリシーの策定ポイント、学修成果に基づく 3 ポリシーの検証などについての学内教職員の理解を深めている（資料：FD 研修会・FD フォーラム【Web】）。

さらに、学生の意見を取り入れた教育改善の取組として、学生の声を授業改善に活かすため、毎年度「FD フォーラム」を開催している。「学生と共に考える授業改善」をテーマに、各学部の学生から、武蔵大学の授業に対する意見、改善点についての提言を発表してもらい、各学部等の教員と意見交換をおこなっている。また、FD フォーラム終了後、学内 LMS の掲示にて、FD フォーラムでの学生による提言に対する大学からの回答を全学生向けに公開している（資料：FD 研修会・FD フォーラム【Web】、2025 年度 FD フォーラムでの学生による提言に対する回答について）。FD フォーラムでの意見を踏まえた改善例としては、学生より Autumn3 期間中の自習スペースの開放時間を拡大するよう提言があったことを受け、開放時間の延長をおこなった。

研修会・FD フォーラムの概要については、毎年度作成している武蔵大学ファカルティ・ディベロップメント活動報告書（以下「FD 活動報告書」という。）に掲載し、大学 Web サイトにて公開している（資料：FD 活動報告書【Web】）。

そのほか、新任教員や教育歴の浅い教員に対しては、FD 委員長と学部長が協議の上、外部団体が主催する新任教員向けの FD 研修会への参加の機会を提供している。参加した教員から提出された研修参加報告書を FD 活動報告書に掲載し、共有している（資料：FD 活動報告書【Web】）。

なお、他大学との合同 FD・SD 等の実施については第 10 章にて述べる。

<教員の研究活動、社会貢献活動等の活性化や資質向上を図るための取組と成果>

研究活動の活性化については、「研究支援に関する方針」を大学としての方針として定めている（詳細は第 8 章にて述べる）。

活性化のための具体的な支援として、大学では、長期研修制度を設けているほか、個人研究費、総合研究機構プロジェクト援助金等の支給等をおこなっている。

2022 年度より出版助成制度を廃止し、研究成果の公表制度に移行した。その後、2025 年度に各教員がより利用しやすくするため制度を再度見直し「学長裁量経費による教育研究事業(研究分野)」に設けている出版関連予算と「武蔵大学専任教員による研究成果の公表制度」の予算を合算した「武蔵大学専任教員による学術図書の出版のための支援事業」を新たに開始した（資料：武蔵大学専任教員による学術図書の出版のための支援制度に関する規程）。研究成果の公表については、本学園に所属する研究者の研究成果を広く学内外に公開することにより、教育及び学術研究の発展に寄与することを目的として、2022 年 9 月に「武蔵学園オープンアクセスポリシー」を制定した（資料：2022 年度第 5 回大学協議会資料 B-5）。

2022 年度より新たに第四次中期計画による研究会の開設申請が開始し、2025 年度末現在で総合研究機構のもと 5 研究会が活発な研究活動をおこなっている。建学の三理想である東西文化融合や AI・ロボットと人間生活に関する文理融合的なテーマの研究会活動を開始した（資料：武蔵大学総合研究機構 研究会【Web】）。

長期研修制度に関しては「武蔵大学専任教員長期研修制度に関する規程」第 11 条にて、研修報告書を提出し、研修成果を研修終了後 1 年以内に学術雑誌や図書等へ公表しなければならないと義務付けている（資料：武蔵大学専任教員長期研修制度に関する規程）。

各学部・研究科では、各学部設置された学内学会による研究会の開催や学会誌の編集、発行、研究発表会の開催等により研究活動の活性化を図っている（詳細は第 8 章にて述べる）。

そのほか、教育活動同様に研究分野に関する武蔵大学学長裁量経費による教育研究事業を設けている。このうち学長が定める重点事業では、「文化財資源探索プログラム」を支援しており社会貢献につながっている。研究活性化事業では学会、シンポジウム等の開催を支援し、教員の研究活動活性化に役立っている。テニュアトラック教員に対する支援では、任期付き教員のステップアップを支援している（資料：2025 年度学長裁量経費による教育研究事業（研究分野）実績報告（2026 年 6 月 4 日大学協議会資料 B-1(2)））。

社会貢献活動の活性化については、「社会連携、社会貢献に関する方針」を全学の方針として定めている（詳細は第 9 章にて述べる）。専任教員には、大学 Web サイトの「教員プロフィール」の登録及び更新を義務付け、研究業績等とともに社会貢献活動について情報を発信している。

<教育活動、研究活動等の活性化を図る取組としての教員の業績評価の実施>

教員の業績については、各自が「教員プロフィール」の登録及び更新をおこなうことにより外部へ情報発信している。また、教員の業績評価については、本格的な実施には至っていないが、教員評価制度導入のための第一歩として、「武蔵大学教員自己点検・評価実施要領」を一部改正したうえで、専任教員を対象に「教員自己点検・評価」を試行している。教育、研究、学内運営、社会貢献の 4 点について各教員が前年度の状況を振り返り点検・評価した結果を報告書としてとりまとめ、全学及び学部単位での自身の相対評価を確認する機会としている。（資料：「教員自己点検・評価入力マニュアル」、「教員自己点検・評価報告書」）。

<指導補助者に対する研修等の実施>

指導補助者に対する研修等については、SA・TA への連絡文書及び規程を渡し、その場でひとりひとりに説明をおこなっている（資料：武蔵大学ティーチング・アシスタントに関する規程、ティーチング・アシスタントのみなさんへ、武蔵大学スチューデント・アシスタントに関する規程、スチューデント・アシスタント（SA）への連絡事項）。

評価項目④

教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な

取り組みへとつなげているか。

教員組織の適切性に関する点検・評価は、各学部・研究科及び関連部局によって、事業計画・事業報告と、「大学基準」に則った点検・評価項目に基づく「自己点検・評価シート」を用いて定期的に適切性に関する点検・評価を実施している。

改善事例としては、社会学部において年齢構成やジェンダーの偏りを改善するため、退職教員の補充や新専攻設置にあわせておこなった新任教員採用人事において、若手教員や女性教員を採用することで大きく改善したことが挙げられる。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

【長所】

- ・ 専任教員責任時間規程により役職に応じた授業負担軽減を制度化している。
- ・ 第四次中期計画の施策として、東西文化融合史研究会等、文理融合型の研究会活動を新たに展開している。
- ・ 厳格かつ公正な人事制度の構築と教員の多様性（ダイバーシティ）の確保
テニユアトラック制度（2020 年導入）や特任・客員教授規程の改定、学部ごとの任用内規の統一と手続きの迅速化など、客観的で公正な人事体制が整備されている。また、「教員組織の編制方針」に基づき採用人事をおこなった結果、社会学部等において若手教員や女性教員の比率が向上するなど、組織構成の多様性確保に向けた着実な成果を上げている。
- ・ 組織的かつ多面的な FD 活動の展開と学生の意見を反映した教育改善
FD 委員会を中心とした研修会の実施、学生による授業評価アンケートや顕彰制度（ベストティーチャー賞・自調自考賞）の運用が定着している。特に、学生と教員が直接意見を交わす「FD フォーラム」を開催し、その提言を受けて自習スペースの開放時間を拡大するなど、学生の声を反映した実効性の高い教育改善（PDCA サイクル）が機能している。

【問題点】

- ・ 外国人教員の増加に伴い、グローバルの観点からの教員の多様性は実現できたものの、日本語を解さない教員が増えたことで、教員と職員の協働・連携体制の変革の必要性が出てきている。
- ・ 年齢構成・ジェンダーバランス改善の実績を全学へ展開する必要がある。
- ・ 若手研究者への学長裁量経費支援等のさらなる拡充が課題である。
- ・ 本格的な教員業績評価制度の確立・運用の遅れ
教員の教育・研究・学内運営・社会貢献の諸活動を網羅する業績評価について、現在は「教員自己点検・評価」の試行（スコア化による自身の相対的評価の確認）の段階に留まっている。評価結果を処遇、インセンティブ、あるいは具体的な研究・教育支援の配置へと連動させる、本格的な教員業績評価制度の確立には至っていない。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

【改善・発展方策】

- ・ 教員と職員の協働・連携体制において日本語を解する教員とそうでない教員の役割の分担を図っていく。
- ・ ST 比については、学部間での差があるため是正に努める。
- ・ 「教員自己点検・評価」の検証に基づく本格的な教員評価制度の構築
現在試行している「教員自己点検・評価」の運用結果や教員からのフィードバックを検証し、本学の教育理念や「建学の三理想」に即した本格的な教員業績評価制度の設計を進める。
単なる順位付けではなく、教員の教育研究活動のさらなる活性化や資質向上、適切なインセンティブ付与につながるシステムの早期構築と安定的運用を目指す。

【全体のまとめ】

- ・ 本章では、「求める教員像」及び「教員組織の編制方針」に基づき、適切な責任体制や授業担当負担への配慮、TA・SA等のサポートを活用した安定的な教員組織が編制されていることを確認した。また、公募・採用・昇任の手続きが厳格に運用され、ダイバーシティ確保やFD活動の推進において顕著な成果を上げている。今後の課題は、試行段階にある教員自己点検・評価を、大学全体の活性化に資する本格的な評価制度へと発展させることである。教職協働の強みを活かしつつ、教員がその能力を最大限に発揮できる多面的な支援・評価体制の整備を進めていく。

第7章 学生支援（基本情報一覧）

学生支援に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
学生支援に関する方針	https://www.musashi.ac.jp/about/policy/educational.html#houshin01
武蔵大学の人権に関する基本方針	https://www.musashi.ac.jp/about/activities/human_rights.html
武蔵大学障害学生支援に関する基本方針	https://www.musashi.ac.jp/campuslife/org/diversitycenter/accessibility.html
武蔵大学における性的指向、ジェンダーアイデンティティおよび性表現の多様性に関する基本方針	https://www.musashi.ac.jp/campuslife/org/diversitycenter/sogie_accessibility.html
備考：	

1. 現状分析

基準7 学生支援

評価項目①

学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。
- ・各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。
- ・学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすさに配慮しているか。

[修学支援（学習面）]

- ・学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）。
- ・障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。
- ・学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。
- ・遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないよう、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等）。
- ・ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。

[修学支援（経済面）]

- ・学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。

[生活支援]

- ・学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。
- ・学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけICTを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。

[進路支援]

- ・各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程など）や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。

[その他支援]

- ・上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。

[学生の基本的人権の保障]

- ・ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。

本学では、2018年度に「建学の三理想」及び教育の基本目標を踏まえ、「教育研究等に関する各種方針」の一つとして「学生支援に関する方針」を制定した。

2023年度には、それ以前に策定していた「大学の生活環境と人権に関する宣言－大学での人権侵害の防止に向けて－」の内容を踏襲し、新たに「武蔵大学の人権に関する基本方針」を制定した（資料：2023年12月14日大学協議会資料A-9）。

また、2024年度の私立大学における合理的配慮義務化に向け、「武蔵大学障害学生支援に

関する基本方針」、「武蔵大学学内バリアフリー状況一覧表」、「武蔵大学フロア別だれでもトイレの一覧」、「武蔵大学の障害学生支援体制等のまとめ」等を更新し、大学 Web サイトで公開し、教授会等を通じて学内にも周知している（資料：「ダイバーシティセンター」【Web】）。

さらに、学内外に公開されているセクシュアルマイノリティ対応の基本方針がなかったため、学内の状況を調査し、方針を公開している（資料：武蔵大学における性的指向、ジェンダーアイデンティティおよび性表現の多様性に関する基本方針【Web】）

<学生支援体制の適切な整備>

本学の学生支援は、前述したとおり「学生支援に関する方針」や「武蔵大学障害学生支援に関する基本方針」に基づき、各担当部局において実施している。

学生支援の中心的役割を担う機関として、学則及び「武蔵大学学生支援センター規程」に基づき、学生支援センターを設置している。「武蔵大学学生支援センター規程」では「学生の学生生活を支援し、生活環境に関わる支援をおこなうことにより、学生の健康で充実した学生生活に寄与すること」を目的として定めており、課外活動、経済的支援等において中心的役割を担っている（資料：武蔵大学学生支援センター規程）。学生支援センターは学生生活課と大学保健室、学生相談室から構成されており、学生生活課は主に課外活動や経済的支援、大学保健室と学生相談室は主に心身の健康を扱っている。大学保健室には保健師・看護師等の国家資格取得者が複数常駐し、学生相談室には公認心理師・臨床心理士を配置して、学生の様々な心身の悩みに関する相談対応のほか、教職員に対しても心身に不調のある学生の現状報告や支援方法のアドバイス等をおこなっている。他にも大学 10 号館トレーニング室には専門知識のあるトレーナーが常駐しており、トレーニング機器の講習を受けた者が使用できることとしている。また機器に異常がある場合は学生生活課がトレーナーからの連絡を受けて施設課が対処している。

全学生を対象に配付している学生生活ガイドにおいて、授業料等納付金と奨学金、学生生活資金一時貸付金等の経済的支援に関する情報を周知しているほか、人権やハラスメント相談に関すること、詐欺や薬物、飲酒などの注意喚起、保険案内、熱中症予防、課外活動支援など、各種の学生支援の情報を提供している。また、経済的支援に関する情報は、毎年 4 月に奨学金ガイダンスを開催して奨学金ガイドを配付して説明するとともに、大学 Web サイトにも掲載し、在学生だけでなく、保証人や受験生、入学予定者にも広く周知している。

さらに、学生が有する多様な個性を尊重し、その能力を十分に発揮できる環境を整えるため、2023 年 4 月にダイバーシティセンターを開設した。主な業務は、障害学生の支援に係る相談対応及び合理的配慮の提供に関すること、セクシュアルマイノリティ学生の支援に係る相談対応に関すること、国籍・文化・宗教の相違等に係る相談対応に関すること、その他多様な学生の支援に係る学内調整及び学外との連携に関することである。面談予約はメール・電話・来室・お問合せフォーム等複数の方法でできるようにしている。また、ユニバーサルデザインを考慮した施設設備及び環境の整備に関すること、その他ダイバーシティ推進、啓蒙・啓発活動に関すること手掛けている。

ダイバーシティセンターには「武蔵大学ダイバーシティセンター規程」に基づく専門職であるコーディネーターを配置し、2022 年度まで学生支援センターの障害学生支援コーディネーターが担当していた業務を引き継いだ。2023 年度 4 月から 2025 年度 8 月まではコーデ

イナーター1名体制であったが、2025年9月より2名体制に拡充し、支援を希望する学生からの相談の増加に対応している。

同センターには、ダイバーシティセンター委員会を設置し、規程で定められている構成員であるセンター長、ダイバーシティ推進室長、コーディネーター及び学長室長でセンター運営にあたり必要な判断や情報共有をおこなうとともに、学長との月例会にて学生への支援状況について報告・相談をおこなう体制となっている（資料：武蔵大学ダイバーシティセンター規程）。

新設の組織であるダイバーシティセンターの認知度向上を目指し、2023年度秋学期に学生・教職員を対象としたロゴマークの公募と選定をおこなったほか、全関係者向けのリーフレット、学生向けのガイダンス資料・掲示公開等の情報発信をおこなった。

そのほか、修学支援に関しては教務部、留学に関してはグローバル教育センター、キャリア支援に関してはキャリア支援センター等の関連部局と連携しながら学生を支援している。

また、研究活動を中心とした大学院生に対する支援は大学庶務課が担っている。具体的な取組としては、研究環境の整備、研究費や調査費等の補助、『武蔵文化論叢』の発行支援（人文科学研究科）、研究奨励野澤賞の授与（経済学研究科）、TAとしての任用等が挙げられる（資料：武蔵大学大学院院生研究費取扱規程、武蔵大学大学院院生調査費等補助に関する取扱規程、院生研究費利用ガイド、院生調査費等補助利用ガイド、大学院生への連絡事項）。そのほか、グローバル教育センターが担当する英語でのアカデミックライティングとプレゼンテーションを学ぶオンライン講座の実施等がある。

そのほか、指導教授制度を導入しており、修学支援だけでなく、学生生活や進路に関していつでも相談できる体制を整備している。

〔修学支援（学習面）〕

■ 教務部による学習支援

指導教授制度を導入し、学生ごとに勉学上の指導をおこない、必要に応じて学生生活等の相談相手ともなる専任教員を設定している。指導教授は指導学生の授業時間割や成績等をシステムから閲覧することができ、きめ細かな指導が可能となっている。

専任教員についてはオフィスアワーを1週間に1コマ設定し、学生が個別に面談し質問のできる時間を確保している。

履修要項や学習支援ポータルサイト（Study Support System：通称3S）の掲示で周知されている学生からよくある履修・成績関連の問い合わせおよび回答をまとめ、学生が3S上におかれたチャットボットから質問し、回答を確認できるようにした。これにより、学生は教務課開室時間外でも履修や成績に関する問合せを行えることになった。

また、2025年9月より3Sで保証人アカウントを発行し、画面上で学生の修学状況（学生時間割および学業成績）を閲覧可能とした。これにより、保証人と連携した学修支援の推進が期待できる。

■ 学生の能力に応じた補習教育、補充教育

各学部設置されているグローバル化に資するコースやプログラムにおいては、正課授業と連動した補習教育を実施している。例えば、人文学部では、GC 英語/ドイツ語/フラン

ス語プログラムの履修学生に正課外のコーチングを受ける道が開かれている（資料：人文学部履修要項）。

そのほか、第4章で述べたとおり、入学前教育として、早期に合格が決定した入学予定者に対して学習意欲の維持や基礎学力の向上を目的とした入学前課題を課している。

■ 学生の自主的な学習を促進するための正課外教育

外国語の正課外教育や異文化理解の向上を目的として MCV を設置している（資料：MCV について【Web】）。MCV には MCV 運営責任者（教員）を置き、グローバル教育センターが管理・運営をおこなっている。MCV には様々な国出身の外国人スタッフに加え、留学生や留学経験者等、語学が堪能な学生インターンもスタッフとして常駐している。具体的には、留学生や外国人スタッフによる日常的な言語交流機会の提供、IELTS 等の学内試験の実施およびスコアに応じた褒賞制度の運用。そのほか、学部と連携した国際教養学部 EM 専攻および社会学部 GDS コース生を対象としたライティング講座の運営を担っている。

留学生に対しては、グローバル教育センターが中心的な役割を担い、日本語チューター制度の導入や、受入・派遣留学生をサポートするワーキンググループを整備している。障害または配慮が必要な学生からの留学希望があった場合は、グローバル教育センターを介して受入れ先との事前調整をおこなっている。加えて、配慮の必要な受入留学生に関しては、2026 年度よりダイバーシティセンターとも連携して対応することを協議した。

派遣留学生に対しては、月例報告書の提出を義務付けており、その中で学習状況をはじめ生活状況等を報告させている。この月例報告は指導教授にも共有しており、留学継続が困難または指導が必要と判断した場合は指導教授と連携して対応している。

NEM HOUSE においては、学習環境を整えるため Wi-Fi を整備している。また、受入留学生が ICT 利用について不明な点があった場合は、グローバル教育センターが仲介して IT サポートデスクを案内するなどの対応をしている。

また、グローバル教育センターでは、外国語学習奨励のため、各種言語のスコアに応じて褒賞金を給付する「外国語学習褒賞制度」を設けている。

各学部における正課外教育の取組の一つとして、社会学部における「社会実践プロジェクト」が挙げられる。これは「講義や実習で得た知識を生かし、社会に向けて自らの知見や主張を積極的に発信する」という考えに基づき、より現実的で実践的な学びを推進するプロジェクトである。現在、インスタグラム等のより今日的なメディアを活用した取組へと活動の幅を広げるべく、リニューアルを検討している。社会学部では、これまでも学生の関心が高く成果も上がっている「AC ジャパン広告学生賞（公益財団法人 AC ジャパン主催）」について、社会実践プロジェクトの成果物に限ることなく、正課の授業での成果物も出品することで、より参加の幅を広げている（資料：プレスリリース「作品制作を通じて、社会問題を考える AC ジャパン広告学生賞 17 年連続受賞！」）。

そのほか、各学部グループスタディールーム（以下「GS ルーム」という。）を設置しており、授業時間以外に個人やグループでの自主学習やゼミナール活動、卒業論文執筆のためのスペースとして利用されている（詳細は第8章にて述べる）。

■ オンライン教育をおこなう場合における学生の通信環境への配慮

授業担当者に対して、授業等をオンラインで実施する際は、オンデマンド形式を基本とするよう依頼している。リアルタイム配信で実施する際には、ネットワークトラブルが生じた場合に備え、代替手段（授業資料の配信、授業の録画公開等）をあらかじめ準備するよう事前周知している。遠隔授業用ツール（Zoom、Google Meet、Teams）は授業の録画・配信にも対応しており、教員の判断で授業資料として提供可能な環境を用意している。

ICTに関する支援として、IT サポートデスクを設置している。専門的な知識・能力や経験を有するスタッフを配置し、窓口での対面やメール・電話による対応など、様々な支援体制を整備している。2022 年度からは授業時間の拡大（105 分授業）に伴い、IT サポートデスクの開室時間を 1 時間延長し、授業での ICT 利用に対しての支援体制を整備した。また、2026 年度に IT ポータルサイト（IT 利用案内サイト）を刷新し、情報量の拡充に加え、検索性及び視認性の向上を図り、学生が学内外問わずに必要な情報へ迅速にアクセスできる環境を整備した。

さらに、学内外から 24 時間 365 日利用可能な IT ポータルサイト（IT 利用案内サイト）を設け、ICT に関する各種情報・FAQ・マニュアルを提供している。さらに、新入生には対面で情報セキュリティガイダンスを実施し、ICT 利用のための導入支援および情報セキュリティ教育をおこなっている（資料：IT ポータルサイト（IT 利用案内サイト））。

キャンパス全域での Wi-Fi 環境の整備や貸出用 PC の設置により、ICT 機器利用環境の確保（もしくは充実）を図っているほか、自宅等の個々の場所で学習する学生からの ICT 機器に関する相談については、メールや電話にて操作支援をおこなっている。2022 年度から学生向け貸出 PC 制度を開始するにあたり、学生証で PC の借用/返却が可能な貸出ロッカーを導入した。また、BYOD 化に伴い学生の利用端末数の増加に対応するためにネットワーク環境の拡張整備を 2026 年度に計画している（資料：IT ポータルサイト（IT 利用案内サイト）アプリケーション）。

■ 留学生等の多様な学生に対する修学支援

受入留学生に対しては、レベル別の日本語科目や、英語による EAS 科目を配置している。EAS 科目にはプログラムディレクターを設けており、オリエンテーションの実施や修学相談への対応をおこなっている。さらに、グローバル教育センターでは、受入留学生ケアワーキンググループを設置し、受入留学生の来日後のケアについて検討、対応している。そのほか、グローバル教育センターが主体となって、来日中の事故や病気に対する支援が 24 時間体制で提供されるインバウンド保険、危機管理アシスタンスサービス等に参加し、健康や危機管理面における環境整備をおこなっている。また、学生支援センターにおいて私費外国人留学生の授業料減免等の経済的支援について整備している。

派遣留学生に対しても、保険・危機管理サービスへの加入を必須としているほか、短期語学研修では各グループに幹事を設定して毎週の定期連絡をおこなうこととしている。長期留学生には指導教授とグローバル教育センターに月次レポートを提出させ、グローバル教育センターが学修面及び健康面から学生の現地での生活状況について把握し、支援が必要な場合には指導教授と相談の上、対応する仕組みを整備している（資料：協定留学のしおり）。

大学院における外国人留学生に対する日本語論文作成支援に関して、2023 年度に日本語教育ワーキンググループにて検討し、対応策をまとめた（資料：2023 年度第 13 回人文科学

研究科委員会資料「大学院生のための日本語サポート体制案(中間報告)」。

2025 年度以降、留学生等から修学支援や合理的配慮等についての相談件数が増加しているため、国際交流室とダイバーシティセンターが連携し、協定留学生（受入）で本人の希望がある場合、原籍校との情報共有・調整をおこなっている。また、協定留学（派遣）・授業・プログラムで海外渡航する本学の学生について、必要に応じて国際交流室、ダイバーシティセンター、大学保健室、学生と確認・調整をおこなっている。

■ 障害のある学生等に対する支援

障害のある学生をはじめ、学生生活における困りごとのある学生には、ダイバーシティセンターにおいてコーディネーターが個別相談を実施し、希望する配慮内容の聞き取りを実施している。必要に応じて学生父母等、授業担当者、学内各部局（学生相談室、教務課等）、学外組織等と連携・調整をおこない、学生の学修環境を整えることを目指している。

障害等により学習の継続に困難を抱える学生に対しては、個別面談等や情報提供をおこなっている。また、休学者に教務課より送付する文書に、ダイバーシティセンターのリーフレットを同封している。ただし、部署の役割として、何らかの困りごとのある学生本人の申し出を起点とした支援であり、申し出・相談のない学生への個別の連絡はおこなっていない。

2023 年度には、筑波大学が作成している発達障害のある学生の支援ツール「Learning Support Book (LSB) 有償版」の利用について検討した。検討の結果、障害の有無にかかわらず多くの学生・教職員にとって有用と判断し、利用準備を完了し、2024 年 4 月より利用を開始している（資料：2023 年度第 11 回ダイバーシティセンター委員会資料「LSB 周知文案」）。

教務部では、ダイバーシティセンターと連携し、修学に困難がある学生への対応について随時、協議している。加えて、配慮内容が確定した学生に関する情報は、「障害のある学生の受講について（お願い）」をダイバーシティセンターから事前に共有してもらっている（資料：障害のある学生の受講について（お願い））。また、障がいのある学生が定期試験を受験する場合、ダイバーシティセンターからの要請を受け、試験時間の延長や別室受験等、必要な措置を講じている。

障害のある学生に対するメディア授業の情報保障について、授業担当者の理解が十分に進んでいない状況を踏まえ、全学教務委員会においてダイバーシティセンター長から詳細な説明を受け、意見交換をおこなった（2025 年度第 9 回全学教務委員会）。

情報・メディア教育センターでは、障がいのある学生（要配慮学生）の授業支援対応用としてダイバーシティセンターへ専用端末（PC・iPad）を提供しているほか、必要に応じて授業時の支援をおこなっている。

■ 学修の継続に困難を抱える学生の状況把握と指導＞

成績不振者に関しては、毎年度末に各学期の GPA が 1.0 未満かつ年間の修得単位数が 10 単位未満の学生を抽出し、各学部教授会にて成績不振者を警告対象者として報告している。対象者に対しては、教務課より警告文を送付し、本人との面談をおこなっている。これらを通じて指導教授や教務部が状況を把握し、学生に対しての指導をおこなっている（資料：履修要項(共通編)）。

留年を未然に防ぐための方策としては、教務課にて各学期で履修登録不備者を抽出し、修正手続をおこなうよう掲示を配信している。また、各学部教授会で周知のうえ、学部メーリングリストで不備者リスト等を展開し、指導教授からの指導を依頼している。また、毎学期、進級及び卒業見込判定をおこなっている。成績及び履修登録の状況を確認し、留年の可能性が生じている学生に対しては、直接本人と面談をおこない、履修指導を実施している。さらに、卒業判定において留年が確定した学生に対しては、その旨を文書にて通知し、問合せがあった場合には、教務課にて面談と履修指導をおこなっている。

休学及び退学に関しては、教務課が窓口となっており、学生から届出があった際、必要に応じて面談をおこない、学生の状況を把握している。特に病気や精神的な理由による休学や退学については、大学保健室・学生相談室と連携をとり、学生にとってより良い方法を学生とともに検討している。また、届出にあたってはできるだけ事前に指導教授に相談するよう指導しており、教職員が連携して修学支援をおこなっている。そのほか、学則に基づき、在学年限超過や授業料未納により退学になる可能性がある学生に対しては、事前に文書を送付し警告している。学部・研究科ともに留年、休学、退学者は全て当該学部の教授会又は研究科委員会へ報告し、全教員で情報を共有している。

【修学支援（経済面）】

■ 奨学金その他の経済的支援の整備

学生に対する経済的支援として、各種の奨学金制度を用意している。最も利用者が多い奨学金は日本学生支援機構奨学金であり、貸与、給付を合わせて 2025 年度では学部生 1,966 名、大学院生 8 名が受給している。本学独自の奨学金としては、武蔵大学給付奨学金、武蔵大学特別奨学金、武蔵大学地方学生奨励奨学金、武蔵大学大学院給付奨学金のほか、寄付による奨学金として武蔵大学白雉奨学金を設けている。さらに、グローバル教育やデータサイエンス教育の充実にむけて、武蔵大学学生国外留学奨学金、武蔵大学学生海外研修奨学金、武蔵大学大学院学生国外留学奨学金を設けて学生の留学等を支援しているほか、国際教養学部では、経済経営学専攻においてロンドン大学と武蔵大学とのパラレル・ディグリー・プログラムに関して、またグローバルスタディーズ専攻において海外実習や調査研究などに関して各種の奨学金を用意し、社会学部でもグローバル・データサイエンスコース奨学金を設けるなどして、学生を経済的に支援している。また、武蔵大学提携教育ローン金利援助奨学金を設け、本学が指定する信販会社と提携教育ローンを利用した学生に対しローン金利の一部を奨学金として給付している。そのほか、地方公共団体や民間団体からの奨学金についても積極的に学生に情報提供している（資料：奨学金ガイド、大学案内「学費・奨学金」）。

また、大学院生への経済的支援としては、前述した各種奨学金制度のほかに、博士後期課程の学生を対象とした学費減免制度を設けている。「武蔵大学大学院学則」第 20 条第 5 項及び「武蔵大学大学院学費納付規程」第 8 条の 2 により、所定の要件を満たし、博士論文の提出及び最終試験のために引き続き在学が必要な学生の学費は所定の金額の 2 分の 1 としている（資料：武蔵大学大学院学則、武蔵大学大学院学費納付規程）。

自然災害で被災した学生に対して、緊急的支援措置として学費等減免をおこなう武蔵大学自然災害被災者学費等減免制度も設けているほか、私費外国人留学生の授業料減免等の経済的支援についても整備している（資料：武蔵大学自然災害被災者学費等減免規程、武蔵

大学私費外国人留学生授業料減免規程、武蔵大学大学院私費外国人留学生授業料減免規程)。

■ 授業そのほかの費用や経済的支援に関する情報提供

在学生に対しては、全学生に配付している学生生活ガイドにおいて、授業料、維持費及び奨学金、学生生活資金一時貸付金等の経済的支援に関する情報を周知している(資料：CAMPUS DIARY 2026 学生生活ガイド)。そのほか、授業料等年間納付金額に関しては、大学 Web サイトに掲載している(資料：学費【Web】)。

経済的支援に関する情報は、毎年 4 月に奨学金ガイダンスを開催し、全学生に奨学金ガイドを配付して周知するとともに、大学 Web サイトにも掲載し、在学生だけでなく、保護者や受験生、入学予定者にも広く周知している(資料：奨学金ガイド、奨学金・教育ローン【Web】)。

従前より身体に障害のある学生に対し、障害により特別に必要な経費の一部を支援金として給付する制度がある。2023 年度は当該制度についての「武蔵大学身体障害学生支援金申合せ」を更新し、大学 Web サイトで公開した(資料：武蔵大学身体障害学生支援金申合せ)。

[生活支援]

■ 学生の相談に応じる体制の整備

学生の相談に対応する仕組みとして、指導教授制度やオフィスアワーを設けている(資料：履修要項(共通編))。さらに、学生生活だけでなく心身の健康に関すること等、学生生活全般に関しては、学生生活課と大学保健室・学生相談室から構成される学生支援センターが学生相談の中心的な役割を担っている。

さらに、障害など学生生活における困りごとのある学生には、ダイバーシティセンターにおいてコーディネーターが個別相談を実施し、希望する配慮内容の聞き取りを実施している。必要に応じて学生父母等、授業担当者、学内各部局、学外組織等と連携・調整をおこなう、学生の学修環境を整えることを目指している。面談は予約優先だが、空いていれば随時対応している。また、学生本人だけでなく、学生父母等、教職員からの相談も受け付けている。学生相談室においても、学生からだけでなく、心身に不調のある学生への対応方法等について、学生父母や教職員からの相談も受け付けている。

■ 学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

大学保健室には保健師・看護師が常駐するほか、校医として内科、精神科や婦人科医師による面談も実施している。大学保健室では保健師・看護師を、非常勤も含めて複数常駐させていたが、2022 年 4 月に専任の保健師を 1 名増員して 2 名へと拡充し、健康相談や緊急時対応の体制を強化した。新入生に関しては、入学前に健康調査票を提出してもらい、学生生活上で対応が必要な場合は健康診断時に個別面談をし、健康状態の把握や必要に応じて学生相談室やダイバーシティセンターへの案内をおこなっている。在学生についても、必要と判断した学生については健康診断時に個別面談をおこなっている。定期健康診断の結果は基準以上の所見があった場合は、個別にメールで受診勧奨や校医面談をおこない疾病の早期発見に努めている。また、BMI 低値の学生についてはメールで連絡して個別面談で健康状態を確認し、低体重についての健康リスクについて説明をおこなっている。また、年に 5

回、婦人科医師に依頼をして女性特有の心身の問題についての相談に対応している。

さらに、学生相談室では臨床心理士と公認心理師の資格を持つカウンセラーが、希望する学生や保証人、教職員との面談・連携をおこなっている。学生相談室における面談方法としては、対面、電話相談、事前予約によるオンライン面談を用意し、学生の状況にあわせて面談を申し込みやすい体制を整えている。学生相談室の利用状況や相談内容の傾向等は、毎年度の学生相談室報告書として取りまとめ、学内外に報告している。また、学生の孤立化の防止や、人間関係の構築につながる措置として、心理ワークショップを毎年度実施している（資料：健康調査票、個人面談記録（個人情報のため公表不可）、学生相談室報告書）。

ダイバーシティセンターでは、学生面談等を通じて学生の状況を随時確認し、必要に応じて大学保健室、学生相談室をはじめとした学内関係部局等、外部支援機関等と連携して対応している。また、必要に応じて学生に医療受診、校医面談、外部相談窓口等について情報提供をおこなっている。

【進路支援】

■ 学生のキャリア支援をおこなうための体制整備

学生のキャリア支援の中心的役割を担う機関として、キャリア支援センターを設置している。「学生支援に関する方針」に基づき、「学生の自主性と活力を引き出すキャリア支援をおこない、全ての学生が希望や適性にあった進路を選択できることを目指す」ことをキャリア支援センターの活動目的として掲げている。大学の方針に基づき、センターとして年度活動計画を定め、学長定例会議に報告、承認を受け、更にセンター内で毎週、企画ミーティングを実施している。

キャリア支援センターには相談員として専任職員及び嘱託職員を配置し、その中にはキャリアコンサルタントの有資格者も含まれている（資料：キャリア支援プログラム【Web】）。

第4章にて述べたとおり、キャリア支援に関する授業科目として、総合科目にF ライフマネジメントとキャリアデザインという分野を設けており、インターンシップをはじめ、自己理解や仕事に対する考え方を学ぶ「キャリアデザイン論」や職業人として業務での問題解決を理論的におこなうことができる論理的思考力を身につける「キャリア対策科目」等を開設し、学生の社会的及び職業的自立に向けた教育を実施している。さらに、「キャリアデザイン論」を担当する外部講師とは、総合科目の運営所管であるリベラルアーツアンドサイエンス教育センターのセンター長が定期的に情報交換を実施している。

また、教務部や学生支援センターとの情報交換会等を実施し、学生に関する情報共有や最新の状況を把握している。

■ 進路選択に関わる支援やガイダンス、そのほかキャリア形成支援

キャリア支援センターでは、少人数教育のメリットを活かし、学生との個別相談を実施している。全員面談として、3年次生全員と最低1回の面談（1回あたり30分）を実施しており、学生の進路希望を把握し適切なアドバイスをおこなっている。この全員面談は、毎年度80%強の参加率となっている。面談予約はオンラインで可能とし、面談形式も学生の希望でオンラインと対面が選べるよう利便性も向上している。1～4年次を対象とした学年別支援プログラムは目的に応じて実施し、合計約100回の企画を対面、オンラインを併用して実施

している(資料:アニュアルレポート「キャリア支援講座一覧」、大学案内)。

また、内定した4年次生による就活サポーター制度と卒業生の協力の下でグループワークと交流会をおこなう「武蔵しごと塾」を実施しており、3年次生の就職活動のための準備に役立てている(資料:キャリア支援プログラム【Web】)。目的別に参加できるよう、OBOGから話を聞ける「OBOG訪問編」と、集団面接を体験して実践力を養う「集団面接編」の2本立てとし、参加学生の情報収集と経験値を底上げする企画とした。また仕事理解を深めるため、業界ごとの働き方のリアルを卒業生や人事担当者から説明してもらう「働き方研究講座」を1年生からも参加可能として2023年度より新たに開催した(資料:キャリア支援プログラム【Web】)。講座のアーカイブ動画を視聴するためのタブレットをセンター内に設置することで来室者がいつでも視聴できるようにしている。

就職活動の早期化にあわせ、1・2年生向け講座も実施し、専用の面談日程を設け、利用を促している。

研究職以外を希望する大学院生に対しても、新卒採用就職活動に向けた各種キャリア支援講座の案内を掲示し、個別相談も実施している。大学院生に進路希望調査を取ることで進路希望が把握できるようになった。

キャリア支援センターでは、インターンシップ、産学連携事業、学内企業説明会のため、企業や団体との連携をおこなっている。また、キャリアアップセミナーを開催し、資格取得や公務員試験対策のための講座を提供している。キャリアアップセミナーの案内については、学生だけでなく保護者にも周知している(資料:資格取得【Web】)。さらに、1~4年次生を対象とした学年別支援プログラム、公務員志望者向けプログラム等、目的に応じた各種プログラム(年間約60講座)を実施しており、学年共通支援プログラムとして、グローバル化に資するコースやプログラムの在籍者を中心にグローバルな働き方セミナー、外国人留学生向けキャリアセミナーの開催やダイバーシティに配慮したキャリア支援等も実施している(資料:キャリア支援プログラム【Web】)。グローバル企業フェアでは、これまで接点を持つことができなかった総合商社や大手外資系企業に特化し、グローバルな働き方を希望する学生に機会提供ができた。他大学では参加者数が大きく減少している学内合同企業説明会は、2023年度より「武蔵企業フェア」に名称を改め、参加学生の利便性を高めた運営方式に変更したことにより、参加者数は大きく改善し、学生と優良企業の出会いの場づくりに貢献した(資料:アニュアルレポート、学長定例会報告資料、全員面談集計表、企画書/実施報告書、3S掲示、キャリアアップセミナー冊子)。

障害のある学生のための進路支援については、学生相談室、ダイバーシティセンターとも協力し、全学年を対象としたガイダンスを年2回実施した。また、東京新卒応援ハローワークの専門員による求人マッチング面談を月2回対面で実施し、障害学生には専門支援にもつないでもらうなど協力を得ている。障害学生は相談の個人差が大きいことから個別面談のみ実施していたが、ダイバーシティ講座を年2回実施することを定例化し、1年次から関心のある学生に情報提供できるようになった。また、困りごとを持つ学生について学生相談室、ダイバーシティセンターと情報交換することで協力しあえることが増えた。

2025年度には教員向けに就職活動の変化を知らせる情報提供会を実施したことで、学生のおかれた環境への理解促進につながった。

■ 博士後期課程における学識を教授するために必要な能力を培うための機会の提供

博士後期課程の学生に対し学識を教授するために必要な能力を培うための機会提供については、在籍学生数が少ないことや独自開催ではテーマが限定的になってしまうという理由から、本学独自では実施せず他大学で実施されているプレ FD の情報等の案内を学習支援ポータルサイトに掲載し、年に複数回、情報提供している。一例として、東京大学で開講された、英語での授業スキルを向上させたい大学院生向けのオンライン無料英語講座「UTokyo English Academia」を紹介した(資料：他大学でのプレ FD 実施について)。

また、TA 制度を設けており、講義や演習等の教育補助を通じて、教育現場を知る機会を提供している(詳細は第 8 章にて述べる)。

加えて、各学部では、博士後期課程修了者又は単位修得済退学者を非常勤講師として任用し、教育経験の機会を提供している。特に社会学部においては、博士後期課程の在籍学生に対しても教育経験の機会を与えることを目的として、特定科目については科目担当の機会を提供している(資料：「武蔵大学教員任用規程の運用に関する社会学部内規」に関する申合せ)。

【その他支援】 課外活動等

学生の正課外活動に対する支援としては、学生生活課が、学生団体を統括する学友会本部を通じて、または各団体個別に様々な支援をしている。

まず、毎年 4 月におこなわれる「課外活動団体向けガイダンス」では、団体として登録されている全団体の役職者等を集めて、課外活動の基本的な心得から、大学が用意している各種の支援内容を説明するほか、リスク管理など活動における諸注意を案内している。また新入生ガイダンスでも飲酒、喫煙、ハラスメント等に関する啓発をおこなっている。10 号館ホールや練習室の利用申請方法の改訂、文化団体連合会への優先予約の導入、当日申請の受付開始等の措置により、施設の稼働率は上昇している。

さらに、課外活動奨励奨学金の給付、大学父母の会からの支援による学生団体の要望に応じた備品購入及び課外活動等支援金の給付に加え、大学施設・物品の貸出をおこなっている。課外活動奨励奨学金については、2025 年度に対象資格の拡充と資格取得時の給付額の増額をおこなった。

また、全学生を対象とした「学生教育研究災害傷害保険」に大学が保険料を負担して加入しており、課外活動での怪我を中心として多くの学生に利用されている。

学園祭の実施にあたっては、学生により「白雉祭実行委員会」が組織されて自主的に運営するとともに、学生生活課などの学園側とも協議・調整をしながら進めている。ほかにも、1950 年から毎年 10 月に学習院大学、成蹊大学、成城大学とスポーツを通して大学及び学生間の交流を深める目的で四大学運動競技大会(以下「四大戦」という。)を開催しており、本大会は学生だけでなく教職員も参加している。各大学が一年交代の持ち回りで当番校を務めており、当番校だけでなく四大学の学生と教職員が協働で大会の運営にあたっている。これに先立ち、本学では毎年 5 月に学生生活課のサポートにより体育連合会本部の学生が学内運動競技大会として予選会を開催し、秋の四大戦を迎えている(資料：課外活動団体向けガイダンス資料、奨学金ガイド、課外活動等支援金申合せ、白雉祭パンフレット、四大学運動競技大会パンフレット、学内運動競技大会パンフレット、実行委員会等の依頼書面)。

さらに、ボランティア活動に対する支援としては、ボランティアサークルを大学として認め、地域や外部団体との連携を支援するとともに、ボランティアの募集案内を学内掲示板に掲示して一般学生にも周知している。

学友会本部、体育連合会本部、白雉祭実行委員会などの学生本部団体とは、日常的な課外活動のサポートや支援対応だけでなく、イベントの反省会や意見交換を行う懇談会を学生支援センターが開催し、学生の要望の収集や諸活動へのアドバイスをするなど、課外活動の充実と学生の成長へ向けた体制が整えられている。また、学友会本部から提出される学生の質問や要望に対し、学生生活課から該当部局に回答を依頼し、取りまとめて回答したり要望への対応をおこなっている。このほかにも、学生生活課が学生本部団体や課外活動団体と日常的にコミュニケーションを取っており、現状の確認や要望を把握し、学生支援センター委員会等で適宜対応している。

なお、朝霞グラウンドについては、教育的配慮から課外活動用の施設の清掃を学生の使用団体に実施させており、共有部分についても使用団体の当番制によって清掃している。朝霞グラウンドを利用する体育連合会団体（通称：水曜会）の各部代表者を集めて、日々の活動に対する支援や注意事項に関する説明、意見や要望の収集を行う会議を年1回から年2回に拡充する中で、各部室扉の鍵改修、貴重品ロッカー整備、熱中症対策、人工芝張替えなど、課外活動の充実と安全に向けた体制が整えられている。

大学保健室では、学生が主催する運動競技大会など学校行事時の保健室開室、救護バックの貸し出しをおこなっている。

■ 国際教育・留学支援

グローバル教育センターにおける学生支援については、大学全体の「学生支援に関する方針」に基づき、国際教育・留学支援を中心とした体制整備がおこなわれている。加えて、学生支援センター、キャリア支援センター、ダイバーシティ推進センター等と連携し運用されている。

「学生支援に関する方針」に基づき、グローバル教育センターは国際教育・国際交流、正課外の外国語教育の運営を担っている。同センターは、海外協定校の拡充、派遣・受入留学支援、語学力向上プログラム（MCV 運営等）を通じて、学生のグローバル教育に係る支援を体系的に実施している。また、教員は留学前後の学修指導やアカデミックな観点からの助言を担当し、職員は留学手続、奨学金、危機管理、日常相談対応等を担うなど、役割分担が明確になっている。さらに、学長定例会議などの定期的な会議や情報共有の仕組みにより、学生の状況に応じた支援を実現している。

学生支援の質を担保するため、専門的知識・経験を有するスタッフの配置がなされている。具体的には、キャリアコンサルタントの有資格者や、留学経験者、留学支援団体に在籍していた職員など、外国語運用能力や国際教育に関する知見を有するスタッフが配置されている。また、必要に応じて外部機関（留学エージェント等）との連携も図られており、多様化する学生ニーズに対応可能な体制を整備している。

学生支援に関する情報提供については、大学ポータルサイト（3S）、学内掲示、オンデマンド動画の配信、ガイダンス等、多様な手段を用いている。また説明会等を通じて留学制度や各種プログラム概要、各種支援制度の情報を積極的に発信している。そのほか、個別相談

も随時受け付けており、対面およびオンラインでの相談体制を整備することで、学生のアクセスのしやすさを確保している。加えて、各種プログラムの紹介や個別相談等からなる海外フェア、留学やプログラム終了者による報告会を開催したり、協定留学終了報告書を閲覧できるように整備しており、学生にとって利用しやすく実効性の高い支援環境を整備している。

2022年度より学生が主体的に MCV (Musashi Communication Village) エリアの運営を行えるように、学生インターン制度を導入し、2024年度秋学期より本格的に稼働させている。訪問者の増加や異文化理解を目的としたイベント、留学生と日本人学生との交流促進の方策を学生インターン自ら企画立案・実施している。

【学生の基本的人権の保障】

本学園では「学校法人根津育英会武蔵学園人権侵害の防止等に関する規程」により、人権侵害の防止及び対策を適正に実施するために必要な事項を定めており、この規程が定める人権侵害・ハラスメントに関する相談、被害申立及び問題解決の手続き他を分かりやすく説明し周知するために「人権侵害防止ハンドブック」を作成している。

大学では「武蔵大学の人権に関する基本方針」を制定して、学生、教職員などが個人として尊重され、お互いに信頼し合うことができる環境を整えることとしており、この方針は大学 web サイトで広く周知している。

ハラスメント防止のための具体的な対応としては、毎年度、教員に対しては大学人権委員会が人権研修会を、学生に対しては新入生向けの学生支援センターガイダンス及び課外活動団体向けガイダンスにおいて、ハラスメント防止に関する啓発をおこなっている。

人権侵害に関する相談体制としては、人権侵害について専門性を有し、武蔵学園に対して中立・公正な立場にある外部の専門家1名を人権相談員とした相談窓口を設けている。このほかにも同じく外部の専門家から専門アドバイザーとして1名を配置している。この相談窓口についても「人権侵害防止ハンドブック」に記載するとともに、「人権・ハラスメント」として大学 Web サイトに掲載し、学生、教職員に周知している。また、実際に被害申立があった際には、教職員8名からなる大学人権委員会が「学校法人根津育英会武蔵学園人権侵害の防止等に関する規程」に則り対応にあたっている（資料：学校法人根津育英会武蔵学園人権侵害の防止等に関する規程、人権侵害防止ハンドブック、大学 web サイト「武蔵大学の人権に関する基本方針」、人権研修会告知、学生支援センターガイダンス資料、大学 web サイト「人権・ハラスメント」、健診当日の打ち合わせ資料）。

大学保健室では、定期健康診断時には多様な学生について時間帯をずらすなどの個別対応をしたり、校医による面談時は看護師同席でおこない、看護師と学生の1対1での面談時にはプライバシーを保護しながら、ドア開放や外から様子がうかがえる環境でおこなっている（資料：健診当日の打ち合わせ資料）。

ダイバーシティセンターでは、不服申し立てに関する内容をダイバーシティセンター規程で定めているほか、個人情報の扱いやダイバーシティセンターに関する第三者委員会について学生に周知している。また、学生の要配慮個人情報の扱い、アウティング等について、今後よりいっそう教職員・学生に周知をおこなう予定である（資料：「修学における配慮申請書」、武蔵大学ダイバーシティセンター規程、「ダイバーシティセンターへのご意見等について」）。

評価項目②

学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

学生支援の適切性についての点検・評価は、関連部局によって、事業計画・事業報告と、「大学基準」に則った点検・評価項目に基づく「自己点検・評価シート」を用いて実施しているほか、毎年度実施している学生調査の結果も大学協議会を通じてフィードバックし、卒業時調査の自由記述については学生からの要望に対して各部局にて検討のうえ回答を作成している（資料：2024 年度学生調査（4 年次生対象）に対する大学からのコメントについて）。

4 年次生を対象とした卒業時調査では「あなたの学生生活は充実していましたか」という設問に対し、2024 年度の調査では「充実していた」と「まあまあ充実していた」の合計が 8 割強となっている。卒業生への卒業後調査においても「とても満足」と「満足」の合計が約 9 割となっており、学生の学生生活への満足度は引き続き高い水準にある（資料：2024 年度卒業生調査集計結果）。

グローバル教育センターでは、各種プログラムの参加者数、オリエンテーション等の参加者数、MCV のイベント参加者数やアンケート調査などのデータを毎年度定期的に点検・評価し、現状と課題を把握している。データ分析をもとに募集ガイダンスの運営方法を工夫している。点検・評価の結果を具体的な施策に反映させ、学生支援の質的向上につなげている。ガイダンスのオンデマンド化や海外留学フェアの告知方法の工夫は、多様な学修スタイルを持つ学生の時間的制約を解消し、情報へのアクセシビリティを高めて潜在的な関心層の拡大に寄与した。また、先輩学生の実体験に基づく「協定留学に関わる費用と奨学金についての説明会」の新規開設は、検討段階における経済的な不安や疑問を早期に解消する具体的な支援として機能している。このように、学生の利便性向上や不安軽減に向けた柔軟な改善を継続しており、今後も参加者等のフィードバックに基づき、より実効性の高いグローバル人材育成のための支援へと発展させる予定である（資料：ガイダンス、イベント、各種説明会情報、2025 年度 MCV イベント情報、各種ガイダンス資料（3S 掲示）、協定留学に関わる費用と奨学金についての説明会資料）。

キャリア支援センターでは、講座の企画運営を外部事業者任せにせず、毎週学生と面談をしている専任職員が、学年別・カテゴリー別のプログラム担当者となり、自前で企画運営することにより、学生ニーズや環境変化に敏感に対応した内容として実施している。プログラム担当者は、アンケート結果、外部専門事業者のレポートなども参考とし、学生の状況や支援策の分析を踏まえた次年度の支援計画を立て、実行している。講座実施後に Google Form でアンケートを取り、学生の理解度・満足度、参加者数の増減を確認し、定例の専任職員のミーティングでその理由などを話し合い、次年度の開催時期・内容に反映させている（資料：学長定例会報告資料、企画書/実施報告書、年度活動計画）。

ダイバーシティセンターでは、ダイバーシティセンター委員会で、各種報告・検討を随時

おこなっている。学期ごとに、学生と配慮内容について確認・検討をおこなっているほか、授業担当者対象のアンケートを実施し、必要に応じて業務の改善・変更をおこなっている。また、年度ごとにダイバーシティセンターの活動を報告書としてまとめ、教職員に公開している（資料：ダイバーシティセンター委員会資料、「ダイバーシティセンター活動報告」（2023年度版、2024年度版））。

情報・メディア教育センターでは、IT サポートデスクへの問い合わせ内容や件数、利用状況について定期的に情報共有をおこなう事を通じて、学生の利用状況や課題を把握したうえで、IT 利用案内サイトの改善や FAQ・マニュアルの拡充など、利用状況を踏まえた見直しをおこない、学生支援の向上に取り組んでいる（資料：・IT ポータルサイト（IT 利用案内サイト））。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

【長所】

- ・ 指導教授制度と多層的な奨学金制度により修学支援を体系的に提供している。
- ・ 学友会本部、体育連合会本部、白雉祭実行委員会などの学生本部団体とは、日常的な課外活動のサポートや支援対応だけでなく、イベントの反省会や意見交換を行う懇談会を学生支援センターが開催し、学生の要望の収集や諸活動へのアドバイスをするなど、課外活動の充実と学生の成長へ向けた体制が整えられている。
- ・ 朝霞グラウンドを利用する体育連合会団体（通称：水曜会）の各部代表者を集めて、日々の活動に対する支援や注意事項に関する説明、意見や要望の収集を行う会議を年 1 回から年 2 回に拡充する中で、各部室扉の鍵改修、貴重品ロッカー整備、熱中症対策、人工芝張替えなど、課外活動の充実と安全に向けた体制が整えられている。
- ・ 大学保健室では保健師・看護師を、非常勤も含めて複数常駐させていたが、2022 年 4 月に専任の保健師を 1 名増員して 2 名へと拡充し、健康相談や緊急時対応の体制を強化した。
- ・ ダイバーシティセンターの開設と合理的配慮・相談体制の急速な強化
2023 年のダイバーシティセンター開設以降、専門職であるコーディネーターを 2 名体制（2025 年）へと拡充し、障害のある学生や多様な背景を持つ学生へのきめ細かな個別相談・学内調整を行っている。「Learning Support Book (LSB)」の導入など、全学的な合理的配慮の提供と環境整備が組織的に進められている。
- ・ 少人数教育を活かした高い実効性を持つキャリア・進路支援
キャリア支援センターが自前でプログラムを企画運営し、3 年次生の「全員面談」で 80% を超える高い参加率を維持している。また、「武蔵企業フェア」への改称・運営改善や、障害のある学生を対象とした「ダイバーシティ講座」の定例化・ハローワーク専門員との求人マッチング面談など、学生の特性に応じた手厚い進路支援が展開されている。
- ・ 利便性を追求した先進的な ICT 修学・生活支援環境の整備
学生向けに、履修・成績関連の問合せに対応するチャットボットの導入や、2025 年からの保証人アカウント発行による学修状況の共有化、2026 年の IT ポータルサイト刷新や学生証連動の貸出 PC ロッカー導入など、学生および保証人の利便性と情報アクセス性を高める先進的な支援が整備されている。

【問題点】

- ・ 大学院外国人留学生への日本語・論文執筆支援の一層の充実が課題である。
- ・ 留学生支援について国際交流室とダイバーシティセンターの連携強化が必要である。
- ・ メディア授業における障害学生への情報保障に関する教員の理解不足
全学教務委員会等で共有・意見交換が行われているものの、オンラインやオンデマンド等のメディア授業において、障害のある学生（要配慮学生）への情報保障（字幕の付与や資料のアクセシビリティ確保など）に対する授業担当教員の理解や具体的な対応が、まだ十分に浸透しきっていない。
- ・ アウティング防止や要配慮個人情報の取り扱いに関する啓発の途上性
セクシュアルマイノリティ対応を含む基本方針の策定や人権侵害防止ハンドブックの配布等も行われているものの、学生の要配慮個人情報の扱い、アウティング防止等について、教職員および学生への具体的な周知や徹底した啓発活動は、今後の課題として残されている。
- ・ 高リスクの学生に対する支援については、ダイバーシティセンターと学生相談室、大学保健室との連携について十分な合意形成ができていない。
- ・ 学生相談室に寄せられる相談は、その件数が増加傾向にある上に深刻化、複雑化しており、非常勤のカウンセラー2名では対応が難しくなっているため、人員体制の強化が急務である。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

【改善・発展方策】

- ・ メディア授業における情報保障ガイドラインの策定と FD・SD の徹底
ダイバーシティセンターと教務部が連携し、メディア授業における情報保障の具体的な基準や技術的支援の手引きを明文化したガイドラインを策定し、授業担当教員へ周知する。また FD 研修等を通じて学習環境におけるアクセシビリティを担保していく。
- ・ アウティング防止および要配慮個人情報の取り扱いに関する学内啓発の強化
ダイバーシティセンターが主体となり、教職員および学生を対象としたアウティング防止・要配慮個人情報の適切な取り扱いに関する研修や e ラーニング、啓発活動を組織的に実施することにより、すべての学生が安心して学生生活を送ることができる、基本的人権が真に保障されたキャンパス環境を確立していく。
- ・ ダイバーシティセンター、学生相談室、大学保健室の連携体制の確立、高リスク者への対応について協働し、統一した対応がとれるよう意識あわせをしていく。

【全体のまとめ】

- ・ 本章では、「学生支援に関する方針」や新たに制定された「武蔵大学の人権に関する基本方針」等に基づき、修学・経済・生活・進路の各側面から多層的かつ適切な学生支援が実施されていることを確認した。特にダイバーシティセンターの開設による合理的配慮の拡充や、高い実績を誇るキャリア支援、先進的な ICT を活用した学生生活サポートは本学の大きな強みである。

今後は、メディア授業における情報保障の徹底やアウティング防止に関する啓発活動の強化を通じ、教職員の意識改革を促し、より一層インクルーシブで安全な学生支援体制へと発展させていく。

第8章 教育研究等環境（基本情報一覧）

教育研究等環境の整備に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
教育研究環境に関する方針	https://www.musashi.ac.jp/about/policy/educational.html#houshin05
研究支援に関する方針	https://www.musashi.ac.jp/about/policy/educational.html#houshin03
備考：	

研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程、方針等

資料名称	URL・印刷物の名称
武蔵大学における公的研究費不正使用の防止等に関する規程	武蔵大学における公的研究費不正使用の防止等に関する規程
武蔵大学における公的研究費の不正防止対策に関する基本方針	武蔵大学における公的研究費の不正防止対策に関する基本方針
武蔵大学公的研究費不正防止計画	武蔵大学公的研究費不正防止計画
武蔵大学における研究データ等の保存及び管理に関する規程	武蔵大学における研究データ等の保存及び管理に関する規程
備考：	

1. 現状分析

評価項目①

教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。
- ・学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境やICT機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。
- ・学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。

<施設、設備の概要、維持及び管理>

本学の校地は東京都練馬区にある江古田キャンパスと埼玉県朝霞市にある朝霞グラウンドから成っており、大学設置基準等の法令上必要な要件を満たしている(大学基礎データ表1)。

施設、設備の維持、管理については、「学校法人根津育英会武蔵学園施設等管理規程」に基づき、施設課がおこなっている。また、専門会社と業務委託契約を取り交わし、定期的に点検をおこない、不具合の発見・修繕に努めている。さらに、建物ライフサイクルコスト(LCC)の試算に基づき、施設課にて修繕計画を策定している。なお、学園の大講堂及び大学3号館は、公益財団法人ロングライフビル推進協会(BELCA)の主催する「BELCA賞」のロングライフ部門にも選ばれており、歴史ある建物を大切にしつつ、利用者の利便性にも配慮した改修をおこなっている(資料：学校法人根津育英会武蔵学園施設等管理規程)。学生の学習環境の整備として、必要な大きさに各座席でコンセントの使用ができる講義室およびコンセント付きの自習ができる空間を整備した。また、教員の研究環境の整備として個人研究室の大規模なリニューアル、助教や講師の研究室の整備をおこなった。

<ネットワーク環境や情報通信技術(ICT)等を含む施設、設備の整備状況>

「学校法人根津育英会武蔵学園ネットワーク利用規程」に基づき、情報ネットワークの円滑かつ効果的な運用を進めている。具体的には、ネットワーク環境としては学内の無線ネットワークを整備し、学内の全ての場所から利用可能としている。また、国際的なネットワークローミング利用の仕組みであるEduroamに参加している。さらに、学外とのデータ回線通信量の増大を踏まえ、学術情報ネットワーク(SINET)を利用するための環境を整備した(資料：学校法人根津育英会武蔵学園ネットワーク利用規程)。

教育用インフラについては、コンピュータ教室やGSルーム等を含む情報処理学習施設や語学学習施設を設けている(大学基礎データ表1)。

また、4年次生を対象とした学生調査において、「コンピュータの施設や設備」の満足度を設問として設けているが、2024年度調査においては「とても満足」と「満足」の合計が66.5%となっており、「とても不満」と「不満」の合計9.6%と比較すると、ある程度満足していることがうかがえる(資料：「学生調査」【Web】)。

コロナ禍を経て学生が個人用PCを持参(Bring Your Own Device：BYOD)し学内ネットワークに接続する機会が増えたため、キャンパス内ネットワーク及びインターネット回線の増強をおこなった。

また、2024 年度新入生より個人用 PC を持参する BYOD の導入に対応し、BYOD 対応の印刷システムを導入し、学生個人端末からの印刷を可能とした。あわせて、ハイブリッド型授業に対応するため、授業配信用機材を 16 教室へ導入し、対面と遠隔を組み合わせた授業運営を可能とした。それらの技術的な支援として、マニュアル整備や説明会をおこない活用を促進している。

最新の情報セキュリティ動向について、新入生への対面情報セキュリティガイダンス実施に加え、2 年次以降は e ラーニング教材を提供。教職員には年 1 回の研修を実施し、情報倫理の浸透を図っている。

その他、自然災害(特に落雷)等によるネットワーク障害に迅速に対応できるようにするため、更新の際に余剰となった機器についても再転用できる準備をおこない、障害発生によるネットワーク停止時間を極力短くできる準備をおこなっている。

さらに、ネットワーク回線に関しては、信頼できるベンダーのデータセンターに機器を設置することで物理的セキュリティを確保し、各所に Firewall 機器を設置することで、情報通信のセキュリティ確保に務めている。

ネットワーク環境や各種サーバについては常時監視をおこない、不正通信の早期発見、機器異常の早期発見等に努めている。

<バリアフリーへの対応や利用者の快適性への配慮>

「教育研究環境に関する方針」において「障害や LGBT 等、多様性にも配慮し、計画的にユニバーサルデザイン化等を進める」と定めるとともに、学内のバリアフリー状況を調査し、「武蔵大学学内バリアフリー状況一覧表」「武蔵大学フロア別だれでもトイレの一覧」を作成した(資料:「武蔵大学学内バリアフリー状況一覧表」「武蔵大学フロア別だれでもトイレの一覧」)。ダイバーシティセンターでは、2024 年度に「ユニバーサルデザイン研修」を実施し、学生・教職員対象の「資料のユニバーサルデザイン研修」と、教職員対象の「大学教員のための授業におけるユニバーサルデザイン講座(基礎編)」を開催し、後日アーカイブ動画を配信した。

また、学園組織として設置している環境委員会の審議を経て、武蔵学園校地内全面禁煙宣言が制定され、受動喫煙による学生・生徒、教職員及び学園内外の関係者の健康被害を防止するため、2020 年 4 月より校地内全面禁煙としたが、近隣において練馬区歩行喫煙等の防止に関する条例により禁止されている道路、公園などの公共の場所での歩行喫煙とたばこのポイ捨てをおこなう学生が目立つようになり、2023 年 7 月 1 日よりキャンパス内に特定屋外喫煙場所を 2 か所設置した。

<施設、設備等の安全及び衛生の確保>

施設の安全確保については、毎年度の建築設備定期検査及び 3 年毎に建築基準法で定める建築物定期調査を実施し、不備があった場合は安全性を最優先に対応している。衛生面についても専門会社と業務委託契約を取り交わし、定期清掃をおこなう等、設備の衛生状態を保っている。

学生の課外活動に関連する施設については、毎年 4 月におこなわれる「課外活動代表者ガイダンス」で、学生生活課から大学の施設・設備の利用方法や管理について説明している。

その上で、江古田校地については、毎年4月に大学10号館にある学生団体の部室に立ち入り点検を実施し、点検後、問題のある団体に対して指導している。大学10号館練習室、洗濯室等の貸出施設については、長期休暇期間を利用して学生生活課が利用状況を点検している。朝霞グラウンドについては、教育的配慮から課外活動用の施設の清掃を学生の使用団体に実施させており、共有部分についても使用団体の当番制によって清掃している。さらに、貸出施設を含む建物は業者による定期清掃を実施する等、衛生面に配慮している。

そのほか、大学10号館トレーニング室には、専門知識のあるトレーナーが常駐しており、機器に異常がある場合はトレーナーからの連絡を受けて施設課が対応している。さらに、年一回の定期点検をする等、安全性を確保している。

<学生の自主的な学習を促進するための環境の整備>

学生の自主的な学習を促進するための自習スペースについては履修要項に「自習ルームの案内」を掲載している(資料：履修要項(共通編))。

また、2022年4月より大学11号館の3、4階に全学生を対象としたラーニングコモンズ、学部ごとのエリアを設けたGSルームを開設し、学生の自主的な学習を促進するための環境を拡充した。GSルームでは、グループワークや卒業論文の執筆、PCの利用等が可能となっている。また、社会学部メディア社会学科では、制作・編集環境を整備し、専用機材の貸出をおこなっている。なお、大学院生に対しては、大学院院生室を設け、専用の研究環境を整備、提供している。利用時間等については、大学院履修要項に掲載している(資料：大学院履修要項)。

そのほか、MCVはバリアフリー化されており、誰でも自由に利用することが可能となっている。また、語学学習のための書籍やDVD、留学のための資料や情報収集のためのネットワーク環境を整えている。さらに、利用学生をサポートする外国人スタッフや、留学生・学部生による学生スタッフも常駐している(資料：MCV【Web】)。

大学図書館本館3階にはディスカッションスペースを設けている。移動可能な椅子・机のほか、ホワイトボード、プロジェクターが設置されており、貸出ノートパソコンも事前予約なしで利用することができ、グループ学習やディスカッション等の自主的な学習を可能としている。

<学生及び教職員の情報倫理の確立に関する取組>

ネットワーク利用に関しては、「学校法人根津育英会武蔵学園ネットワーク利用規程」にネットワーク利用に関する遵守事項を規定している(資料：学校法人根津育英会武蔵学園ネットワーク利用規程)。また、学生及び教職員に対して情報モラルやセキュリティに関する研修をおこなっており、毎年度、学生に対しては入学時のガイダンス、教員に対しては情報セキュリティ研修、職員に対しては職員全体研修にて実施している(資料：情報・メディア教育センターガイダンス、情報セキュリティ研修会(大学教員向け)、職員全体研修スケジュール)。

そのほか、学生に対しては、総合科目や各学部の1年次生を対象とした基礎的科目に、情報リテラシー等に関する授業を開設している。

評価項目②

図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。
- ・図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

<図書館資料とそのほかの学術情報資料の整備状況>

大学図書館は専任職員と業務委託による委託職員で運営している。専任職員のうち 6 割強が図書館司書の資格を有し、委託職員についても、契約条件により 8 割以上が有資格者であることを求めている。また、授業を担当する教員と連携して図書館職員がゼミナール単位での図書館ガイダンスを実施し、図書館を利用した学習支援、就職活動支援をおこなっている。さらに、提供しているデータベースの一部においては、データベース提供元から講師を招きガイダンス等も実施することで、データベースの利用が促進されている。

電子ブックの充実のため、2023 年度から、適宜、購入対象の拡充（JK Books、EBSCO eBooks 等）をおこなった。2025 年度には教育用図書予算配分を見直し、電子ブック購入用予算を設けた。2025 年 6 月からは学生購入希望図書制度の購入対象に電子ブックを加え、提供までに要する時間の短縮等のサービス向上を図った。学外からもアクセスできる電子ブックの充実、学生の利便性を向上させている。

また、電子ブックの利用促進のため、図書館内にポスターや POP を掲示し、2025 年度末には電子ブックを一覧表示するボタンを図書館サイト内に追加する等の対応をおこなった。これにより、以前に比べ利用可能な電子ブックを探しやすくなった（資料：2025 年度 蔵書統計(除籍後)、2025 年度 雑誌業務統計、2025 年度 JUSTICE 契約状況調査 回答票-A、武蔵大学図書館サイト データベースリンク集、電子ブック（OPAC）検索結果）。

<図書館等の施設環境の適切性>

大学図書館本館と、主に洋書を所蔵している洋書プラザを設置している（大学基礎データ表 1）。

学生の利用が多い 4 月～7 月、9 月～翌年 1 月は、平日は概ね 9 時～21 時（一部において～20 時）、土曜日は 9 時～18 時の時間帯で開館している。館内座席数は本館・洋書プラザ合わせ約 500 席あり、学部収容定員（3,996 名）の 12.5%を確保している。本館内には、可動式の椅子・机、ホワイトボード、プロジェクターを備えグループ学習やディスカッション等が可能なディスカッションスペース、学習・研究に集中して取り組む際に適した個人ブース、ガイダンスやデータベース講習会等にも使用可能な PC 設置席などを設置し、学生・教員の多様なニーズに対応できるさまざまなスペースを提供している。全館で学内 Wi-Fi が利用可能であり、多くの座席にコンセントを設置し、BYOD にも対応できる環境である。

2023 年度に平日のレファレンスカウンターの開設時間を 1 時間拡大して 9 時～17 時 30 分とし、レファレンスサービスの充実を図った。

評価項目③

研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。

<評価の視点>

- ・研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。
- ・研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。

本学では、「建学の三理想」を踏まえ「教育研究等に関する各種方針」の一つとして「研究支援に関する方針」を制定している。また、第四次中期計画においても「リベラルアーツ&サイエンス教育をリードする研究分野の開拓と充実」、「国際的競争力のある独創的研究の推進」という課題を設定し、主に研究支援課と大学庶務課が所管となって各教員の研究活動の活性化に取り組んでいる。

研究活動活性化のための具体的な支援として、長期研修制度を設けているほか、個人研究費、総合研究機構プロジェクト援助金等の支給、武蔵大学専任教員による学術図書の出版のための支援事業、学長裁量経費による教育研究事業(研究分野)等がある（詳細は第6章を参照）。また、学術機関リポジトリを整備し、教員等の学術研究成果を蓄積、保存し、無償で公開している。2025年度には、学術機関リポジトリ運用規程を一部改正し、即時オープンアクセスの対象となる競争的研究費による学術論文と根拠データの掲載が可能となった（資料：武蔵学園機関リポジトリ規程）。

教員に対する研究費としては、専任教員に個人研究費、個人研究手当を支給している。その他申請ベースの研究費として、総研プロジェクト援助金、海外旅費特別援助金、校閲費助成がある（資料：「専任教員への連絡事項」）。

RA、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援については、第四次中期計画に基づく研究会においてRAを活用しているほか、研究支援課職員がJSTによるオンデマンド型eラーニングシステム基礎力育成研修を順番に受講し、URAの基礎知識を習得している。2023年から年に1名ずつ研究支援課課員が基礎力育成コースを受講し修了している（資料：URA研修JSTのwebサイト）。

若手研究者育成のための仕組みとしては、学長裁量経費（研究分野）において「テニュアトラック教員に対する支援事業」を実施しており、2025年度は4名のテニュアトラック教員が申請し、採択されて支援を利用した（資料：2025年度学長裁量経費による教育研究事業審査結果（研究））。

<研究費の適切な支給>

教員に対する研究費については、毎年度、全専任教員（特別専任外国語講師除く）を対象として個人研究費及び個人研究手当を支給している（大学基礎データ表8）。

さらに、全学的な研究費としては、総合研究機構プロジェクトを設け、研究内容に応じて研究費を支給している。そのほか、国外の学会出張旅費の一部補助をおこなっている（資料：総研プロジェクト援助金利用ガイド）。

なお、2022年度より出版助成制度を廃止し、本学の専任教員が著した書籍等を買取り、

関連する研究者や研究機関に献本することを通じ本学の研究成果を公表する、研究成果の公表制度に、さらに 2025 年度からは学術図書出版支援事業へと移行した（資料：武蔵大学専任教員による学術図書の出版のための支援制度に関する規程）。

経済学部においては、このほかに、国際会議・国際的学術交流のために必要とする欧文のディスカッション・ペーパーの刊行に係る費用の一部助成をおこなうディスカッション・ペーパー刊行助成や学術交流のために必要とするワーキング・ペーパーの作成に係る費用の一部助成をおこなうワーキング・ペーパー刊行助成といった独自の研究費を設けている。

また、2019 年度より、「武蔵大学学長裁量経費による教育研究事業」の対象事業として研究分野を追加し、①国際的な研究調査支援事業、②研究集会・シンポジウム等への支援事業、③学会開催支援事業、④テニュアトラック教員に対する支援事業、⑤ライフイベント等により研究を中断した専任教員に対する支援事業、⑥中期計画に資する取組の 6 項目を支援対象としている。

<外部資金獲得のための支援>

科学研究費助成事業への応募について、「武蔵大学科学研究費助成事業事務取扱規程」及び「科学研究費助成事業経費等取扱要領」に基づき、研究支援課が応募に際しての各種支援をおこなっている（資料：武蔵大学科学研究費助成事業事務取扱規程、科学研究費助成事業経費等取扱要領）。具体的には、応募に先立ち、例年 7 月に公募要領、応募書類の作成等に関する説明会をおこなっている。また、個別に研究計画書のチェックを希望する教員に対して、必要事項の遺漏の有無や経費算出の誤りの有無をチェックする等の支援をおこなっている。

<研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障>

教員の研究室については、全専任教員に対して必要な什器類等を備えた個人研究室を割り当て、助教に関しては共同の研究室を割り当てている（大学基礎データ表 1）。研究室の整備については教員から随時受け付け、年 14 回おこなわれる教授研究棟運営委員会において協議し、実現に向けて学長及び関連部局と調整をおこなっている（資料：教授研究棟運営委員会議題表及び議事録）。

専任教員の研究時間の確保については、「専任教員責任時間規程」に基づき、出講日数を週 3 日以上、週当たりの基準授業時間を週 5 コマ（10 時間）とするとともに、学内業務の役割に応じて基準授業時間を軽減する措置も講じている（資料：専任教員責任時間規程）。

研究専念期間の保障については、「武蔵大学専任教員長期研修制度に関する規程」及び「武蔵大学専任教員長期研修制度に関する運用内規」に基づき、特別研究員として国外又は国内において調査、研究をおこなうための長期研修制度を設けている。特別研究員には、本学研修費により実施する特別研究員Ⅰのほか、国内の公的機関から招聘を受け、本学研修費で国内を研究拠点とする特別研究員Ⅱ、政府、そのほかの公的機関等からの給費を伴う国外派遣又は国外招聘を受けた上で国外を研究拠点とする特別研究員Ⅲを設けている。特別研究員の選考にあたっては「武蔵大学専任教員長期研修制度に関する規程」第 8 条で定める人数や第 6 条で定める授業計画における教育の質保証に十分配慮した上で、審査をおこなっている（資料：武蔵大学専任教員長期研修制度に関する規程、武蔵大学専任教員長期研修制度に

関する運用内規)。

＜ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)等の教育研究活動を支援する体制＞

授業の教育効果を高めることを目的として、TAを配置している。TAは原則として本学の大学院生の中から採用している(資料：武蔵大学ティーチング・アシスタントに関する規程)。TAは授業資料の作成や配付の補助、学部学生の演習授業のレジュメ作成やディスカッションの際の助言等、学習サポートを担当している。TAについては、大学設置基準の改正に伴い、業務内容を変更し、研修等の受講を義務付けた(資料：2023年度第11回大学協議会資料A-2)。

さらに、2018年度より学部学生を対象としたSAについても制度を導入し、授業の教育効果を高めるとともに、担当学生の成長と経済的支援を目的としている(資料：武蔵大学チューデント・アシスタントに関する規程)。SAは原則として、当該科目の単位を修得済みであり、かつ成績優秀者から採用している。これらTA、SAのサポートにより、教員の授業負担を軽減し、授業の教育効果を高めている。

そのほか、武蔵大学総合研究機構がおこなう研究活動を補助するリサーチ・アシスタント(RA)を配置しており、総合研究機構の研究員及び本学大学院博士後期課程の在学生から採用している(資料：武蔵大学総合研究機構リサーチ・アシスタントに関する規程)。

＜研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程＞

研究倫理に関しては、学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的とし、「武蔵大学研究倫理規程」を定め、本学で研究活動に従事する全ての研究者が遵守すべき事項について規定している。さらに、特に人を対象とする研究に関しては「武蔵大学における人を対象とする研究に関する倫理規程」を定めている(資料：武蔵大学研究倫理規程、武蔵大学における人を対象とする研究に関する倫理規程)。

研究活動における不正防止に関しては、「武蔵大学における研究活動上の不正行為防止等に関する規程」において研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合の対応を規定している(資料：武蔵大学研究倫理規程、武蔵大学における研究活動上の不正行為防止等に関する規程、研究活動における不正行為の防止及び対応に関する体制)。さらに、公的研究費に関しては、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づき、「武蔵大学における公的研究費の不正防止対策に関する基本方針」を明示し、各責任者の役割等については、「武蔵大学における公的研究費不正使用の防止等に関する規程」を定めている。また、この基本方針に基づき、「武蔵大学公的研究費不正防止計画」「武蔵大学における研究データ等の保存及び管理に関する規程」を作成している(資料：武蔵大学における公的研究費の不正防止対策に関する基本方針、武蔵大学における公的研究費不正使用の防止等に関する規程、武蔵大学公的研究費不正防止計画)。

＜研究倫理確立のための機会の提供＞

教員に対する研究倫理教育としては、全専任教員に対して、日本学術振興会による「研究倫理eラーニングコース(e-Learning Course on Research Ethics)」の受講を義務付けて

いる。また、科研費等受給者に対しては毎年4月に経費の取扱いや不正使用の実例、本学における不正防止の取組等に関する説明会を実施し、科研費採択者や事務取扱者等の出席を義務付けている(資料：科研費経費等取扱説明会プログラム)。あわせて誓約書、確認票の提出を求めている。

2020年度より、学生に対しても研究倫理教育を開始した。大学院生に対しては、日本学術振興会『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』テキスト版を配付し、通読させている(資料 8-44)。学部生に対しては、研究活動における不正行為と武蔵大学における取組に関する文書を全学生向けに学習支援ポータルサイトを通じて配信している(資料：日本学術振興会『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』(抜粋))。

そのほか、研究支援に携わる職員に対しても、大学院生同様『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』を配付して通読させている。

<研究倫理に関する学内審査機関の整備>

人を対象とする研究に関しては、2018年度に「武蔵大学における人を対象とする研究に関する倫理規程」及び「武蔵大学における人を対象とする研究に関する倫理審査委員会規程」を制定し、手続を定めた(資料：武蔵大学における人を対象とする研究に関する倫理規程、武蔵大学における人を対象とする研究に関する倫理審査委員会規程)。なお、人を対象とする研究については、履修要項へ掲載し、学生に周知している(資料：履修要項(共通編)、大学院履修要項)。

評価項目④

教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教育研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

<教育研究等環境の適切性に関する点検・評価、改善・向上のための取組>

教育研究等環境の適切性についての点検・評価は、施設課、情報・メディア教育センター、大学図書館、大学庶務課、研究支援課等の関連部局によって、事業計画・事業報告と、「大学基準」に則った点検・評価項目に基づく「自己点検・評価シート」を用いて実施している。

各部局による自己点検・評価結果は、各部局において改善・向上のための取組に活用するとともに、全学自己点検・評価委員会にて全学的な観点からも点検・評価をおこない、その結果を内部質保証委員会に報告する。内部質保証委員会は、改善が必要と判断した事項について改善案を策定し、各部局に改善に向けた取組を指示する。

大学図書館では、前年度の利用状況や各種取り組みの実施結果などを図書館委員会において報告しているほか、毎年度の大学図書館の利用状況や活動実績等を「大学図書館の動向」として取りまとめ、次年度以降の図書館運営の参考としている。また、ゼミナール単位での図書館ガイダンス実施結果について報告書を作成し、実施状況を共有するとともに課題を把握し、次年度のガイダンス計画に反映させている(資料：『2024年度 大学図書館の動向』

第 38 号（2025 年発行）、2025 年度ゼミガイダンス実施報告）。

研究支援課では、間接経費による物品購入について、研究環境に関わる事項の改善のために各教員からの希望や意見を募集し、物品の購入について委員会にて検討し、購入している（資料：2025 年度間接経費等執行報告）。

施設、設備等の管理については、施設課にて施設、設備を継続的に維持するために建物ライフサイクルコスト(LCC)を策定し、外壁塗装や屋上防水、その他定期的にメンテナンスを必要とする工事項目の抽出に活用している。また施設、設備の不具合確認においては専門会社と業務委託契約を取り交わし、定期的に点検を実施、状況の報告を受けている。そのほか、施設課員によっても構内巡回点検により不具合箇所を特定する作業を日常的におこなっている。これらの報告や情報を元に改善方法を検討、大規模な工事を要する場合は予算を確保し改善工事を実施している（資料：武蔵学園 LIFE CYCLE COST REPORT、不具合報告書（武蔵エンタープライズ）、部内メール報告（施設部））。また、学生生活課にて、ラーニングコモンズ、GS ルームの開設以降、開室日は毎日、開室時間帯に応じて 3～4 回、利用者数の定点観測を続けており、毎月学長に報告して利用状況を共有している（資料：利用状況報告書）。

情報メディア教育センターでは、定期的に、IT サポートデスクへの問い合わせや利用状況を分析し、ICT の利用実態や課題を把握するほか、最新の技術動向を踏まえたうえで ICT 全般の運用改善・向上に取り組んでいる（資料：・IT ポータルサイト（IT 利用案内サイト））。

また、授業評価アンケートや各種学生調査の結果等を通じて学生の意見を取り入れた改善をおこなっている。一例としては、4 年次生対象の学生調査で記述のあった PC 等の充電ができる場所の増設について、情報・メディア教育センターで検討の上、2 号館を建て替えた際にコンセント付の座席を多く整備したほか既存の教室のデスクにもコンセントを設置した。また、2 号館の改築時に自習スペースを増設したこと等が挙げられる（資料：2024 年度学生調査に対する大学からのコメントについて）。

自己点検・評価による改善例としては、バリアフリーや利用者の利便の観点から、2025 年度にラーニングコモンズとグループスタディルームの出入り口を開き戸から自動ドアに改修した。また、BYOD 導入による利用形態の変化や接続端末数の増加を見据え、印刷環境の刷新およびネットワーク拡充計画に早期に着手し、さらに学内導入済みの AI ツールやクラウドサービスについて、技術動向を踏まえたセキュリティ権限の見直しをおこない、インシデント防止に向けた運用改善を実施していることが挙げられる。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

【長所】

- ・ 大講堂・3 号館が BELCA 賞ロングライフ部門に選定される等、施設管理が優れている。
- ・ ラーニングコモンズや GS ルーム等のアクティブ・ラーニング環境を整備している。
- ・ 学生の BYOD 化・ハイブリッド授業に即応した高度な ICT 環境の構築

個人用 PC 持参（BYOD）の導入に合わせ、学内ネットワーク・インターネット回線の増強、個人端末から印刷可能な「BYOD 対応印刷管理システム」の構築（2024 年）、および対面と遠隔を組み合わせた授業が可能な「授業配信用機材」の 16 教室への導入など、変化する教育ニーズに即応した先進的なインフラが整備されている。

- ・ 学術情報のデジタル化・オープン化と利用促進の先進的取組
2025 年度からの電子ブック購入予算の新設、学生購入希望図書への電子ブックの追加、および図書館サイト内への一覧表示ボタンの設置など、デジタル資料の利便性を高めている。また、2025 年の「学術機関リポジトリ規程」の一部改正により、即時オープンアクセスに対応した体制を構築するなど、研究成果の流通促進に先進的に取り組んでいる。
- ・ 計画的な施設維持管理とバリアフリー（ユニバーサルデザイン）の推進
建物ライフサイクルコスト（LCC）に基づく計画的な修繕・改修（個人研究室のリニューアルや講義室へのコンセント増設など）が行われている。また、2025 年度にはラーニングコモンズや GS ルームの出入り口を自動ドアに改修し、ユニバーサルデザイン研修をアーカイブ配信するなど、ハード・ソフト両面での環境向上が計画的に進められている。

【問題点】

- ・ 学生調査で継続的に要望される PC 充電環境・自習スペースへの対応が求められる。
- ・ AI ツール・クラウドサービスに対するセキュリティ運用の見直しが継続課題である。
- ・ 授業料以外の研究資金確保に向け科研費等の外部資金獲得支援の強化が必要である。
- ・ 大学図書館の予算（運営経費）に占める業務委託費の割合がやや高く、高騰している資料の購入予算の確保が困難になっている。
- ・ 校地内全面禁煙化に伴う近隣公共スペースでのマナー問題と喫煙所再設置の課題
2020 年からの校地内全面禁煙化に伴い、周辺道路や公園等での学生の歩行喫煙・ポイ捨てが目立ち、近隣住民からの苦情や条例違反が問題化したため、2023 年にキャンパス内へ「特定屋外喫煙場所」を再設置せざるを得なくなった。学生の喫煙マナーの向上や根本的な禁煙指導には課題が残っている。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

【改善・発展方策】

- ・ BYOD の利用環境を整えると同時に、多様な学生のニーズに合わせた形で情報環境を構築する必要がある。
- ・ ネットワーク拡張計画の確実な実行と AI・クラウド環境のセキュリティ最適化
2026 年度に計画されているネットワーク環境の拡張整備を着実に実行し、BYOD 端末の増加に伴う通信負荷を解消し、安定した接続環境を維持する。また、学内導入済みの AI ツールやクラウドサービスについて、技術動向や最新のセキュリティリスクを踏まえた運用改善・インシデント防止対策を継続的に実施する。
- ・ 大学図書館としての存在価値維持のための運営体制強化
司書資格をもった専任職員の適切な配置と、資料購入費の拡充が求められる。
- ・ 特定屋外喫煙場所の適切な管理と大学保健室等と連携した禁煙指導の強化
設置した特定屋外喫煙場所の運用規律を徹底し、学生・教職員の健康増進（受動喫煙防止）の観点から、大学保健室等と連携した禁煙相談やサポートプログラムを充実させ、将来的には再び完全なクリーンキャンパス（校地内全面禁煙）への復帰を目指す。

【全体のまとめ】

- ・ 本章では、「教育研究環境に関する方針」および「研究支援に関する方針」に基づき、江古田キャンパス・朝霞グラウンドの施設設備が法令を満たし、計画的に維持・管理されていることを確認した。特に BYOD やハイブリッド授業に対応した ICT インフラの急速な整備、図書館における電子ブックの拡充、機関リポジトリの即時オープンアクセス化など、時代をリードする学習・研究環境が構築されている。今後は、2026 年度のネットワーク拡張を確実に行うとともに、禁煙指導やマナー啓発といったキャンパス内外の環境・衛生面の課題に真摯に向き合い、すべての利用者が安心・快適に過ごせる教育研究環境のさらなる発展を図る。

第9章 社会連携・社会貢献（基本情報一覧）

社会連携・社会貢献に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
社会連携、社会貢献に関する方針	https://www.musashi.ac.jp/about/policy/educational.html#houshin06
備考：	

1. 現状分析

評価項目①

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。

<評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。
- ・社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。

<社会連携・社会貢献に関する方針の明示>

2018 年度に「建学の三理想」及び教育の基本目標を踏まえ、「教育研究等に関する各種方針」の一つとして「社会連携、社会貢献に関する方針」を定め、大学 Web サイトを通じて学内外に公表している(資料：基本情報一覧)。

<地域社会との連携>

地域連携への取組として、キャンパスの所在地である東京都練馬区とは従前より教育研究に関して連携しており、練馬区役所との定期的な情報交換や江古田駅周辺地域連絡会に参加し、地域のニーズや社会的な要請について情報交換をおこなっている。2019 年 9 月に練馬区、同じ練馬区に所在地のある日本大学芸術学部、武蔵野音楽大学と「練馬区と区内高等教育機関との包括的な連携・協力に関する協定」を締結した(資料：。

生涯学習事業としては、練馬区との「練馬区・武蔵大学共催公開講座」や「練馬区武蔵大学特別履修生制度」等を含む事業や委員会等に協力している。

「練馬区・武蔵大学共催公開講座」は、本学の講義を地域社会に広く開放し、大学での研究成果を発信するとともに、学びの場を提供する等、本学と地域社会との結びつきを強めることを目的としている。このほかにも、本学主催の「武蔵大学公開講座」や、大学同窓会との共催による土曜講座を開催しており、本学の教員が中心となって講師を担当している。

「武蔵大学公開講座」は 2026 年 3 月の講座で第 80 回を迎える長い歴史を持つ活動である(資料：武蔵大学公開講座の共催に伴う協定書及びチラシ、土曜講座チラシ)。

「練馬区武蔵大学特別履修生制度」は、練馬区在住者及び在勤者が、学部の正課授業を本学学生とともに 1 年間履修できる制度である。履修料は、履修生、練馬区、本学の三者が負担している。(資料：練馬区武蔵大学特別履修生制度【Web】)。

そのほか、練馬区内の中学生の職場体験の受け入れや、近隣区立小学校からの要請に応じて留学生を派遣する異文化体験事業等に協力している。大学図書館では 2003 年度から大学受験生を対象とした夏季図書館開放を実施し、自習室として近隣の高校生、大学受験生に利用されている。2025 年度は初めての試みとして、春季にも図書館開放を実施した(資料：『2024 年度 大学図書館の動向』 第 38 号 (2025 年発行))。

社会学部では学部教育の専門性を活かした地域連携の一つの取り組みとして、「白雉映像祭」を毎年開催し、多数の地域住民が参加している。

教職課程では、2021 年度より武蔵大学教職課程スクールサポータークラブ (Musashi School supporter Club、略称 MSC) を開設した。本取組は、学生ボランティアを要請する

地域の学校と、ボランティアを希望する学生のより適切かつ効果的なマッチングを促すとともに、学生のより安全なボランティア活動への参加を支援することを目的として立ち上げたものである。2024 年度は、近隣の学校での評判を聞いた小学校・中学校・高等学校や武蔵大学卒業生からのボランティア派遣要請が増えており、地域社会への貢献度が高まっている（資料：2024 年度教職課程自己点検・評価報告書【Web】）。

学生団体との地域連携として、本学が支援する学生ボランティアサークル A' t (アット) では、練馬区社会福祉協議会と連携して地域でボランティア活動を行うほか、練馬警察署や練馬消防署との連携により地域の子どもたちとの交流や防犯イベント、防災イベントを通しての地域連携活動が行われている。また、体育連合会所属の剣道部では関東各都県の高校から約 50 チーム 400 名前後を集めて「武蔵大学剣道部杯」と称して学内で剣道大会を毎年開き、柔道部では練馬区柔道会との連携により小中学生に向けた「武蔵大学ジュニア柔道錬成大会」を開催するなど、学生による地域貢献活動が行われている。

さらに、練馬区民環境行動連絡会のプロジェクトの一つである「江古田ミツバチプロジェクト」において、2010 年より本学校舎の屋上を提供し、地域住民や学生とともに大学構内でミツバチを育てる取組をおこなっている。そこで採取されたハチミツは地域商店街の店舗等で使用され、地域の活性化にも寄与している。また、江古田ミツバチプロジェクトは、2023 年度に学友会登録サークルとなり、学生が地域メンバーとともに活動している。

近隣他大学との連携としては、江古田エリアの地域活性化を目的に、日本大学芸術学部と合同で両大学の学園祭での学生主体の「二大学合同企画」を実施しており、フリーマーケットやクイズラリーなどの地域連携イベントを開催している（資料：2024 年度白雉祭 Web サイト「二大学合同企画」【Web】）。

研究活動については、練馬区をはじめ地域社会の発展に貢献することを目的に「武蔵コミュニティビジネス研究会」を総合研究機構に設置している。この研究会では、毎年度、練馬区と連携してコミュニティビジネスに関する「武蔵コミュニティビジネス講座」を無料で開催している（資料：武蔵コミュニティビジネス研究会【Web】）。

近年は、練馬区以外の地域との連携にも大学として取り組んでいる。2023 年度には、新たに山梨県小菅村と交流・連携に関する協定を締結し、教職課程の合宿等をおこなっている（資料：「武蔵大学と山梨県小菅村の交流・連携に関する協定書」、2023 年度第 3 回大学協議会資料 A-4）。

2024 年度には、持続可能な地域社会づくり及びそれに貢献しうる人材の養成を目的とした諸活動をおこなうために、北海道中富良野町と交流・連携に関する協定を締結した（資料：ニュース「北海道中富良野町と交流・連携に関する協定を締結しました」【Web】）。この協定に基づき、学外体験型授業「地域連携ワークショップ」を中富良野町で 2025 年度から実施している。総合科目「地域連携ワークショップ」は社会貢献を含む体験授業であるが、北海道の過疎地、本学園が保有する山林のある林業地域との連携を図っている。

<学外機関との連携>

本学は、経済学や人文科学・社会科学といった実社会を対象とする学問領域の学部・研究科を設置しており、大学での教育研究の成果を発信していくことや実社会との交流は、本学の教育研究活動にとっても重要な位置付けとなっている。

産学連携の一例として、2018 年 3 月に日本政策金融公庫池袋支店と「地域創生にかかる産学連携の協力推進に関する協定」を締結し、インターンシップ活動等の連携を実施している(資料：地域創生にかかる産学連携【Web】)。

そのほか、学部における産学連携としては以下のような事例があげられる。

経済学部のあるゼミでは、西武鉄道株式会社、日本大学芸術学部、武蔵野音楽大学とともに江古田の街の魅力を発信する「江古田キャンバスプロジェクト」に参加し、他の大学の学生や教員、西武鉄道株式会社、地域の方々の協力を得ながら、マスコットキャラクター総選挙などの企画を実施した(資料：経済学部ゼミブログ「チームでやり遂げた1年間-組織行動研究と江古田キャンバスプロジェクト-」2025 年 2 月 17 日【Web】)。

社会学部では、株式会社 ADK マーケティング・ソリューションズと学術交流協定を締結している。この協定は、学術交流をはじめとする連携と協力を促進するとともに、我が国におけるデータサイエンス活用の裾野を広げ、科学技術及び学術研究・教育の発展に寄与することを目的としている(資料：グローバル・データサイエンスコース(GDS) 企業との提携【Web】)。また、2022 年度には「データサイエンス特別講義」で BIPROGY 株式会社(旧：日本ユニシス株式会社)と連携し、2023 年度からはトランスコスモス株式会社との連携をおこなっている。トランスコスモス社との連携では、社会学部 GDS コース学生を対象に DX 関連ワークショップを実施するとともに、トランスコスモス社内でのワークショップ、北海道や沖縄といった遠隔地の事業所視察など、幅広いプログラムを提供することができた。さらに社会学部では、映像等の制作を通じて社会問題への関心を深め、社会に向けて自らの知見や主張を積極的に発信する「社会実践プロジェクト」を実施しており、その一つである「AC プロジェクト」では、公益社団法人 AC ジャパンが「若い世代が広告制作を通して公共広告への理解を深め、『公』への意識を育むことを目的」(Web より)として設立した「AC ジャパン広告学生賞」に毎年応募し、18 年連続で入賞している(資料：2026 年 4 月 20 日付ニュースリリース「AC ジャパン広告学生賞 18 年連続受賞!」)。

また、第 4 章で述べたとおり、産学連携のもと参加企業が直面している社会課題への提案を考え小冊子にまとめる「学部横断型課題解決プロジェクト」を全学生対象に開講している(資料：学部横断型ゼミナール・プロジェクト【Web】)。

そのほか、データサイエンス関連の教育研究活動の促進を目的として、2017 年度に武蔵学園データサイエンス研究所を設置した。2018 年 11 月には、設立記念講演会として「データサイエンスの展開～社会科学分野への提言～」をテーマに、アドバイザリーボードによる基調講演及びパネルディスカッションをおこなった(資料：武蔵学園データサイエンス研究所【学園 Web】)。2019 年度からは「データサイエンスのフロンティア」と題したインタビューシリーズを開始し、各分野で活躍している専門家と本学教員による対談をおこない、Web サイトに掲載している。

評価項目②

社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

社会連携・社会貢献活動の適切性についての点検・評価は、大学庶務課、大学図書館、グローバル教育センター等の関連部局によって、事業計画・事業報告と、「大学基準」に則った点検・評価項目に基づく「自己点検・評価シート」を用いて定期的に適切性に関する点検・評価を実施している。

各部局による自己点検・評価結果は、各部局において改善・向上のための取組に活用するとともに、全学自己点検・評価委員会にて全学的な観点からも点検・評価をおこない、その結果を内部質保証委員会に報告する。内部質保証委員会は、改善が必要と判断した事項について改善案を策定し、各部局に改善に向けた取組を指示する。

練馬区特別履修生制度については、1年間の履修修了後に履修者に体験談の提出を義務付け、適切性についての点検・評価をおこなっている。

公開講座については、受講者アンケートの結果を全学的連携の下で点検・評価し、改善のために活用している。

大学図書館と練馬区との連携については、年1回実績値を確認し、現状・課題を把握している。内部質保証委員会委員長である学長より大学協議会を通じて「2024年度 自己点検・評価結果に基づく改善方策」が示され、その中で「本学図書館と練馬区立図書館との連携がコロナ禍以降休止状態にあるため、再開の可能性について検討すること」と改善指示がなされた。これを受けて検討した結果、練馬区民の利用登録は、閲覧席不足の懸念のため2019年度から停止したが、当時よりも学生数が多く、また、コロナ禍以降自主的にスペースを空けた利用が見られることから、単純な再開は難しい状況であることが明らかとなった。大学受験生への夏季図書館開放の際に近隣の方にも開放する、ブックトーク等のイベント時に学外の方の参加を認めるなどの案も出たが、実現には至らなかったため、2026年度も引き続き検討をおこなう予定である。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

【長所】

- ・多様なセクターとの協定に基づく実践的な社会・地域連携の展開
キャンパスが所在する練馬区および区内3大学との包括連携協定（「江古田カレッジトライアングル」等）をはじめ、山梨県小菅村や北海道中富良野町などの地方自治体、日本政策金融公庫やADK、BIPROGY、トランスコスモスなどの企業・学外機関と多彩な連携協定を締結している。これらを活用し、体験型授業「地域連携ワークショップ」や「リーダーシップ実践」を配置している。また、学期ごとにさまざまな企業等から課題提供を受けて実施する全学対象の「学部横断型課題解決プロジェクト」において社会課題の解決に寄与する実践的な教育・連携活動を組織的に展開している。
- ・教育研究成果の適切な還元と地域に根ざした息の長い貢献活動
「練馬区・武蔵大学共催公開講座」や「特別履修生制度」、総合研究機構の研究会による「武蔵コミュニティビジネス講座」など、本学の持つ高度な教育研究リソースを地域住民へ広く開放している。また、校舎屋上を提供して地域と協働する「江古田ミツバチ

プロジェクト」や、社会学部による「白雉映像祭」、受験生向けの「夏季・春季図書館開放」など、地域社会のニーズに即した多角的な貢献活動が定着している。

【問題点】

- ・ 社会連携成果を教育研究へ還元する双方向的なサイクルの一層の強化が課題である。
- ・ 区民向け図書館資源の有効活用における連携の形骸化と再開への足踏み
練馬区立図書館を経由した区民向けの図書貸出方式への変更以降、2025 年度にいたるまで利用実績が皆無（ゼロ）の状態が続いている。内部質保証委員会（学長）より「再開の可能性の検討」という改善指示が出され、大学図書館等で検討を行っているものの、学生数の増加やコロナ禍以降の学内閲覧席不足への懸念、あるいは代替案の未実現などにより、地域貢献としての資源開放が実質的に休止・形骸化したまま 2026 年度へと課題が持ち越されている。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

【改善・発展方策】

- ・ 地域や企業との連携活動を持続可能な形にするための内部体制強化が求められる。
- ・ 区立図書館経由の利用促進および限定開放イベント等の早期具現化
利用実績が途絶えている練馬区立図書館との連携事業について、広報活動の強化や手続きの利便性向上に向けた協議を継続する。同時に、学内の閲覧席不足（学生の利用優先）に配慮しつつ、ブックトーク等のイベント開催時の学外者参加の容認や、特定の期間・対象に絞った限定的な開放など、実現可能な代替案を 2026 年度中に具体化し、実効性のある地域貢献へと改善を図る。

【全体のまとめ】

- ・ 本章では、「社会連携・社会貢献に関する方針」に基づき、地方自治体・企業・他大学との多面的な包括協定が機能し、公開講座や体験型ワークショップ、学生サークル活動などを通じて教育研究成果が適切に社会に還元されていることを確認した。各種アンケートや体験談を用いた点検・評価システムも適切に機能している。
今後は、新設された地方連携事業を定着させるとともに、長年の課題となっている区民への図書館資源の有効活用について、学内の利用環境と地域ニーズのバランスを見極めながら、実効性のある具体的な連携手法への見直しと再構築を推進していく。

第10章 大学運営・財務（1）大学運営（基本情報一覧）

大学運営関係資料・規程

	資料・規程名称	URL・印刷物の名称
大学運営に関する方針を明らかにした資料	大学運営に関する方針	https://www.musashi.ac.jp/about/policy/educational.html#houshin07
学長選出・罷免に関する規程	・武蔵大学学長選考規程 ・武蔵大学学長候補者選考委員会内規 ・武蔵大学学長候補者選考手続内規	
役職者の職務権限に関する規程	・管理及び運営に関する学校法人根津育英会武蔵学園寄附行為運用細則 ・武蔵大学学則	
教授会規程	・管理及び運営に関する学校法人根津育英会武蔵学園寄附行為運用細則 ・武蔵大学学則 ・武蔵大学大学院学則 ・武蔵大学教授会規程 ・全学教授会規程	
設置法人の理事会（役員会）及び評議員会の名簿（役職、氏名、所属先を示したもの）	役員・評議員	https://www.musashigakuen.jp/gakuen/soshiki/yakuin_hyougiin.html
学長選考会議または学長選考・監察会議の名簿	武蔵大学学長候補者選考委員会	武蔵大学学長候補者選考委員会について（2025年4月17日 第270回常任理事会 No. II-1）
職員採用規程	武蔵学園教職員任免規程	
監査法人又は公認会計士による監査報告書	独立監査人の監査報告書	
事業報告書	事業計画書・報告書、予算・決算	https://www.musashigakuen.jp/gakuen/zigyoku_zaimu/keikaku_houkoku_yosan_kessan.html
備考：		

1. 現状分析

評価項目①

大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。

<評価の視点>

- ・大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。
- ・関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。
- ・法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。

<大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する方針の共有>

2018年度に「建学の三理想」及び教育の基本目標を踏まえ、「教育研究等に関する各種方針」の一つとして「大学運営に関する方針」を定め、大学Webサイトを通じて学内外に公表している。さらに、毎年度おこなう自己点検・評価の際に方針を案内し、教職員への周知を図っている(資料:大学運営に関する方針【Web】)。

<適切な大学運営のための組織整備>

本学は、「学校法人根津育英会武蔵学園寄附行為」第15条に「理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する」と規定し、「管理及び運営に関する学校法人根津育英会武蔵学園寄附行為運用細則」(以下「運用細則」という。)第5条第1項に「理事長は、本法人を代表し、理事会の決定に従い、本法人の業務を総理する」と規定している。さらに、同運用細則第7条第1項では、学園長は、理事長の監督を受け、本法人の設置する学校の校務を総轄すること、同運用細則第13条第1項では、学長は学園長の監督を受け、大学の校務をつかさどり、教職員を統督すると規定している。

なお、私立学校法の一部改正(2025年4月1日施行)に伴い、2024年11月18日に文部科学大臣の認可を得て寄附行為を変更した。また、変更後の寄附行為及び改正私立学校法並びに内部統制システムの基本方針に基づき、2025年3月27日に監事監査規程を全面改正し、同年4月1日に施行した。

<学長の選任方法と権限の明示>

学長の選任については、運用細則、「武蔵大学学長選考規程」、「武蔵大学学長候補者選考委員会内規」、「武蔵大学学長候補者選考手続内規」に定め、これらに基づき運用している。運用細則第12条第2項において、学長の選任にあたっては「学園長が理事長に候補者を具申し、理事長が理事会に提案し、理事会が決する」と定めている。また、学園長が学長候補者1名を選考するにあたっては、「武蔵大学学長選考規程」により、学園長は学長候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)を組織し、選考委員会から複数の学長候補者を推薦

させ、その中から選考する。なお、選考委員会の委員長は、学長候補者の推薦募集を本法人の教職員、理事及び評議員に公示することとなっている。選考委員会は、一次選考、二次選考をおこない、複数候補者を学園長に具申する。なお、一次候補者については、一次選考が開始されるまでの間、教員は学部単位、事務職員は全学内推薦権者を単位として、学内推薦権者による意向投票を実施することができる。学長の任期は、就任の日から4年とし、再任（重任を含む）は、1回に限り4年の任期としている。

学長の権限については、前述したとおり、運用細則及び「武蔵大学学則」により「学長は、学園長の監督を受け、大学の校務をつかさどり、教職員を統督する」と定めており、大学の包括的責任者として、大学の校務全体を取りまとめ、教職員を包括的に指揮監督することが明示されている。

<役職者の選任方法と権限の明示>

役職者の選任方法については、「武蔵学園教職員任免規程」第5条に管理役職者の人事手続を定めている。具体的には、副学長については「武蔵大学副学長に関する規程」、学部長、研究科委員長及びリベラルアーツアンドサイエンス教育センター長については「武蔵大学学部長及び研究科委員長選考規程」、「武蔵大学学部長及び研究科委員長候補者推薦内規」「武蔵大学リベラルアーツアンドサイエンス教育センター長選考規程」、「武蔵大学リベラルアーツアンドサイエンス教育センター長候補者推薦内規」に詳細が定められており、これらに基づき運用している（資料：武蔵学園教職員任免規程、武蔵大学副学長に関する規程、武蔵大学学部長及び研究科委員長選考規程、武蔵大学学部長及び研究科委員長候補者推薦内規、武蔵大学リベラルアーツアンドサイエンス教育センター長選考規程、武蔵大学リベラルアーツアンドサイエンス教育センター長候補者推薦内規）。

また、副学長、学部長、研究科委員長、リベラルアーツアンドサイエンス教育センター長及び大学事務局長といった主要な役職者の権限については、運用細則及び学則に定めている。なお、副学長については「武蔵大学副学長に関する規程」第2条第1項において、その職務を「学長の指示する全学的な事項について企画・立案及び調整等をおこなうとともに、学長の命を受けて校務をつかさどる」と定め、副学長の就任時に、副学長の学長代行順位及び職務に関して学長が見直しをおこない、「副学長の学長代行順位及び職務に関する事項について」として明示し、大学協議会を通じて教授会へ周知し、常任理事会に報告するとともに規程サーバにも掲載している（資料：副学長の学長代行順位及び職務に関する事項について）。

<学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備、教授会の役割との関係の明確化>

学長の意思決定に関しては、運用細則第16条に「大学に大学協議会を置き、学部及び研究科の教育、研究に関する基本的事項及び大学の運営に関する重要事項を審議し、学長に意見を述べるものとする」と規定し、「武蔵大学学則」第8条第1項にて大学協議会の設置を定め、「武蔵大学協議会規程」第2条において、大学協議会を「審議機関として、大学及び大学院の教育、研究に関する基本的事項及び運営に関する重要事項を審議する」と定めている（資料：武蔵大学学則【Web】、武蔵大学協議会規程）。

また、迅速かつ適切な意思決定及び業務の遂行を図り、学長を補佐するための体制を整備

することを目的として大学執行部会議を設置し、「大学執行部会議規程」において、大学執行部会議は大学協議会に付議する事項のほか、大学の将来構想、中期計画や教育研究、学生支援、大学運営等に係る重要事項について審議すると定めている(資料：大学執行部会議規程)。

各学部・研究科に関しては、重要事項を審議する機関として教授会を設置している。なお、本学では研究科における教授会を研究科委員会と称し、リベラルアーツアンドサイエンス教育センターにおける教員会議を学則第9条に定める教授会とみなす。学則第9条第4項に「教授会は、学長が掲げる次の教育、研究に関する重要事項について審議し、学長が決定を行うに当たり、意見を述べるものとする (1)学生の入学、卒業に関する事項 (2)学位の授与に関する事項 (3)前2号に掲げるもののほか、教育、研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものと学長が別に定めた事項」と規定し、教授会は各学部・研究科に関する重要事項、大学協議会は全学的な事項についての審議機関であることを明記して役割を明確化している。教授会の構成員、議決方法及び審議事項に関しては、「武蔵大学教授会規程」に定めている。

本学では、2015年度の学校教育法等の一部改正を受け、学則や関連する諸規程を改正し、学長のガバナンス体制や教授会の役割について明確化した。教授会については、「武蔵大学学則」第9条第4項及び「武蔵大学大学院学則」第9条第1項に「学長が掲げる次の教育、研究に関する重要事項について審議し、学長が決定をおこなうに当たり、意見を述べるものとする」と規定した。あわせて、学則で規定した「教育、研究に関する重要な事項で、教授会(大学院は研究科委員会)の意見を聴くことが必要なものと学長が別に定めた事項」の具体的な内容について、学長より「学校教育法の改正に伴う教授会の審議事項について」の通達が出され、教授会で報告するとともに規程サーバにも掲載している(資料：学校教育法の改正に伴う教授会の審議事項について)。

そのほか、大学全体の緊急かつ重要な事項を審議するため、全学教授会を置いている(資料：全学教授会規程)。

また、学長の意思決定を支える体制として、副学長に加え、学長の命を受けて、特命事項について任務を遂行することを目的として学長補佐を配置している(資料：学長補佐に関する規程)。さらに、教育研究に関わる各センターや事務局とは、学長、副学長、大学事務局長との学長定例会議を月1回程度の割合で開催し、各部局等との連携を図っている。

<教学組織(大学)と法人組織(理事会等)の権限と責任の明確化>

本学では、理事長、学長をそれぞれ置く理事長・学長制を採用している。理事会については、「学校法人根津育英会武蔵学園寄附行為」第14条第2項により「理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と定めており、本学園における最終意思決定機関は理事会であることを規定している。なお、「学校法人根津育英会武蔵学園寄附行為」の変更後も、理事会の権限について変更はなく、引き続き本学園における最終意思決定機関となっている。

学長については、運用細則第13条第1項に「学長は、学園長の監督を受け、大学の校務をつかさどり、教職員を統督する」と定めている。このように運用細則において、教学組織と法人組織、それぞれの権限と責任について明確化している。

さらに、業務を円滑に遂行するため、理事会のもとに常任理事会を設置しており、学長は理事会及び常任理事会の構成員となっている(資料：学校法人根津育英会武蔵学園常任理事会規程)。

法人は規程の制定・改廃手続きを通じて、大学の運営を管理するとともに、月次開催の常任理事会のほか、理事会及び評議員会での審議及び報告を通じて、法人として大学を管理している。なお、常勤1名及び非常勤1名の計2名の監事を置き、法人の役職者及び理事会等の組織が適正に運営されているかを定例の打ち合わせ等を通じてチェックしている。

また、常任理事会や常任理事会のもとに設けた武蔵学園大学部門中期計画推進会議を通じて、定期的に大学の近況や課題・問題点を協議している(資料：武蔵学園大学部門中期計画推進会議の設置について)。さらに理事会においても、大学の近況報告や業績報告の機会を設け、新たな取組や課題・問題点を理事会構成員に対して報告している。これらを通じて、法人組織の意思決定にあたり、教学組織の意見も反映される仕組みとなっている。

評価項目②

予算編成及び予算執行を適切に行っていること。

<評価の視点>

・予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。

<予算編成及び予算執行の適切性>

経理業務の正確かつ迅速な処理をおこなうことを目的として、「学校法人根津育英会武蔵学園経理規程」を制定し、経理責任者は専務理事、固定資産の統括管理責任者は財務部長と定めている(資料：学校法人根津育英会武蔵学園経理規程)。

予算編成に関して、中期計画を軸とした予算編成方針を経営協議会にて協議している(資料：学校法人根津育英会武蔵学園経営協議会規程)。

毎年度の予算編成に関する具体的なプロセスとしては、毎年7月の経営協議会にて次年度の予算編成方針を協議し、その結果に基づき教職員向けの予算説明会を開催している。予算説明会では、当該年度の基本方針や教育研究経費と管理経費の具体的な目標金額、重点項目について周知している。第四次中期計画期間においては、①第四次中期計画の実現(リベラルアーツ&サイエンス教育、データサイエンス教育、グローバル化推進、ICT/AI教育の推進、DX化推進)、②入試広報の充実、③キャリア支援の強化、を重点事業と位置付け、経常経費・臨時経費と峻別して予算要求をおこなっている。

各部局では予算編成方針に基づき次年度の予算要求書の提出をおこなう。予算要求にあたっては、各業務の見直しをおこなうとともに、積算根拠を明示させている。財務部では、各部局からの予算要求額をもとに物件費予算査定方針案を策定し、10月末に開催される経営協議会にて協議している。その後、大学部門については、専務理事、学長、副学長、財務部による部局ごとの予算査定をおこない、予算要求額の妥当性を検証している。翌年1月の経営協議会にて、予算査定後の物件費、人件費、在籍学生数見込みを確定させ、予算責任者会議において、各部局の物件費予算額を内示するとともに、査定結果や予算案の概要について説明している(資料：2026年度予算編成について、2026年度予算査定方針)。予算案に関しては、経営協議会、常任理事会での協議を経て、評議員会で諮問の上、理事会にて審議・

決定している。

予算執行に関しては、各部局が「学校法人根津育英会武蔵学園固定資産、物品及び役務の提供に関する調達規程」（以下「調達規程」という。）及び財務部が作成している予算執行マニュアルに基づきおこなっており、執行にあたっては、会計システムを通じておこなっている。調達規程に基づき、予算事務取扱責任者及び予算責任者の承認がなされた後、執行金額によって専務理事、理事長、常任理事会の承認を経て、発注及び支払いをおこなっている。なお、調達規程にて 1 件の発注金額が 1 億円以上の調達に関しては常任理事会の承認を義務付けている（資料：学校法人根津育英会武蔵学園固定資産、物品及び役務の提供に関する調達規程）。各部局においては、会計システムから予算執行状況、予算残高、執行明細が随時照会可能となっており、適切な予算執行となる仕組みを整えている（資料：物件費予算執行マニュアル）。

予算執行に伴う効果の分析と検証にあたっては、各部局との予算査定の際に提出された予算要求書をもとに費用対効果等を確認している。

評価項目③

法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。

＜評価の視点＞

- ・大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。
- ・大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。
- ・必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。
- ・職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。
- ・大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント（SD）活動を組織的に実施しているか。

＜大学運営に関わる適切な事務組織の編成＞

本学園の事務組織については、「学校法人根津育英会武蔵学園組織規程」に定め、「学校法人根津育英会武蔵学園事務分掌規程」により定めた事務分掌に則って業務を遂行している（資料：学校法人根津育英会武蔵学園組織規程、学校法人根津育英会武蔵学園事務機構図、学校法人根津育英会武蔵学園事務分掌規程）。

＜大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働）＞

学部・研究科の事務をつかさどる教務部や、学生支援センター、グローバル教育センター、アドミッションセンター等の各センターには、その事務を担う事務部局を配置し、教員が務める委員長・センター長や各委員と職員が連携して運営に携わっている。各部局の運営に関する重要事項については学長定例会を毎月 1 回程度開催し、学長と各部局の教職員との意見交換をおこなっている。加えて、大学協議会や、そのほかの教学上の委員会等においても職員が構成員となっている。中期計画の策定等も教職協働でおこなっている。

＜専門的な知識や技能を有する職員の育成、配置＞

職員の育成については、語学力向上を目的とした自己啓発支援制度に加え、2025 年 4 月

より IT 系スキル向上を目的とした支援制度を導入することを決定した。学園の業務を一層効率的かつ効果的に推進するため、IT パスポートや Microsoft Office Specialist の資格取得を支援している。その結果、IT パスポートは延べ 11 名、Microsoft Office Specialist は延べ 24 名が資格を取得した。そのほか、「自己啓発手当支給内規」に則り、全専任職員を対象に自己啓発に資する書籍、機器備品等を購入するための自己啓発手当を毎年度 7 月に支給している（資料：自己啓発支援制度（語学力向上）について、自己啓発支援制度（IT 系スキル向上）について、自己啓発手当支給内規）。

また、キャリア支援センターでは、専門的知識に基づいた学生へのキャリア支援をおこなうため、大学が受講費用を負担し、新たに配属になった専任職員を業務時間内にキャリアコンサルタント講座へ参加させ、キャリアコンサルタントの資格取得を奨励している。

職員の配置については、各部署の業務内容及び業務量を踏まえ、専任職員、事務嘱託員、派遣職員を配置している。

<職員の採用及び昇格に関する規程の整備・適切な運用>

職員の採用については、「武蔵学園教職員任免規程」、「学校法人根津育英会武蔵学園人事委員会規程」に基づき実施している。具体的には、募集後、書類選考、筆記試験、面接を経て最終決定している。専任職員の最終選考にあたっては、人事委員会を開催し決定している（資料：武蔵学園教職員任免規程、学校法人根津育英会武蔵学園人事委員会規程）。

昇格については、「学校法人根津育英会武蔵学園事務職員人事評価規程」第 4 条第 2 項第 3 号に「教職員給与規程第 7 条に定める昇格は、昇進試験及び能力評価の結果に基づいて行う」と明示し、同第 13 条に（人事考課の積み重ねである）「能力評価は、事務局長が決定する。」と定めていた。しかし、実態としては「昇進試験」は実施していなかった。

そこで、第三期認証評価での指摘を踏まえ、事務局長による面接を昇進試験として位置づけ、昇格判定資料に事務局長との面接結果を明記し、昇進試験としての面接結果が明確になるよう改善を図った（資料：2021 年度の自己点検・評価結果に基づく改善状況シート（2022 年 7 月 21 日大学協議会資料 B-1(3)抜粋））。

また、2023 年 3 月に「学校法人根津育英会武蔵学園事務職員人事評価規程」を改正し、能力評価に業務目標の達成度を評価する業績評価を加えることで、多面的な評価を踏まえて昇格を決定できるようにした（資料：学校法人根津育英会武蔵学園事務職員人事評価規程一部改正案（2023 年 2 月 16 日常任理事会資料））。

以上のとおり提言で指摘された点について当該部局における改善が図られた。

その後、事務局長との面接を昇進試験と位置付けること自体の適切性や透明性の確保の観点から、全学自己点検・評価委員会及び内部質保証委員会では改善が不十分と評価し、内部質保証委員会よりさらなる改善が指示された（資料：2023 年度自己点検・評価結果に基づく改善方策）。また、2024 年度の三大学における相互評価結果においても指摘が付されたことから（資料：武蔵大学に対する相互評価結果（2024 年度）【Web】）、その結果を踏まえ、法人部門と大学部門があらためて改善の方向性について調整し、実態にあわせ「学校法人根津育英会武蔵学園事務職員人事評価規程」第 4 条第 2 項第 3 号の条文から「昇進試験」を削除し、「教職員給与規程第 7 条に定める昇格及び降格は、能力評価の結果に基づいて行う」に改正した（資料：学校法人根津育英会武蔵学園事務職員人事評価規程一部改正案（2025 年

4月17日常任理事会資料))。

<人事評価に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善>

職員の人事評価制度は、2010年7月に「学校法人根津育英会武蔵学園事務職員人事評価規程」を制定し、この規程に基づき実施している。さらに2018年度からは、個人の業務目標を設定する際に、中期計画の達成に向けた目標設定を義務付ける等の制度の見直しをおこない、現在は、この新制度に基づき、等級に応じた人事評価を実施している(資料：学校法人根津育英会武蔵学園事務職員人事評価規程、人事評価制度マニュアル)。これにより、各人が設定する業務目標は、原則として中期計画や事業計画に基づいて設定され、職員一人一人が学園全体の理念・目的の実現に向け取り組んでいる。

具体的には、業績評価により季末手当、人事考課により昇給が決定される。評価は1次評価、2次評価、最終評価と段階的におこない複層的に評価する体制となっている。人事評価にあたっては、1次評価者とは面談を実施、2次評価者、最終評価者とは必要に応じて面談を実施し、最終評価結果は、1次評価者を通じて本人に通知する。

業績評価について、職員のポテンシャル向上の観点で業務目標の難易度と達成度のマトリックス評価による総合評価の妥当性を検証した結果、2023年度上半期評価からマトリックス総合評価区分を詳細にし、さらなる処遇の改善を図った。

2025年4月に改正した「学校法人根津育英会武蔵学園事務職員人事評価規程」において、職員の昇格は人事考課及び業績評価の積み重ねによる「能力評価」を踏まえ決定することとする。昇格に関するルールから昇進試験の規定を削除することにより、人事考課と業績評価において上位の評価を受けているかを昇格の基準とすることで改善を図った。

<大学運営に必要なSDの組織的な実施>

2017年4月1日の大学設置基準の改正に伴い、本学では、「学校法人根津育英会武蔵学園スタッフ・ディベロップメント(SD)計画」を策定した(資料：学校法人根津育英会武蔵学園スタッフ・ディベロップメント(SD)計画)。本計画において、SDの対象は大学専任教員及び専任職員であると定め、これに基づき2017年度より、職員に加え、専任教員を対象としたSD研修を実施している。

しかし、2021年度に第三期認証評価を受審した際に「階層別研修」の取組が不十分であること、SD計画に基づく研修の実施・運営に関する規程等が定められていないことについて改善課題が付された。

そこで、2021年10月の大学協議会にて「2021年度認証評価実査を受けて改善すべき事項」として学長名にて改善指示がなされたことを受け、SD研修の規程化及び職員のSD研修については人事課、教員のSD研修については大学企画課にて検討をおこなった。

その結果、学内の状況やニーズにあわせて臨機応変に研修を行えるよう、規程ではなく実施・運営に関する具体的な年次計画を策定することで、適切に研修を実施することとした(資料：学校法人根津育英会武蔵学園スタッフ・ディベロップメント(SD)計画(改定前)、資料：研修計画(2022~2025年度))。

教員SDについては、「学校法人根津育英会武蔵学園SD計画」のうち、教員のSD研修部分の詳細を定めた。(資料：武蔵大学 教員のスタッフ・ディベロップメント(SD)研修実施

方針資料（2021 年度第 9 回大学協議会資料・議事録(抄)））

階層別研修については以下のとおり実施している。

■職員対象 SD

毎年度管理職と一般職を対象とした研修を実施している。

管理職に対してはマネジメントやファシリテーションをテーマとした組織管理能力の向上を図る研修を、一般職に対してはコミュニケーション活性化やチームビルディングをテーマとした職員間の連携をテーマとした研修を実施した。（資料：研修計画（2022～2025 年度））

具体的には、2022 年度は階層別研修のより一層の充実を図り、管理職層に対してはマネジメントの原理原則を学ぶ研修を、部長層・課長層それぞれに対して実施した。また新任管理職者に対する研修（外部研修への参加及び総務部長による人事評価制度に関する研修）も継続的に実施することとした。

一般職層に対しては、新たな試みとして、コミュニケーション活性化をテーマにグループ単位でディスカッションをおこなってアイデアを出し合い、成果発表までおこなう研修を実施した。さらに、中途採用者（入職 3 年以内）に対する研修も実施した。

また、全職員を対象に、事務局長を講師として、寄附行為、大学学則及び適用法令に関する研修を実施した。

武蔵学園教職員人権委員会主催研修としては、2022 年度は「ハラスメントとマナー逸脱の狭間」をテーマとした人権研修を、学園人権相談員（弁護士）を講師としてオンラインで実施した。

また、2024 年度に経営企画室を中心に課題改善プロジェクトを立ち上げ、「Excel 研修」、「業務削減、RPA 研修」を実施することにより個々の職員のスキル向上を図るとともに、各部署の職員を講師とした勉強会を全 6 回実施し、各部署のノウハウを共有する機会を設けた。

■教員対象 SD

新任教員対象の研修としては「新任教員ガイダンス」を着任時に開催し、本学の理念や各種方針に関する学長からの講話や事務組織研修等をおこなっている。一般教員対象には、毎年度実施している「FD 研修会」を 2023 年度より「FD・SD 研修会」に変更し、教学マネジメントをテーマとして研修会を実施している。なお、希望すれば職員も参加可能である。（資料：2024 年度新任教員ガイダンス資料、2023 年度武蔵大学 FD 活動報告書「2023 年度 FD 活動の取組み」【Web】、FD・SD 研修会報告、2023～2025 年度武蔵大学 FD・SD 研修会チラシ）。

2024、2025 年度には、役職教員対象の研修として、学長、学部長等の大学執行部を対象に、本学卒業生の進路・就職状況に関する研修をおこなった（資料：教員 SD 研修会（役職教員対象）次第）。学生の進路に関する研修は今後も継続して実施予定である。

さらに、2023 年度にダイバーシティセンターが開設したことにあわせ、教職員対象のダイバーシティ研修や主に教員対象の授業のユニバーサルデザインに関する研修等も新たに開始している（資料：ダイバーシティセンター主催研修（2023～2025 年度））。

以上のとおり提言で指摘された点については、対応の必要性を慎重に判断したうえで、改善が図られている。

ただし、所管部局から提出された改善状況の報告において SD 計画に基づく研修の実施・運営に関する規程を制定しない理由が明記されておらず、全学自己点検・評価委員会及び内部質保証委員会では改善が不十分と評価された。また、2024 年度の他大学との相互評価結果において、学園 SD 計画に関する指摘が付された（資料：武蔵大学に対する相互評価結果（2024 年度））。

以上を踏まえ、再度担当部局にて検討した結果、SD 研修の規程化については、学内の状況やニーズにあわせて臨機応変に研修を行えるよう、規程ではなく実施・運営に関する具体的な年次計画を策定することとした。あわせて、武蔵学園スタッフ・ディベロップメント（SD）計画と毎年度実施している研修内容に不一致が見られたため、2025 年 5 月末に武蔵学園 SD 計画を改定し、学園 SD 計画、教員 SD 研修方針の内容を更新するとともに、研修の具体的な内容はその都度、状況にあわせて必要なテーマを検討のうえ、年度初めに研修計画を学内に周知することを明示した（資料：学校法人根津育英会武蔵学園スタッフ・ディベロップメント（SD）計画（2025 年度改定）、資料：武蔵大学 教員のスタッフ・ディベロップメント（SD）研修実施方針（2025 年度改定）、資料：2025 年度事務職員研修について（学内イントラ掲示板による連絡））。

その後 2025 年度の改善報告書検討結果にて、再度 SD 研修の規程化が求められたため、人事課及び大学企画課にて調整のうえ 2026 年度に SD 規程を制定予定である（資料：2026 年度第 1 回内部質保証委員会議事録）。

評価項目④

大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

＜評価の視点＞

- ・監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

＜監査の適切性＞

監査については、監事、会計監査人及び内部監査室による監査を実施している。

監事は、「学校法人根津育英会武蔵学園寄附行為」及び「学校法人根津育英会武蔵学園監事監査規程」に基づき、常勤監事及び非常勤監事の計 2 名が本法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について監査をおこなっている。常勤監事は月次の常任理事会に出席し、両監事は学内理事による週次の定例会議、理事会及び評議員会に出席することで、大学運営の状況を把握している（資料：学校法人根津育英会武蔵学園寄附行為、学校法人根津育英会武蔵学園監事監査規程、第 288 回評議員会（2025 年定時評議員会）議事録）。

会計監査人による監査は、会計監査人が作成する年間監査スケジュールに基づき、期中及び期末監査が実施されると同時に、その結果については報告会が開かれている。

内部監査室は、「内部統制システムの基本方針」「学校法人根津育英会武蔵学園内部監査規程」に基づき、大学を含む法人運営の体制整備と運用状況を監査し、監査結果を内部監査報告書に取纏め、理事長宛に提出している。また、監査結果を専務理事/事務局長/関連部署長/常勤・非常勤監事に報告し、改善事項がある場合、事務局長等に改善案等を提言し、改善状況についても継続的に点検している。なお、大学を含む法人の内部統制システムの整備/運用状況については、2024 年度まで各業務監査の中に含めて点検/評価していたが、2025 年度監査から個別の「内部統制システム監査」として実施している（資料：2025 年度内部統制システム監査報告書、2025 年度予算執行プロセス監査報告書、2025 年度武蔵大学公的研究費監査報告書）。

<大学運営の適切性に関する点検・評価、点検・評価結果に基づく改善・向上のための取組>

大学運営の適切性についての点検・評価は、事務局長、大学事務局長、総務部等を中心に、事業計画・事業報告と「大学基準」に則った点検・評価項目に基づく「自己点検・評価シート」を用いて定期的に実施している。

各部局による自己点検・評価結果は、各部局において改善・向上のための取組に活用するとともに、全学自己点検・評価委員会にて全学的な観点からも点検・評価をおこない、その結果を内部質保証委員会に報告する。内部質保証委員会は、改善が必要と判断した事項について改善案を策定し、各部局へ改善に向けた取組を指示する。また、事務組織の適切性については事務局長が適宜検討しており、大学部門の意見も踏まえ、学園全体の職員数等を勘案し、必要に応じて見直している。

また、学長の責任の下でおこなわれる校務運営の状況を評価し、校務運営の改善に資するため、大学校務運営評価委員会を設置している。評価結果については、学園長が学長に通知し、改善等の必要がある事項について対応を指示している。大学校務運営評価委員会による評価結果については、常任理事会に評価結果を報告している。

さらに、日本私立大学連盟策定の「私立大学ガバナンス・コード」の遵守状況について定期的に点検・評価をおこない、その結果を Web サイトに公表している。

大学運営の改善・向上のための取組の一例として、2019 年度に武蔵学園大学部門中期計画推進会議を設置し、法人部門と大学部門が連携して課題や問題点を共有し改善に取り組んでいること等が挙げられる。

また、2025 年度の改善報告書検討結果にて、再度 SD 研修の規程化が求められたため、内部質保証委員会での検討の結果、人事課に対し SD 規程制定に関する検討を要請した（資料：2026 年度第 1 回内部質保証委員会議事録）。人事課及び大学企画課にて検討のうえ、2026 年度に SD 規程を制定することで調整中である。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

【長所】

- ・ 学長のガバナンス体制と意思決定プロセスの明確化・透明性の確保

2015 年の学校教育法改正に対応し、学則や関連規程において学長、副学長、大学協議

会、教授会等の権限と役割分担（審議・意見具申と学長決定のプロセス）を明確に定義した。学長選任においては、選考委員会による公示や複数候補者の推薦に加え、学内推薦権者による「意向投票制度」を設けるなど、手続きの透明性と適正性が高く保たれている。

- ・ 中期計画を軸とした厳正かつ計画的な予算編成・執行体制の確立
第四次中期計画の重点事業（リベラルアーツ、データサイエンス、グローバル化、DX等の推進）に連動した予算編成方針を経営協議会で決定し、教職員への説明会を通じて周知している。予算査定では、専務理事・学長・副学長らによる厳格な検証を行い、執行時も「調達規程」に基づき多段階の承認ルートを機能させるなど、会計システムを活用した透明性と費用の対効果が高い財務管理が行われている。
- ・ 教職協働の定着と多面的な職員人事評価・資質向上支援の充実
各センター・事務部局において教員（センター長等）と職員が密に連携し、月1回の学長定例会議など、強固な「教職協働」が実践されている。また、中期計画達成に向けた目標管理型人事評価（業績評価・人事考課）を導入し、能力開発面でも語学やITスキル（ITパスポートやMOS等）の資格取得支援、課題改善プロジェクト（RPA研修等）など、組織的な職員支援・SD活動が展開されている。

【問題点】

- ・ 外部・内部の指摘に対する規程化・制度整備の迅速性とプロセスにおける課題
第3期認証評価や他大学との相互評価、学内の内部質保証委員会から重ねて指摘のあった「職員昇格における昇進試験の実態乖離」や「SD計画に基づく研修の実施・運営に関する規程の未整備」への対応について、2025年の規程改正や研修年次計画の周知等による改善を図ってきたものの、所管部局における検討プロセスや規程化を見送る理由の明記不足などにより、長らく「改善不十分」との再指摘を受ける状況が続いた。2026年度中の「SD規程」制定に向けて現在調整中だが、指摘に対する迅速な組織的合意形成と制度化のスピードに課題が残る。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

【改善・発展方策】

- ・ 2026年度中の「大学SD規程」制定の確実な実行と内部質保証プロセスの迅速化
全学自己点検・評価委員会及び内部質保証委員会からの度重なる要請、並びに他大学との相互評価の結果を真摯に受け止め、人事課及び大学企画課において調整を進めている「大学SD規程」を2026年度中に確実に制定・施行する。また、外部からの指摘や学内点検によって抽出された課題について、法人部門と大学部門の連携（武蔵学園大学部門中期計画推進会議等）をさらに密にし、制度変更や規程化を迅速かつ組織的に遂行できる体制へとガバナンスを強化する。

【全体のまとめ】

- ・ 本章では、「大学運営に関する方針」に基づき、理事長・学長制のもとでの教学組織と法人組織の権限・責任が明確に区分され、明文化された規程に従って適正な大学運営や

予算編成・執行、監査が実施されていることを確認した。教職協働の定着、人事評価制度の改善、階層別研修を含む SD 活動の実施など、教職員の資質向上に向けた取組も着実に進められている。今後は、学内の点検・評価体制（大学校務運営評価委員会やガバナンス・コードの点検等）を実効的に機能させ、これまでに指摘のあった大学 SD 規程の整備をはじめとする制度的課題について、迅速な意思決定と確実な改善を果たすことで、ガバナンスのさらなる信頼性向上を図る。

第10章 大学運営・財務（2）財務（基本情報一覧）

財務関係資料

	URL・印刷物の名称
<国立大学>	
財務諸表（6カ年分）	
決算報告書（6カ年分）	
事業報告書	
監事による監査報告書（6カ年分）	
監査法人又は公認会計士による監査報告書（6カ年分）	
<公立大学>	
財務諸表（6カ年分）	
決算報告書（6カ年分）	
事業報告書	
監事による監査報告書（6カ年分）	
監査法人又は公認会計士による監査報告書（6カ年分）	
<私立大学>	
財務計算書類（6カ年分）	財務計算書類（6カ年分）
財産目録	財産目録
事業報告書	https://www.musashigakuen.jp/gakuen/zigyousaimu/keikaku_houkoku_yosan_kessan.html
監事による監査報告書（6カ年分）	監事による監査報告書（6カ年分）
監査法人又は公認会計士による監査報告書（6カ年分）	独立監査人の監査報告書（6カ年分）
備考：	

1. 現状分析

評価項目①

教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。

＜評価の視点＞

- ・具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか。
- ・財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。

＜中・長期の財政計画の適切な策定＞

本学では、第四次中期計画に掲げた施策の実現に向けて、学園の財務体質を向上させ、収益力を高めるために、大学の収容定員を4,000人未満の規模とし、計画期間中の経常収支黒字の極力維持、毎年度の教育活動収支の均衡の維持、リソース配分の見直しと効率化を図り、人件費総額の抑制を図るという方針を明示している。長期試算を策定し、長期的に資金破綻しないようにしている。なお、財務関係比率は特には目標値は設定していないが、基本金組入前当年度収支差額をプラスとすることを原則として、各年度の特性に応じた予算編成をおこなっている（資料：武蔵学園第四次中期計画 概説、試算表）。

評価項目②

教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。

＜評価の視点＞

- ・教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。
- ・授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。

＜将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤＞

本学の過去4年間(2022～2025年度)の財務状況は、「事業活動収支計算書関係比率・貸借対照表関係比率」に示すとおりである(大学基礎データ表9-11)。

2024年度の本学園の負債比率は9.4%(2023年度全国平均13.3%。以下同様)、積立率は107.6%(全国平均75.9%)と良好な財務状態を維持している。設備投資についても全て自己資金で賄っており借入をおこなっていない。

＜外部資金の獲得状況と資産運用実績＞

文部科学省科学研究費補助金については、担当部局である研究支援課が申請のための支援をおこなっている。文部科学省科学研究費助成事業の新規採択率は、2024年度20.0%、2025年度40.9%(注：年度は研究課題の採択年度)であり、年度によって若干の増減はあるものの、比較的安定した水準を維持している(資料：第271回常任理事会(2025.5)「Ⅲ-6 2025年度科学研究費助成事業採択者について」)。一方、科学研究費補助金以外の競争的資金は、機関管理が必須となっているものに限定して管理しているが、2023年度は3件、2024年度は4件と、増加傾向にある(資料：大学基礎データ表8)。

寄付金の取扱いについては、「学校法人根津育英会武蔵学園寄付金等取扱規程」に規定し、寄付金獲得増の諸政策を進めている。2022年4月から第四次中期計画に基づき、年間寄付金目標を90,000,000円とした。総務部募金事務室が中心となり、卒業生や企業に働きかけをした。その結果、2025年4月～2026年3月末時点の寄付金額実績は、計180,155,000円、

目標の200%増となった(資料:学校法人根津育英会武蔵学園寄付金等取扱規程、2025年度事業報告書6募金(寄付)状況)。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

【長所】

- ・ 健全かつ安定した財政基盤の維持と自己資金による経営
過去4年間(2022~2025年度)において良好な財務状態を維持している。2024年度実績において、本学園の負債比率は9.4%(全国平均13.3%)、積立率は107.6%(全国平均75.9%)と、いずれも全国平均を大きく上回る極めて健全な数値をマークしている。また、校地・校舎等の施設設備投資を含めすべて自己資金で賄っており、借入金なしの安定経営を継続している点は大きな強みである。
- ・ 多角的な外部資金の獲得と寄付金目標の大幅な超過達成
授業料収入への過度な依存を避けるため、収入の多様化を積極的に推進している。第四次中期計画で設定した年間寄付金目標(9,000万円)に対し、総務部募金事務室を中心に卒業生や企業への戦略的な働きかけをおこなった結果、2025年度実績で1億8,015万5,000円(目標の200%増)という顕著な成果を上げている。加えて、科研費の安定的な新規採択(2025年度採択率40.9%)や、その他の競争的資金の獲得件数も増加傾向にある。

【問題点】

- ・ 授業料収入への依存低減に向け、科研費・機関管理型競争的資金の獲得強化が必要である。
- ・ 第四次中期計画の重点事業への戦略的予算配分の継続と成果検証が課題である。
- ・ 財政計画における客観的な財務関係比率の指標(目標値)設定の見送り
第四次中期計画において「毎年度の教育活動収支の均衡維持」「リソース配分の効率化」「人件費総額の抑制」等の方針を掲げ、長期試算による資金検証を行っているものの、健全な運営を客観的に評価・管理するための「財務関係比率に関する具体的な指標や目標値」そのものは設定されていない。「基本金組入前収支差額のプラス維持」という原則的な予算編成に留まっており、定量的な指標管理の導入にはいたっていない。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

【改善・発展方策】

- ・ 本学園に適した定量的財務指標・目標値の導入検討と財政管理の高度化
現在の強固な財政基盤を将来にわたって維持・発展させるため、次期中期計画等の策定を見据え、本学園の規模や特性に合致した主要な財務関係比率(消費収支比率、人件費比率、運用資産関連の比率など)の具体的な定量的目標値(ベンチマーク)の設定について経営協議会等での検討を開始する。これにより、財政計画の客観性と、中長期的な財政運営のシミュレーション精度をさらに高める。

【全体のまとめ】

- ・ 本章では、第四次中期計画に掲げた施策や財務方針に基づき、教育研究活動を安定して遂行するための強固な財政基盤が確立されていることを確認した。借入金ゼロの健全な負債比率、高い積立率を維持しつつ、募金活動の強化による寄付金目標の200%増達成や、科研費等の外部資金の着実な獲得など、収入の多角化においても優れた成果を上げている。今後は、この良好な財務環境に安住することなく、客観的な財務指標・数値目標の導入を検討することで、中長期的な財政計画の管理水準をさらに向上させ、本学の教育研究水準の持続的な維持・向上を支えていく。